

第2章 地域の概況

第2章 地域の概況

2.1 長野広域連合管内の概要

本連合は、長野県の北部に位置し、面積は1,558.39km²、範囲は東西約56km、南北約50kmにわたり、長野市を中心とした半径約25kmの円に包含される地域を圏域としている。

構成市町村は、3市4町2村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）で構成されており、人口規模約54万人余を擁する広域市町村圏である。

本連合管内は、重要な観光資源となっている温泉が多数点在するほか、緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や千曲川、犀川などの水量豊かな河川、さらには上信越高原国立公園を中心とした山里の自然環境など、信州固有の風土を有している。

対象事業実施区域が位置する千曲市は、市の中央に千曲川が流れ、周辺を山地に囲まれた地域であり、市内には信州屈指とされる戸倉上山田温泉が存在するほか、“一目十万本”といわれる日本一のあんずの里、国の重要文化的景観に選定された姨捨の棚田など魅力的な観光資源がある地域である。

本事業の対象事業実施区域となる千曲市大字屋代字中島は、千曲市の北端に位置し、現在は堤防道路沿いの農地として利用されており、北側には一級河川の千曲川が流れ、その対岸は長野市となっている。

また、南側には長野自動車道の更埴インターチェンジ、西側には北陸新幹線の高架、東側にはしなの鉄道及び国道18号が存在し、対象事業実施区域内には中部電力株式会社所有の鉄塔が存在している。

対象事業実施区域は、現在、都市計画法上の用途地域は指定されていない。なお、「千曲市都市計画マスタープラン」（平成21年8月 千曲市）によると、対象事業実施区域及びその周囲は、既に工業施設の立地もみられるほか、交通利便性にも優れることから、今後良好な工業地の誘導を図るため、工業系用途地域の指定を検討していく地域とされている。

2.2 社会的状況

社会的状況としての人口分布等の統計的な項目については、長野広域連合圏域の市町村を対象とした。また、対象事業実施区域周辺の状況を把握する項目については、対象事業実施区域を中心とする概ね半径4km範囲を基本として調査を行った。

2.2.1 人口及び産業の状況

1 行政区画の状況

本連合を構成する市町村の位置は、図2-2-1に示すとおりである。

「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、本連合を構成する9市町村のうち小布施町を除く8市町村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）による広域的な枠組みで、ごみ処理が行われている。

なお、長野市内の豊野地区については、平成17年1月1日に旧豊野町が長野市に合併した地区であるが、ごみ焼却、最終処分及びし尿処理は、本連合の管外の北信保健衛生施設組合で行っている。



出典：長野広域連合資料

図 2-2-1 本連合を構成する市町村の位置

2 人口・世帯数の状況

本連合管内の人口及び世帯数の推移は表2-2-1、表2-2-2及び図2-2-2に示すとおりである。

全体としては、本連合管内の人口は緩やかな減少傾向にある。また、世帯数はほぼ横ばい傾向を示している。

表 2-2-1 人口（各年 10 月 1 日現在）

単位：人

市町村名 \ 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
千曲市	62,603	62,068	61,798	61,587	61,193
長野市	377,023	381,511	380,768	379,867	378,882
信州新町	5,022	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
中条村	2,282	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
須坂市	52,667	52,168	51,924	51,549	51,234
坂城町	15,903	15,730	15,568	15,310	15,085
小布施町	11,135	11,072	11,048	11,001	10,954
信濃町	9,340	9,238	9,120	8,967	8,761
飯綱町	11,995	11,865	11,661	11,483	11,372
小川村	3,091	3,041	2,980	2,941	2,905
高山村	7,455	7,563	7,464	7,410	7,354
計	558,516	554,256	552,331	550,115	547,740

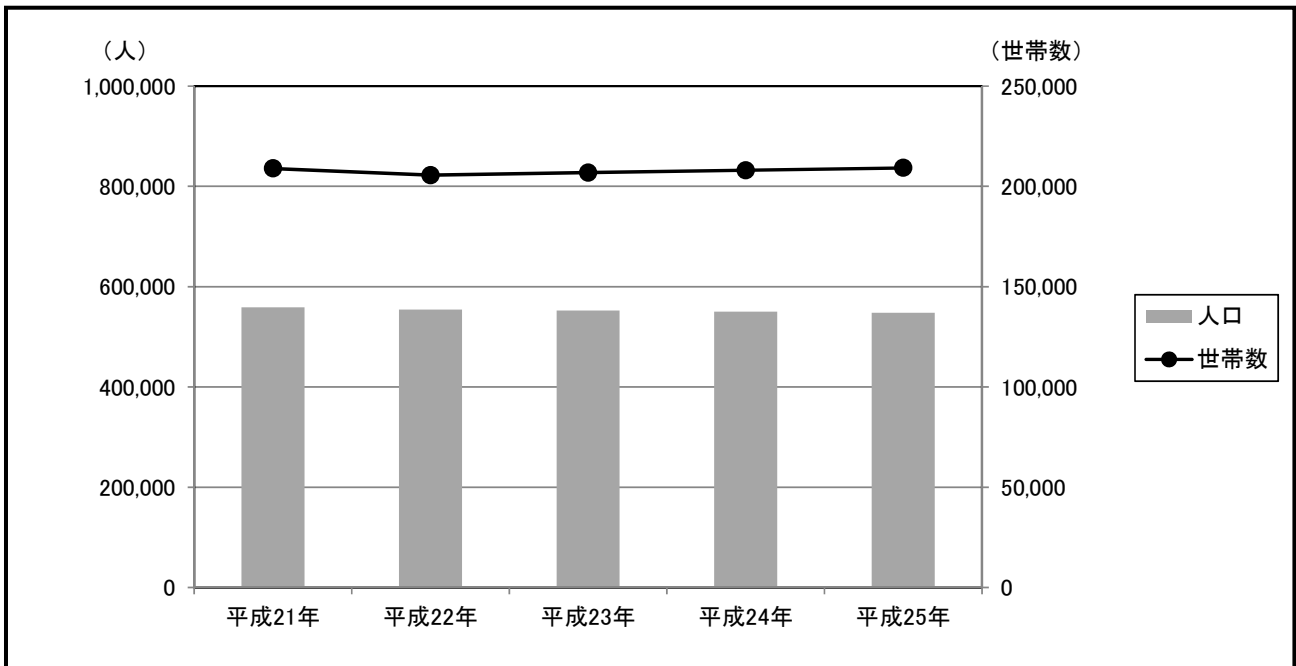
出典：「市町村別人口と世帯（各年10月1日）」（長野県ホームページ）

表 2-2-2 世帯数（各年 10 月 1 日現在）

単位：世帯

市町村名 \ 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
千曲市	21,849	21,449	21,565	21,747	21,877
長野市	145,935	146,520	147,510	148,430	149,437
信州新町	1,979	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
中条村	932	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
須坂市	18,477	18,106	18,179	18,254	18,352
坂城町	5,563	5,505	5,526	5,504	5,475
小布施町	3,521	3,511	3,535	3,579	3,578
信濃町	3,293	3,247	3,270	3,260	3,251
飯綱町	3,833	3,788	3,793	3,785	3,821
小川村	1,197	1,152	1,146	1,136	1,125
高山村	2,306	2,288	2,285	2,284	2,289
計	208,885	205,566	206,809	207,979	209,205

出典：「市町村別人口と世帯（各年10月1日）」（長野県ホームページ）



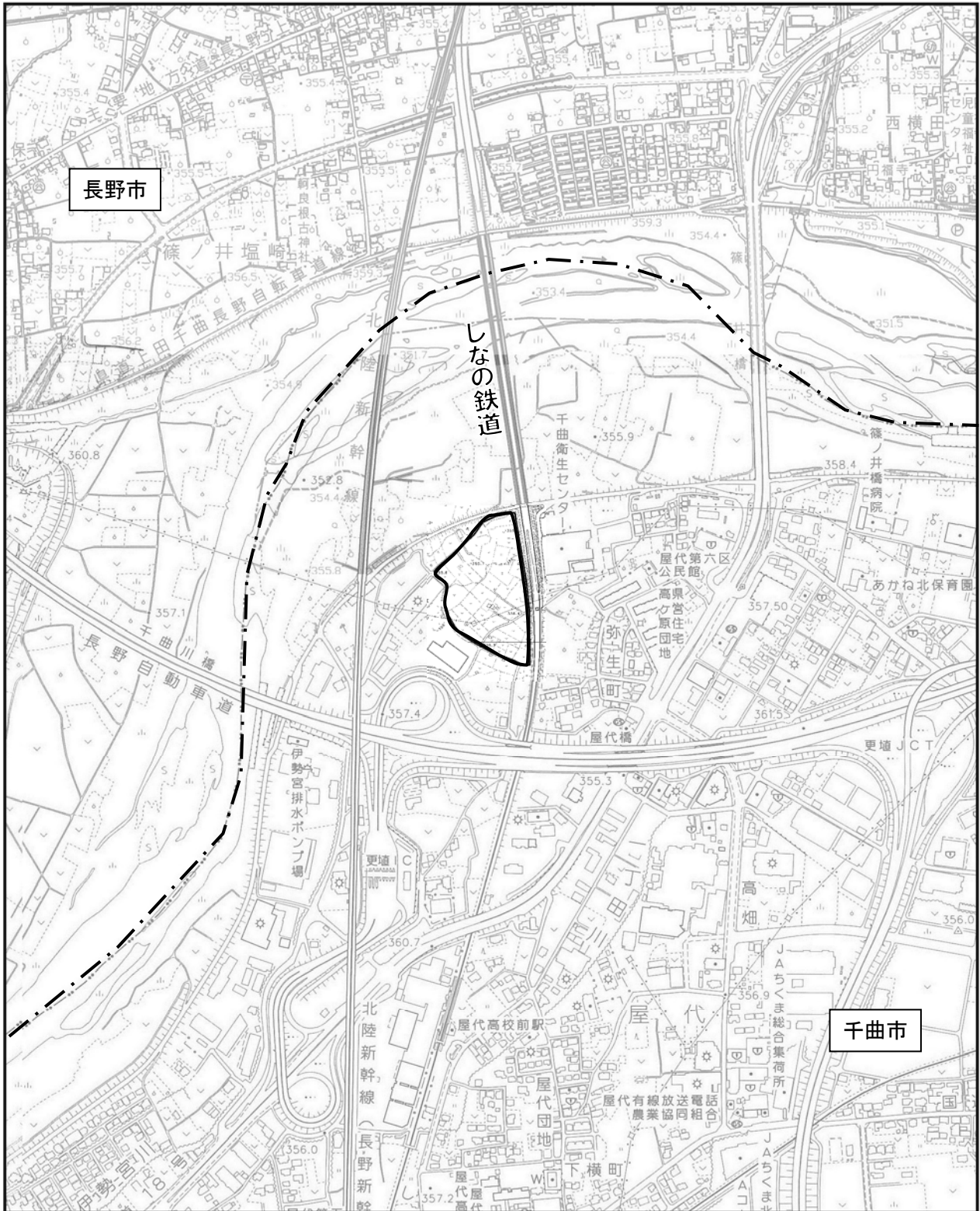
出典：「市町村別人口と世帯（各年10月1日）」（長野県ホームページ）を基に作成

図 2-2-2 本連合管内の人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

3 住宅等の分布

対象事業実施区域周辺の住宅等の分布状況は図2-2-3のとおりである。

対象事業実施区域から東側にしなの鉄道を隔て住宅が分布し、南側にも長野自動車道を隔て数戸の住宅が分布している。

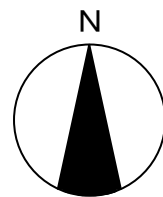


凡 例

□ 対象事業実施区域

--- 市境

この地図は、10,000分の1「千曲市No.1」（平成20年8月 千曲市）、
「長野市19-8」（平成20年5月 長野市）に加筆したものである。



0 100m 200m 400m

図 2-2-3 対象事業実施区域周辺の住宅等分布状況

4 産業別就業者数の推移

本連合管内における産業別就業者数の推移は表2-2-3に、直近の調査である平成22年の内訳の詳細は表2-2-4(1), (2)に示すとおりである。

表 2-2-3 産業別（大分類）就業者数の推移

単位：人

市町村名		年次	就業人口				合計
現在	旧		第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	
千曲市	-	平成22年	2,225	10,009	17,595	135	29,964
		平成17年	3,266	11,228	18,188	191	32,873
		平成12年	-	-	-	-	-
	更埴市	平成22年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	2,066	7,664	10,756	15	20,501
	戸倉町	平成22年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	817	3,979	4,999	1	9,796
	上山田町	平成22年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成17年	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ	千曲市へ
		平成12年	529	1,157	2,134	0	3,820
長野市	長野市	平成22年	12,548	40,276	128,977	14,007	195,808
		平成17年	15,393	43,603	130,693	5,211	194,900
		平成12年	13,855	50,705	123,931	2,964	191,455
	鬼無里村	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	359	408	573	0	1,340
	戸隠村	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	855	655	1,565	1	3,076
	大岡村	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	299	226	317	2	844
	豊野町	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成12年	1,359	1,432	2,835	6	5,632
	信州新町	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ
		平成17年	724	846	1,389	0	2,959
		平成12年	742	1,125	1,437	0	3,304
中条村	平成22年	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	長野市へ	
	平成17年	342	299	577	5	1,223	
	平成12年	421	474	644	0	1,539	
須坂市	平成22年	3,072	7,727	14,679	718	26,196	
	平成17年	3,678	9,245	14,985	51	27,959	
	平成12年	3,619	11,384	14,421	41	29,465	
坂城町	平成22年	626	3,425	3,562	32	7,645	
	平成17年	856	3,962	3,751	34	8,603	
	平成12年	978	4,793	3,541	10	9,322	
小布施町	平成22年	1,488	1,593	3,106	71	6,258	
	平成17年	1,592	1,865	3,203	15	6,675	
	平成12年	1,587	2,149	2,997	5	6,738	
信濃町	平成22年	626	1,259	2,740	41	4,666	
	平成17年	883	1,513	2,891	30	5,317	
	平成12年	798	1,863	2,997	2	5,660	
飯綱町	-	平成22年	1,717	1,549	3,478	43	6,787
		平成17年	2,005	1,816	3,625	57	7,503
		平成12年	-	-	-	-	-
	牟礼村	平成22年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ
		平成17年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ
		平成12年	830	1,178	2,290	2	4,300
三水村	平成22年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	
	平成17年	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	飯綱町へ	
	平成12年	1,210	909	1,277	0	3,396	
小川村	平成22年	253	414	752	3	1,422	
	平成17年	524	513	792	1	1,830	
	平成12年	446	692	790	0	1,928	
高山村	平成22年	812	1,318	1,981	15	4,126	
	平成17年	964	1,526	1,933	10	4,433	
	平成12年	974	1,829	1,816	8	4,627	

出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）
 国勢調査（平成12年、17年、22年）

表 2-2-4(1) 産業別大分類就業者数 (平成 22 年)

単位：人

市町村名	千曲市	長野市	須坂市	坂城町	小布施町	信濃町	飯綱町	小川村	高山村	広域圏 合計
農業	2,197	12,251	3,050	619	1,487	604	1,707	244	805	22,964
林業	20	294	21	6	1	22	10	9	7	390
漁業	8	3	1	1	0	0	0	0	0	13
小計	2,225	12,548	3,072	626	1,488	626	1,717	253	812	23,367
鉱業、採石業、砂利採取業	8	56	11	3	2	0	0	0	1	81
建設業	2,220	15,819	2,047	499	443	444	588	179	403	22,642
製造業	7,781	24,401	5,669	2,923	1,148	815	961	235	914	44,847
小計	10,009	40,276	7,727	3,425	1,593	1,259	1,549	414	1,318	67,570
電気・ガス・熱供給・水道業	83	1,202	104	10	11	19	33	5	15	1,482
情報通信業	454	6,115	414	68	80	55	91	8	49	7,334
運輸業、郵便業	1,367	9,119	1,203	250	187	179	256	54	168	12,783
卸売業、小売業	4,640	32,414	3,754	949	834	569	848	185	480	44,673
金融業、保険業	557	6,656	545	129	101	41	98	14	49	8,190
不動産業、物品賃貸業	266	2,727	174	39	28	43	27	9	19	3,332
学術研究、専門・技術サービス業	534	5,666	574	144	97	88	114	20	63	7,300
宿泊業、飲食サービス業	1,944	10,713	1,248	304	268	533	240	68	244	15,562
生活関連サービス業、娯楽業	1,172	6,490	788	264	173	198	221	33	107	9,446
教育・学習支援業	1,206	8,384	864	231	263	145	241	39	107	11,480
医療・福祉	3,016	19,929	2,773	678	609	454	762	148	369	28,738
複合サービス事業	287	1,621	204	68	85	50	81	19	41	2,456
サービス業（他に分類されないもの）	1,177	10,936	1,174	249	222	231	261	86	180	14,516
公務（他に分類されるものを除く）	892	7,005	860	179	148	135	205	64	90	9,578
小計	17,595	128,977	14,679	3,562	3,106	2,740	3,478	752	1,981	176,870
分類不能の産業	135	14,007	718	32	71	41	43	3	15	15,065
合計	29,964	195,808	26,196	7,645	6,258	4,666	6,787	1,422	4,126	282,872

出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）
国勢調査（平成22年）

表 2-2-4(2) 産業別大分類就業者の割合 (平成 22 年)

単位：%

市町村名	千曲市	長野市	須坂市	坂城町	小布施町	信濃町	飯綱町	小川村	高山村	広域圏 合計
農業	7.33	6.26	11.64	8.10	23.76	12.94	25.15	17.16	19.51	8.12
林業	0.07	0.15	0.08	0.08	0.02	0.47	0.15	0.63	0.17	0.14
漁業	0.03	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計	7.43	6.41	11.73	8.19	23.78	13.42	25.30	17.79	19.68	8.26
鉱業、採石業、砂利採取業	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.00	0.00	0.00	0.02	0.03
建設業	7.41	8.08	7.81	6.53	7.08	9.52	8.66	12.59	9.77	8.00
製造業	25.97	12.46	21.64	38.23	18.34	17.47	14.16	16.53	22.15	15.85
小計	33.40	20.57	29.50	44.80	25.46	26.98	22.82	29.11	31.94	23.89
電気・ガス・熱供給・水道業	0.28	0.61	0.40	0.13	0.18	0.41	0.49	0.35	0.36	0.52
情報通信業	1.52	3.12	1.58	0.89	1.28	1.18	1.34	0.56	1.19	2.59
運輸業、郵便業	4.56	4.66	4.59	3.27	2.99	3.84	3.77	3.80	4.07	4.52
卸売業、小売業	15.49	16.55	14.33	12.41	13.33	12.19	12.49	13.01	11.63	15.79
金融業、保険業	1.86	3.40	2.08	1.69	1.61	0.88	1.44	0.98	1.19	2.90
不動産業、物品賃貸業	0.89	1.39	0.66	0.51	0.45	0.92	0.40	0.63	0.46	1.18
学術研究、専門・技術サービス業	1.78	2.89	2.19	1.88	1.55	1.89	1.68	1.41	1.53	2.58
宿泊業、飲食サービス業	6.49	5.47	4.76	3.98	4.28	11.42	3.54	4.78	5.91	5.50
生活関連サービス業、娯楽業	3.91	3.31	3.01	3.45	2.76	4.24	3.26	2.32	2.59	3.34
教育・学習支援業	4.02	4.28	3.30	3.02	4.20	3.11	3.55	2.74	2.59	4.06
医療・福祉	10.07	10.18	10.59	8.87	9.73	9.73	11.23	10.41	8.94	10.16
複合サービス事業	0.96	0.83	0.78	0.89	1.36	1.07	1.19	1.34	0.99	0.87
サービス業（他に分類されないもの）	3.93	5.59	4.48	3.26	3.55	4.95	3.85	6.05	4.36	5.13
公務（他に分類されるものを除く）	2.98	3.58	3.28	2.34	2.36	2.89	3.02	4.50	2.18	3.39
小計	58.72	65.87	56.04	46.59	49.63	58.72	51.25	52.88	48.01	62.53
分類不能の産業	0.45	7.15	2.74	0.42	1.13	0.88	0.63	0.21	0.36	5.33
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

備考）産業3部門別（小計）の割合は、「分類不能の産業」を含んで計算しているため国勢調査の割合と異なる。
出典：長野県統計情報データベース（長野県ホームページ）
国勢調査（平成22年）

2.2.2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路及び鉄道の路線図は、図2-2-4に示すとおりである。

1 道路

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路として、上信越自動車道、長野自動車道、国道18号、国道403号が挙げられる。また、対象事業実施区域の南側には更埴インターチェンジが、南東には更埴ジャンクションが存在している。

対象事業実施区域及びその周囲における平成22年度道路交通センサス調査（全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査）の調査結果は表2-2-5に、対象路線は図2-2-4に示すとおりである。最寄の交通量観測地点における平日12時間交通量は、長野自動車道（区間番号00340）で20,817台、国道18号（区間番号10090）で36,043台となっている。

2 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道としては、J R東日本の北陸（長野）新幹線、篠ノ井線及びしなの鉄道がある。対象事業実施区域の東側をしなの鉄道が、西側を北陸（長野）新幹線が走っている。

表 2-2-5 道路交通センサ調査結果（平成 22 年度）

交通量 調査単位 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	平日 12 時間交通量 (台)	休日 12 時間交通量 (台)
00330	長野自動車道	姨捨 SIC~更埴	19,058	27,914
00340	長野自動車道	更埴~更埴 JCT	20,817	28,963
10090	一般国道 18 号	千曲市大字屋代	36,043	16,503
13100	一般国道 403 号	-	7,757	-
13110	一般国道 403 号	-	7,757	-
13120	一般国道 403 号	千曲市大字土口	7,673	-
13130	一般国道 403 号	千曲市大字屋代 1000	6,580	-
13140	一般国道 403 号	-	6,771	-
13150	一般国道 403 号	千曲市大字野高場 1755-8	10,271	-
13160	一般国道 403 号	千曲市大字桑原東区 625-2	2,504	-
42430	長野信州新線	-	11,571	-
42440	長野信州新線	長野市篠ノ井二ッ柳南善司坊 607-1	11,611	-
42450	長野信州新線	-	11,472	-
42480	長野信州新線	長野市篠ノ井塩崎秋葉山	1,894	-
42570	長野上田線	-	18,440	-
42580	長野上田線	-	18,440	-
42590	長野上田線	-	18,440	-
42600	長野上田線	長野市篠ノ井塩崎山崎 3070	3,164	-
42610	長野上田線	長野市篠ノ井塩崎	7,149	-
42620	長野上田線	千曲市大字八幡新宿 3333	4,770	-
43060	戸隠篠ノ井線	長野市篠ノ井布施五明 755-2	2,749	-
43070	戸隠篠ノ井線	-	4,224	-
43080	戸隠篠ノ井線	-	4,224	-
43090	戸隠篠ノ井線	-	4,189	-
63020	森篠ノ井線	千曲市大字雨宮 1487-2	2,336	-
63040	屋代停車場線	千曲市大字小島 3137	2,004	-
63090	姨捨停車場線	千曲市大字新田 733-2	12,824	-
63880	犀口下居返線	長野市岡田元組 1157-5	4,940	-
63910	松代篠ノ井線	長野市篠ノ井東福寺上組 585-17	2,978	-
63920	松代篠ノ井線	-	2,794	-
63930	松代篠ノ井線	-	2,794	-
63940	清野篠ノ井停車場	長野市松代町岩野	3,423	-
63950	清野篠ノ井停車場	-	3,866	-
63960	清野篠ノ井停車場	-	11,571	-
64040	白石千曲線	千曲市大字屋代 435-5	6,183	-
64140	川口田野口篠ノ井	-	588	-
64160	稻荷山停車場線	-	4,443	-
64790	川合川中島線	長野市稲里町田牧広栄 394-4	4,732	-

備考) 1. 「-」 観測なし

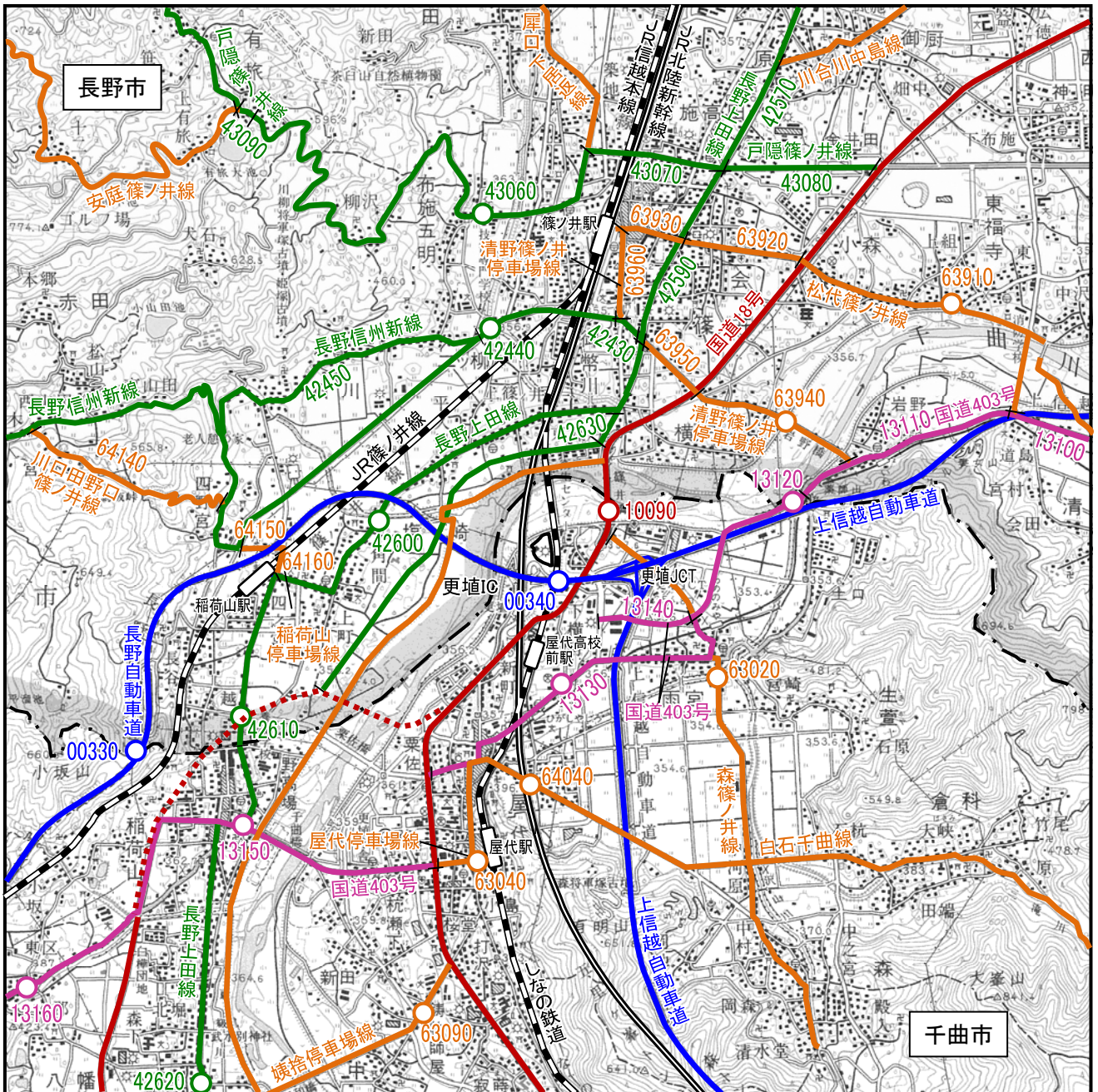
2. 斜体で示した交通量は、推定値である。

3. 12時間交通量：午前7時~午後7時

出典：「平成22年度道路交通センサ報告書」（長野県ホームページ）

「平成22年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサ）一般交通量調査」

（国土交通省道路局ホームページ）



- 凡 例
- 対象事業実施区域
 - 市境
 - 高速自動車国道
 - 一般国道（指定区間）
 - 一般国道（指定区間外）
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 鉄道
 - 新幹線
 - 交通量観測地点
 - 42620非観測区間

注：表 2-2-5 に示す区間番号 63880 及び 64790 については、評価区間の一部は図面の範囲内に含まれるものの、調査地点は範囲外であるため図示していない。

出典：「平成 22 年度道路交通センサス 交通量図」（長野県ホームページ）を基に作成。
 この地図は、50,000 分の 1「千曲市全区」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

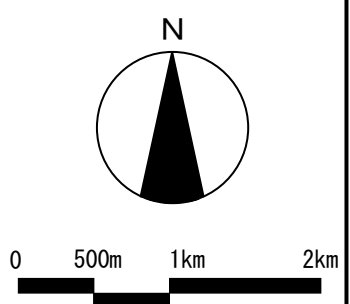


図 2-2-4 対象事業実施区域及びその周囲における道路交通網及び交通量観測地点

2.2.3 土地利用の状況

1 土地利用

本連合管内における土地利用状況は表2-2-6に示すとおりである。本連合管内全体としては、山林及び畑が多くを占めている。

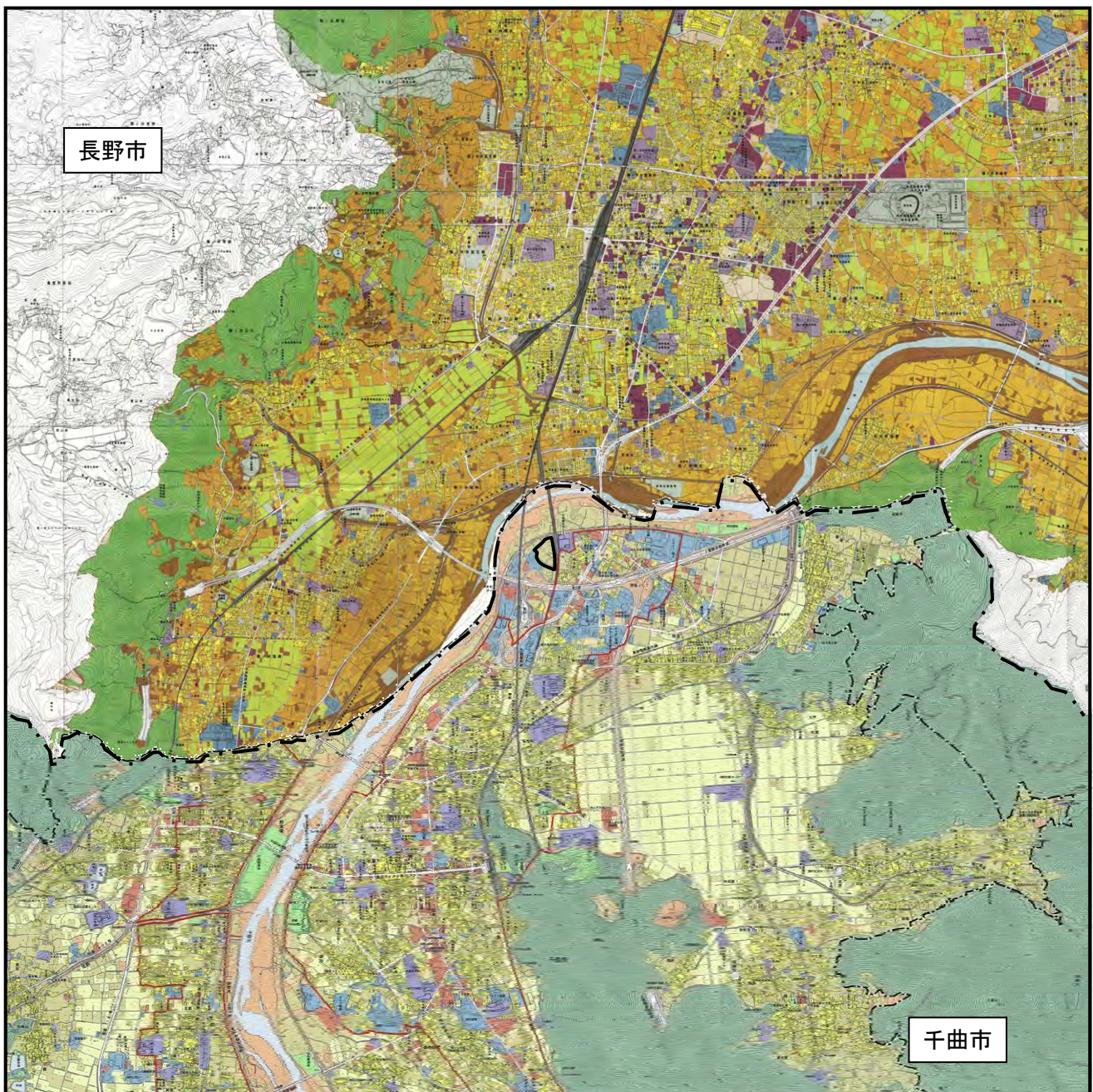
また、対象事業実施区域及びその周囲の土地利用状況は図2-2-5に示すとおりである。対象事業実施区域は、現在は畑となっている。

表 2-2-6 地目別土地利用状況（平成 24 年 1 月 1 日現在）

市町村名	総面積 km ²	田 千m ²	畑 千m ²	宅地 千m ²	鉱泉地 千m ²	池沼 千m ²	山林 千m ²	牧場 千m ²	原野 千m ²	その他 千m ²
千曲市	119.84	9,955	11,900	12,642	1	206	44,773	—	6,343	34,020
長野市	834.85	38,691	85,247	63,183	0	366	366,607	—	86,024	194,732
須坂市	149.84	3,378	19,200	9,470	0	51	40,014	—	584	77,143
坂城町	53.64	2,452	5,954	3,963	0	4	14,213	—	10,229	16,826
小布施町	19.07	2,008	6,216	2,128	0	—	1,045	—	296	7,377
信濃町	149.27	10,741	7,099	5,384	0	4,586	91,637	353	7,656	21,814
飯綱町	75.31	9,229	11,967	4,934	0	332	29,712	—	3,921	15,215
小川村	58.07	1,576	6,948	1,231	—	25	26,991	—	8,678	12,620
高山村	98.50	1,932	6,640	2,013	0	—	24,479	1,706	28,254	33,477
計	1,558.39	79,962	161,171	104,948	1	5,570	639,471	2,059	151,985	413,224

備考) 「—」は該当なし。「0」は面積が1未満

出典：「平成23年版 長野県統計書」（平成26年1月 長野県）



凡 例

対象事業実施区域
 - - - 市境

長野市	千曲市		長野市	千曲市	
		田			公益施設用地
		畑			道路用地
		樹園地			交通施設用地
		山林			公共空地
		水面			その他の公共施設用地
		その他の自然地			その他の空地
		住宅用地			市街化区域
		商業用地			用途地域指定区域
		工業用地			都市計画区域

出典：「平成 22 年度都市計画基礎調査（土地利用現況図）」（千曲市）
 「長野市都市計画基礎調査 土地利用現況図（19-07）（19-08）（19-12）
 （19-13）」（平成 21 年 3 月 長野市）

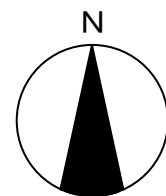


図 2-2-5 土地利用現況図

2 都市計画区域

対象事業実施区域を含む千曲市における都市計画区域及び用途地域の指定状況は表2-2-7に、対象事業実施区域周辺の用途地域指定状況は図2-2-6に示すとおりである。都市計画区域5,900haのうち、1,455haについて用途地域が指定されている。

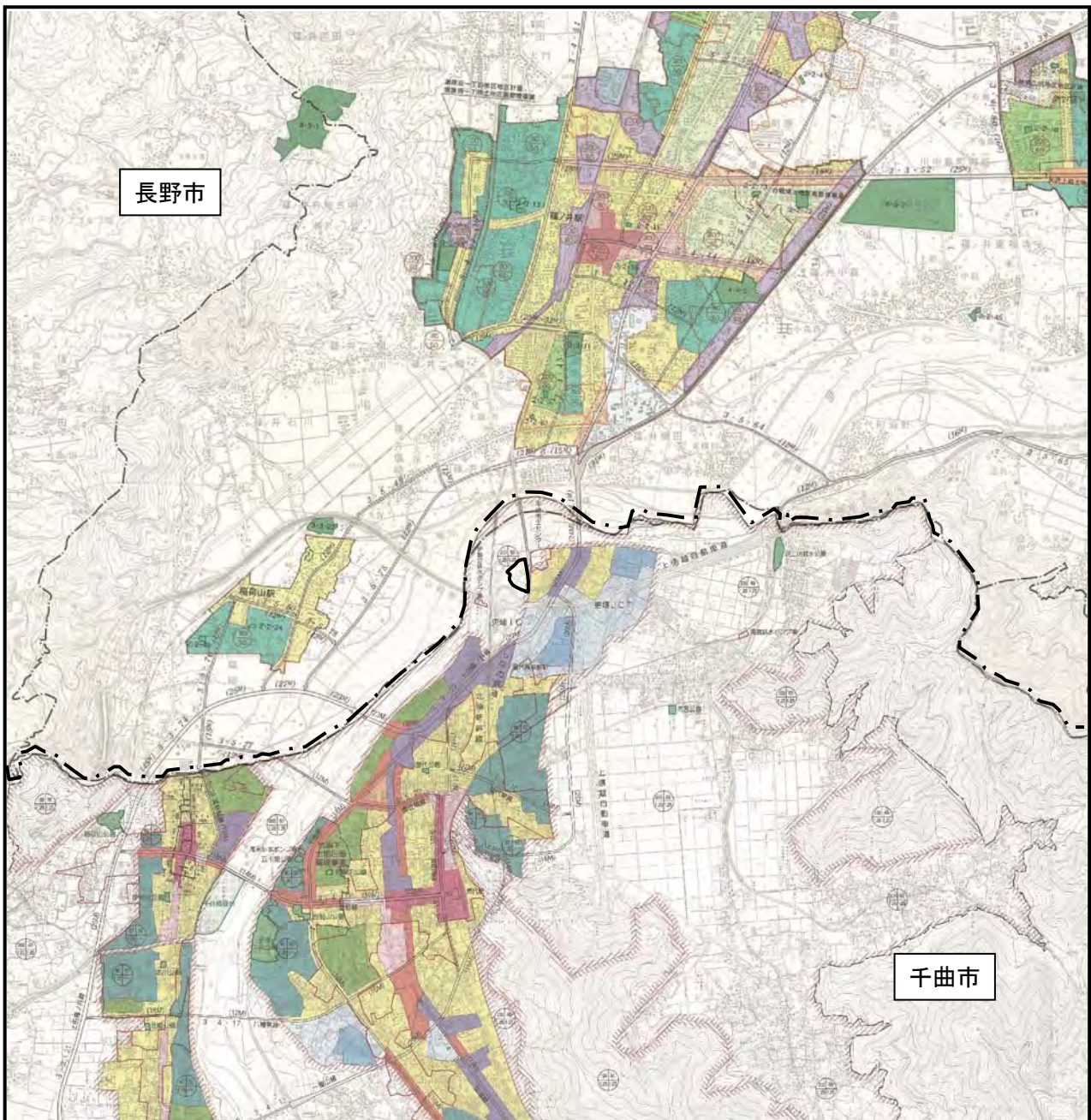
なお、対象事業実施区域においては、用途地域は指定されていない。

表 2-2-7 都市計画区域面積

単位：ha

項目	千曲市
行政面積	11,984
都市計画区域面積	5,900
用途地域面積	1,455
第1種低層住居専用地域	244
第2種低層住居専用地域	-
第1種中高層住居専用地域	109
第2種中高層住居専用地域	138
第1種住居地域	497
第2種住居地域	30
準住居地域	68
近隣商業地域	45
商業地域	89
準工業地域	129
工業地域	86
工業専用地域	20

出典：「千曲市統計書 2012年版」（千曲市ホームページ）



凡 例

対象事業実施区域 市境

長野市	千曲市	行政区画	長野市	千曲市	河川
		都市計画区域			その他都市施設
		市街化区域			土地区画整理事業
		都市計画道路			市街地再開発事業区域
		公園			地区計画
		緑地			DID(H17 国勢調査より)

その他の地域地区（長野市）

高度利用地区	風致地区	準防火地域	駐車場整備地区
特別用途地域	防火地域	生産緑地地区	

用途地域（長野市、千曲市 共通）

第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	商業地域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	準工業地域
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	工業地域
第2種中高層住居専用地域	近隣商業地域	工業専用地域

出典：「千曲都市計画図」（平成26年2月 千曲市）

「長野都市計画図 飯綱高原都市計画図」（平成21年12月 長野市）

この地図（千曲市部分）は、千曲市発行の20,000分の1千曲都市計画図を複製したものである。
 この地図（長野市部分）は、長野市長の承認を得て、25,000分の1の長野都市計画図を使用したものである。

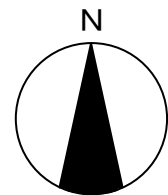


図 2-2-6 都市計画図

2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境保全についての配慮が必要な施設として、学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所（患者を入院させる施設を有するもの）、図書館法に規程する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム等がある。

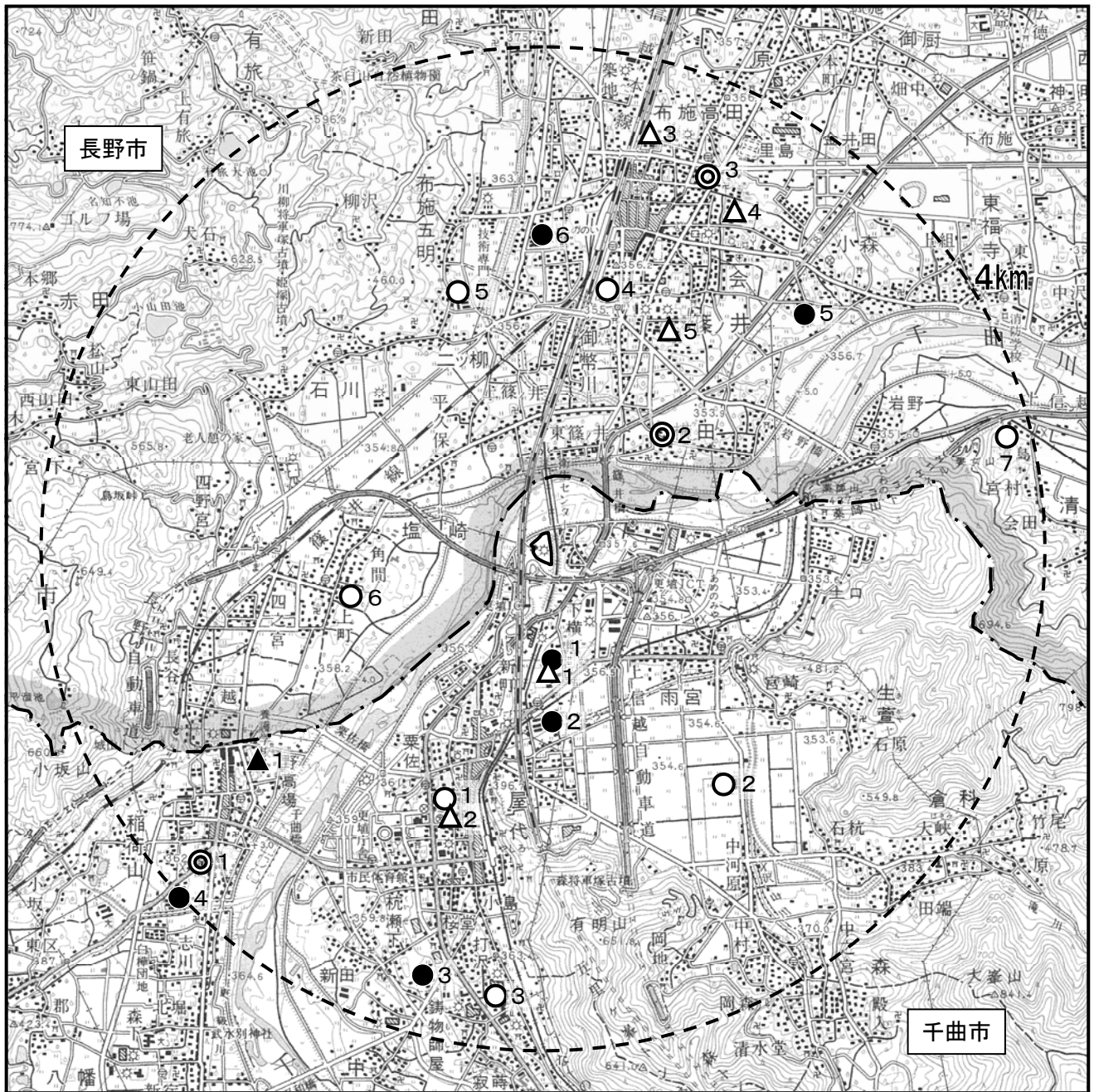
1 学校

対象事業実施区域及びその周囲における幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は表2-2-8及び図2-2-7に示すとおりである。なお、大学・短期大学及び高等専門学校は存在しない。








表 2-2-8 環境保全についての配慮が必要な施設（学校）

記号	施設区分等		地点 番号	名 称	所 在 地
◎	学 校	幼稚園	1	稲荷山幼稚園	千曲市大字稲荷山
			2	円福幼稚園	長野市篠ノ井横田
			3	篠ノ井幼稚園	長野市篠ノ井布施高田
○	小 学 校		1	屋代小学校	千曲市大字屋代
			2	東小学校	千曲市大字森
			3	埴生小学校	千曲市大字鑄物師屋
			4	通明小学校	長野市篠ノ井御幣川
			5	篠ノ井西小学校	長野市篠ノ井二ツ柳
			6	塩崎小学校	長野市篠ノ井塩崎
			7	清野小学校	長野市松代町清野
●	中 学 校		1	屋代高等学校附属中学校	千曲市大字屋代
			2	屋代中学校	千曲市大字屋代
			3	埴生中学校	千曲市大字桜堂
			4	更埴西中学校	千曲市大字稲荷山
			5	篠ノ井東中学校	長野市篠ノ井小森
			6	篠ノ井西中学校	長野市篠ノ井布施五明
△	高 等 学 校		1	屋代高等学校	千曲市大字屋代
			2	屋代南高等学校	千曲市大字屋代
			3	篠ノ井高等学校	長野市篠ノ井布施高田
			4	更級農業高等学校	長野市篠ノ井布施高田
			5	長野俊英高等学校	長野市篠ノ井御幣川
▲	大学・ 特別支 援学校 ・その 他	特別支援学校	1	稲荷山養護学校	千曲市大字野高場

出典：「平成25年度教育要覧（平成25年8月1日現在）」（長野県教育委員会ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 幼稚園 |
|  | 市境 |  | 小学校 |
| | |  | 中学校 |
| | |  | 高等学校 |
| | |  | 特別支援学校 |

出典：「教育要覧（平成 25 年 8 月 1 日）」（長野県教育委員会ホームページ）

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

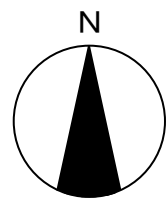


図 2-2-7 対象事業実施区域及びその周囲における
環境保全について配慮が必要な施設の分布の状況（学校）

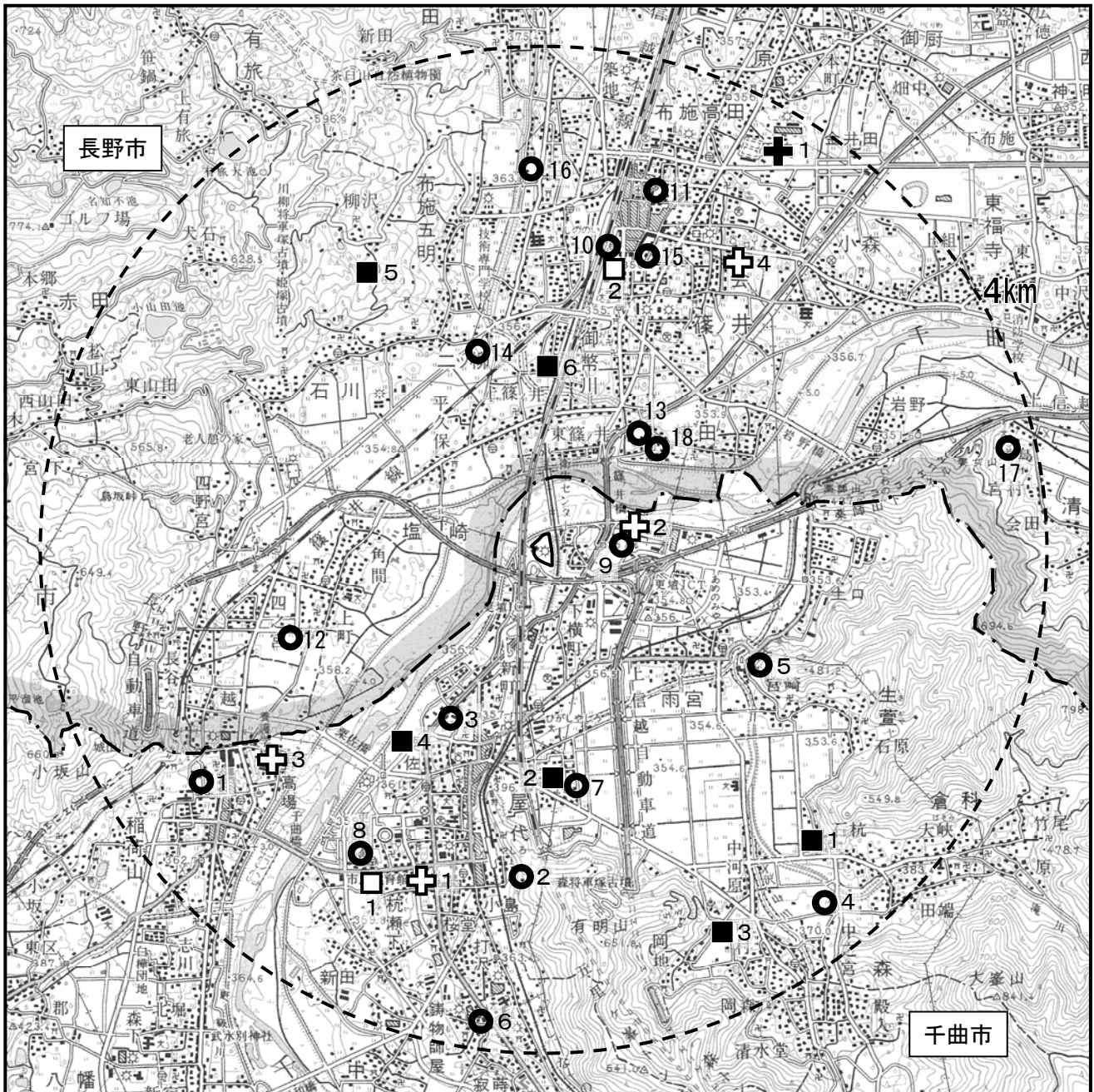
2 保育所、病院及び診療所、図書館、特別養護老人ホーム等

対象事業実施区域及びその周囲における保育所、病院、診療所のうち病床を有する施設、図書館、特別養護老人ホームは表2-2-9及び図2-2-8に示すとおりである。



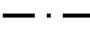




表 2-2-9 環境保全についての配慮が必要な施設（病院等）

記号	施設区分等		地点番号	名称	所在地
○	福祉施設	保育所	1	稲荷山保育園	千曲市大字稲荷山
			2	満照寺保育園	千曲市大字小島
			3	屋代保育園	千曲市大字屋代
			4	あんず保育園	千曲市大字倉科
			5	雨宮保育園	千曲市大字雨宮
			6	埴生保育園	千曲市大字寂蔭
			7	あかね保育園	千曲市大字屋代
			8	杭瀬下保育園	千曲市大字杭瀬下
			9	あかね北保育園	千曲市大字雨宮
			10	中央保育園	長野市篠ノ井御幣川
			11	子供の園保育園	長野市篠ノ井布施高田
			12	塩崎保育園	長野市篠ノ井塩崎
			13	ひよし保育園	長野市篠ノ井横田
			14	西部保育園	長野市篠ノ井二ツ柳
			15	たんぼぼ保育園	長野市篠ノ井御幣川
			16	杉の子第三保育園	長野市篠ノ井布施五明
			17	清野保育園	長野市松代町清野
			18	円福おひさま保育園	長野市篠ノ井横田
+	病院		1	千曲中央病院	千曲市大字杭瀬下
			2	篠ノ井橋病院	千曲市大字雨宮
			3	稲荷山医療福祉センター	千曲市大字野高場
			4	篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会
+	診療所（病床有）		1	清水産婦人科医院	長野市川中島町原
□	図書館		1	千曲市立更埴図書館	千曲市大字杭瀬下
			2	長野市立南部図書館	長野市篠ノ井御幣川
■	その他福祉施設	特別養護老人ホーム	1	杏寿荘	千曲市大字倉科
			2	科野の里	千曲市大字屋代
			3	森の里	千曲市大字森
			4	フランセーズ悠こうしょく	千曲市大字粟佐
			5	グリーンヒル	長野市篠ノ井布施五明
			6	博仁会桜荘	長野市篠ノ井二ツ柳

出典：「平成25年度教育要覧（平成25年8月1日現在）」（長野県教育委員会ホームページ）
「暮らしのカレンダー」（千曲市ホームページ）
「ながのし暮らしの便利帳」（平成25年5月 長野市）
「平成25年度社会福祉施設名簿」（長野県ホームページ）
「しんしゅうくらしのマップ」（長野県ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 保育所 |
|  | 市境 |  | 病院 |
| | |  | 診療所（病床有） |
| | |  | 図書館 |
| | |  | 特別養護老人ホーム |

出典：「教育要覧（平成25年8月1日）」（長野県教育委員会ホームページ）
 「暮らしのカレンダー」（千曲市ホームページ）
 「ながの暮らしの便利帳」（平成25年5月 長野市）
 「平成25年度社会福祉施設名簿」（長野県ホームページ）
 「しんしゅうくらしのマップ」（長野県ホームページ）

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

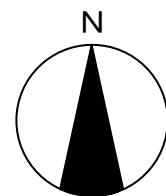


図2-2-8 対象事業実施区域及びその周囲における環境保全について配慮が必要な施設の分布の状況（病院等）

2.2.5 水域の利用状況

1 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 水道水源としての利用状況

本連合管内の利水状況は、表2-2-10～12に示すとおりである。

千曲市内における給水は、千曲市営上水道事業（八幡地区）、千曲市営簡易水道事業（桑原、大田原、樺平）、民営簡易水道事業（千曲高原）、長野県営水道事業により行われている。

対象事業実施区域は、長野県営水道上水道事業による給水区域となっている。長野県営水道の水道施設は、図2-2-9に示すとおりである。長野県営水道では、千曲川を水源とする諏訪形浄水場（上田市諏訪形）が上流約20kmに、また地下水（浅井戸）を水源とする四ツ屋浄水場（長野市川中島町四ツ屋）が対象事業実施区域の北方約7kmに存在する。

千曲市営水道による給水区域及び主要水道施設の状況は、図2-2-10(1), (2)に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において取水等は行われていない。

長野市営水道による給水区域及び主要水道施設の状況は、図2-2-11に示すとおりである。

表 2-2-10 上水の利水状況（平成 24 年度）

事業主体名	最終認可 年月日	給水人口（人）				年間取水量（千m ³ ）								
		計画	現在	給水 区域内	普及率	地表水			地下水				浄水 受水	計
						ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井 戸水	深井 戸水	湧水		
長野県	H22. 2. 18	200, 700	186, 820	193, 336	96. 6	0	0	12, 607	0	9, 558	0	0	0	22, 165
千曲市	H5. 11. 5	7, 100	5, 347	5, 347	100	0	0	440	0	0	54	300	78	872
長野市	H23. 4. 14	273, 000	263, 184	263, 580	99. 8	14, 482	0	567	7, 625	2, 257	8, 522	396	0	33849
須坂市	H20. 10. 27	56, 300	50, 280	50, 296	100	2, 015	0	1, 281	1, 250	0	3, 105	526	0	8, 177
小布施町	H6. 3. 29	14, 700	10, 913	10, 916	100	0	0	0	0	0	1, 420	0	0	1, 420
高山村	H12. 3. 28	6, 370	5, 334	5, 334	100	0	0	293	0	0	193	414	0	900
信濃町	H14. 3. 27	10, 200	8, 253	8, 428	97. 9	0	0	42	48	0	554	684	0	1, 328
飯綱町 (牟礼地区)	H20. 3. 10	7, 460	6, 678	6, 753	98. 9	0	0	0	555	0	411	0	0	966
飯綱町 (三水地区)	H10. 8. 27	6, 000	4, 645	4, 648	99. 9	0	0	472	0	0	87	0	0	559

備考) 長野県営水道の給水区域は、長野市（篠ノ井地区・川中島地区・東北地区及び信更地区の一部）、上田市（塩田及び川西地区の一部）、千曲市（桑原及び八幡地区を除く。）、坂城町の3市1町となっている。

出典：「平成24年度 長野県の水道（平成25年3月31日現在）」（長野県ホームページ）

表 2-2-11 簡易水道の利水状況（平成 24 年度）

市町村	事業 主体名	認可 年月日	給水人口（人）				年間取水量（m ³ ）								
			計画値	現在	給水 区域内	普及率	地表水			地下水			その他 湧水等	浄水 受水	計
							ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井 戸水	深井 戸水			
長野市	寺町北部	H17.1.20	370	166	166	100.0	0	0	0	0	0	31,200	0	0	31,200
長野市	大岡	H21.3.31	1,392	1,089	1,089	100.0	0	0	0	0	0	136,846	80,285	0	217,131
長野市	戸隠	H24.5.31	4,294	3,562	3,610	98.7	0	0	222,137	3,238	35,797	200,003	173,428	0	634,603
長野市	鬼無里	H21.3.31	1,368	1,263	1,263	100.0	0	0	0	0	0	0	537,830	0	537,830
長野市	信州新町	H21.12.28	4,590	4,245	4,245	100.0	0	0	0	330,763	226,142	0	59,606	0	616,511
長野市	中条	H20.3.31	2,370	1,954	2,039	95.8	0	0	218,724	0	0	0	48,212	0	266,936
長野市	中社	S4.3.30	900	422	422	100.0	0	0	0	75,006	0	0	0	0	75,006
須坂市	峰の原	H10.4.20	1,060	145	145	100.0	0	0	193,378	0	0	45,246	25,185	0	263,809
須坂市	菅平グリーン別荘地	H16.3.31	1,400	33	33	100.0	0	0	0	0	0	15,400	0	0	15,400
千曲市	大田原	S48.8.1	310	129	129	100.0	0	0	19,000	0	0	0	0	0	19,000
千曲市	樺平	S48.3.31	1,250	0	0	0.0	0	0	0	0	0	3,100	7,000	0	10,100
千曲市	桑原	H15.3.31	2,160	1,650	1,650	100.0	0	0	234,000	0	0	0	0	0	234,000
千曲市	千曲高原ゴルフ	H11.4.1	150	45	45	100.0	0	0	0	0	0	0	23,000	0	23,000
坂城町	網掛	S31.3.-	200	160	160	100.0	0	0	0	11,000	0	0	0	0	11,000
高山村	山田	H9.3.26	2,600	1,955	1,955	100.0	0	0	273,730	45,305	0	253,910	0	0	572,945
信濃町	古海	H6.8.23	500	174	176	98.9	0	0	0	0	0	0	28,923	0	28,923
信濃町	菅川	S56.4.13	130	27	27	100.0	0	0	0	0	0	0	8,186	0	8,186
信濃町	野尻湖高原緑の村	H22.4.20	2,010	15	15	100.0	0	0	0	0	0	57,771	0	0	57,771
信濃町	美山郷別荘地	H7.12.19	3,400	2	2	100.0	0	0	0	0	0	44,500	0	0	44,500
信濃町	斑尾東急リゾート	H19.3.29	750	80	80	100.0	0	0	0	0	0	50,830	108,877	0	159,707
飯綱町	アゼリア別荘分譲地	H15.3.31	1,000	28	28	100.0	0	0	0	0	0	7,300	0	0	7,300
飯綱町	飯綱傘礼エコーランド	H20.1.23	500	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川村	小川村	H8.4.1	4,120	2,897	2,927	99.0	226,605	0	240,255	0	0	0	51,718	0	518,578
計			36,824	20,041	20,206	99.2	226,605	0	1,401,224	465,312	261,939	846,106	1,152,250	0	4,353,436

出典：「平成24年度 長野県の水道（平成25年3月31日現在）」（長野県ホームページ）

表 2-2-12 専用水道の利水状況（平成 24 年度）

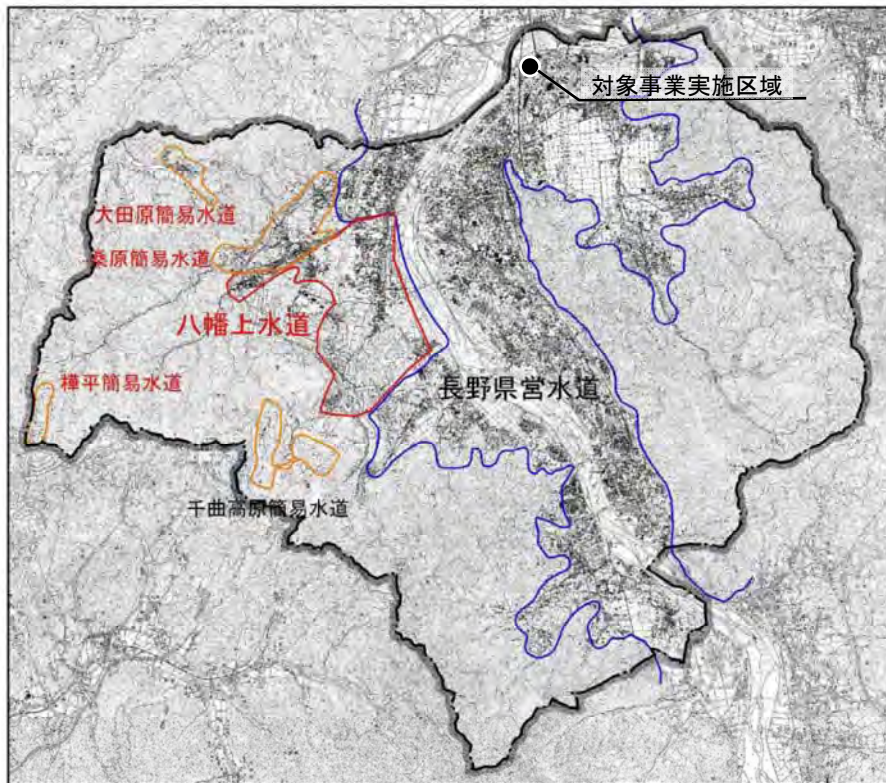
市町村名	施設名	設置者名	確認 年月日	給水人口（人）		施設能力 （m ³ /日）	原水の種別
				確認時	現在		
長野市	㈱みすずコーポレーション本社工場内食堂	㈱みすずコーポレーション	H24.7.26	500	0	33	深井戸
長野市	公立学校共済組合長野宿泊所	公立学校共済組合	H24.7.26	39	0	40	深井戸
長野市	真島の里	真島の里	H24.7.26	126	124	40	深井戸
長野市	篠ノ井ゴルフパーク同、レストラン	篠ノ井ゴルフパーク	H24.7.27	378	0	58	深井戸
長野市	鶴賀病院	鶴賀病院	H24.7.30	410	0	130	深井戸
長野市	㈱ながの東急百貨店	㈱ながの東急百貨店	H24.7.31	7,775	0	188	深井戸
長野市	㈱マツヤ	㈱マツヤ	H24.7.31	40	0	222	深井戸
長野市	東長野病院	東長野病院	H24.7.23	587	0	240	深井戸
長野市	長野日本無線㈱	長野日本無線㈱	H24.7.23	1,118	0	277	深井戸
長野市	栗田病院	栗田病院	H24.7.30	1,033	0	310	深井戸
長野市	松代ロイヤルホテル	松代ロイヤルホテル	H24.7.30	634	0	399	深井戸
長野市	J R 東日本長野支社	J R 東日本長野支社	H24.7.31	50,493	0	687	深井戸
長野市	長野赤十字病院	長野赤十字病院	H24.7.23	814	0	814	深井戸
長野市	厚生連篠ノ井総合病院	厚生連篠ノ井総合病院	H24.7.27	2,052	0	307	深井戸
長野市	ホテル国際 2 1	ホテル国際 21 株式会社	H25.2.12	209	0	129	深井戸
須坂市	長野刑務所	長野刑務所	H19.3.31	980	871	431	深井戸

出典：「平成24年度 長野県の水道（平成25年3月31日現在）」（長野県ホームページ）



出典：「長野県営水道事業経営ビジョンの概要」（長野県ホームページ）

図 2-2-9 長野県営水道の事業施設



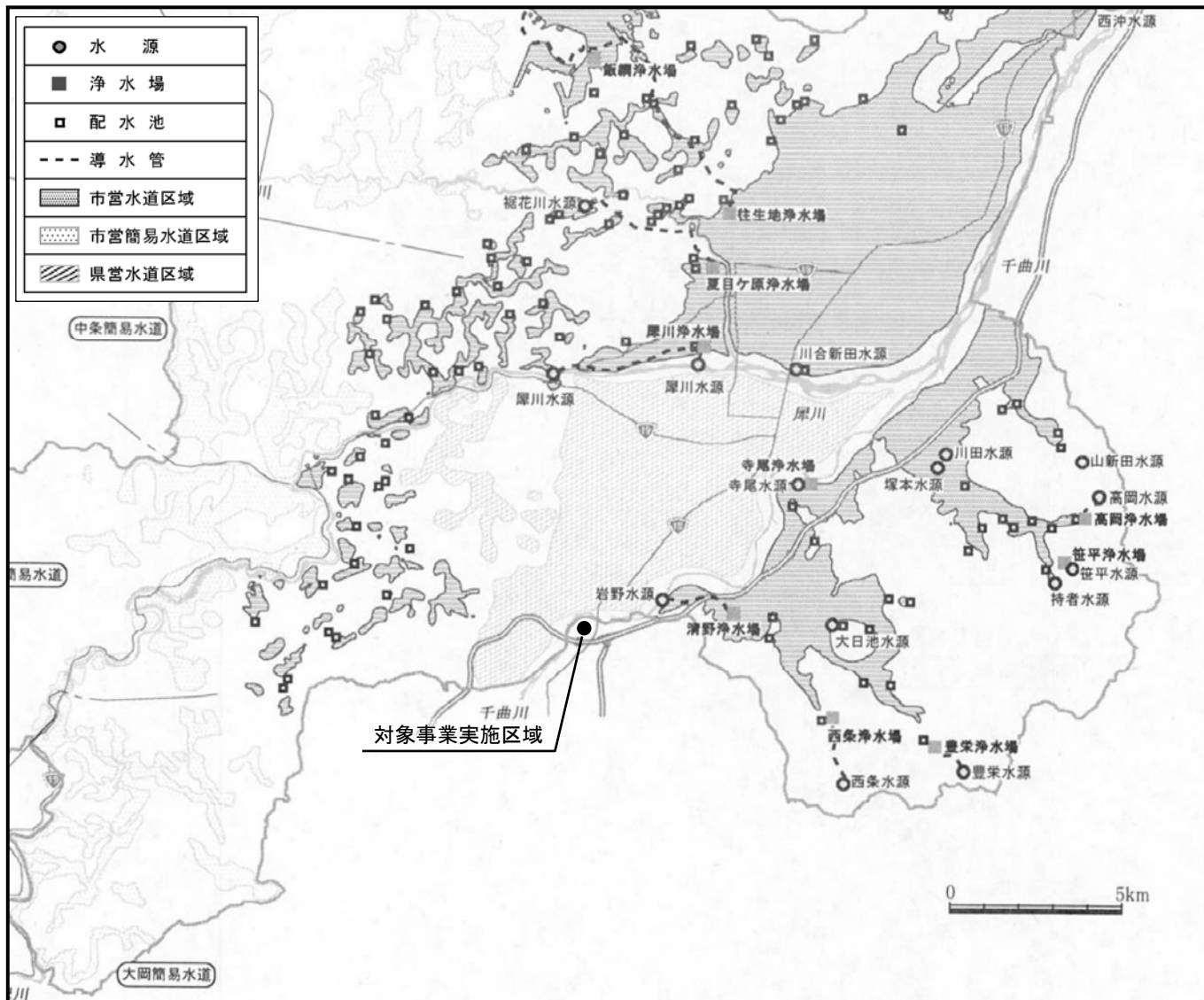
出典：「千曲市営水道ビジョン～八幡・稲荷山のおいしい水～（ダイジェスト版）」（千曲市ホームページ）

図 2-2-10(1) 千曲市営水道の給水区域



出典：「千曲市営水道ビジョン～八幡・稲荷山のおいしい水～（ダイジェスト版）」（千曲市ホームページ）

図 2-2-10(2) 千曲市営水道の主要水道施設



出典：「平成24年度水質年報」（長野市ホームページ）

図 2-2-11 長野市営水道の主要水道施設

2 水面利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲における水面利用の場として、千曲川が挙げられる。千曲川流域における漁業権については、表2-2-13及び図2-2-12に示すとおりである。

また、千曲川を含む信濃川水系の、長野県における漁獲量は表2-2-14に示すとおりである。

表 2-2-13 対象事業実施区域及びその周囲における漁業権

漁業番号	漁業種類	漁業の名称	漁業権者(漁協名)	漁場の位置	漁場の区域	関係地区又は地元地区
内共第1号	第5種共同漁業	あゆ こい ふな うぐい おいかわ かじか うなぎ わかさぎ にじます やまめ いわな しなのゆきます	南佐久南部 佐久 上小 更埴	長野市から上流の千曲川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の千曲川本流及び支流。ただし、松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川、南佐久郡佐久穂町大字大日向地籍の古谷ダム上流端から上流 250メートル及び下流 150メートルの間の抜井川本流並びに上田市鹿教湯温泉地籍の内村ダム上流端から上流 100メートル及び下流 300メートルの間の内村川本流は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の太田堰東方排水樋管西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄旧屋代線離山隧道南端	長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡及び埴科郡
内共第2号	第5種共同漁業	あゆ こい ふな うぐい おいかわ かじか うなぎ にじます やまめ いわな	千曲川 北信 高水	長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、下水内郡栄村大字北信地先の新潟県境との間の千曲川本流及び支流並びに基点第3号と基点第4号を結ぶ線から下流の犀川本流。ただし、新潟県の区域の釜川本流及び支流並びに下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の湖沼は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の太田堰東方排水樋管西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄旧屋代線離山隧道南端 基点第3号 長野市松岡2丁目地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第4号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点	長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、上水内郡(小川村を除く。)及び下水内郡

出典：「漁業権の免許の内容等」(長野県ホームページ)
「遊漁規則」(長野県ホームページ)

表 2-2-14 漁獲の状況

単位：t

河川	魚類									貝類	えび類	その他	総量
	さけ・ます類 その他	わかさぎ	あゆ	こい	ふな	うぐい おいかわ	うなぎ	その他					
信濃川水系	7	-	23	2	1	7	0	1	-	-	-	41	

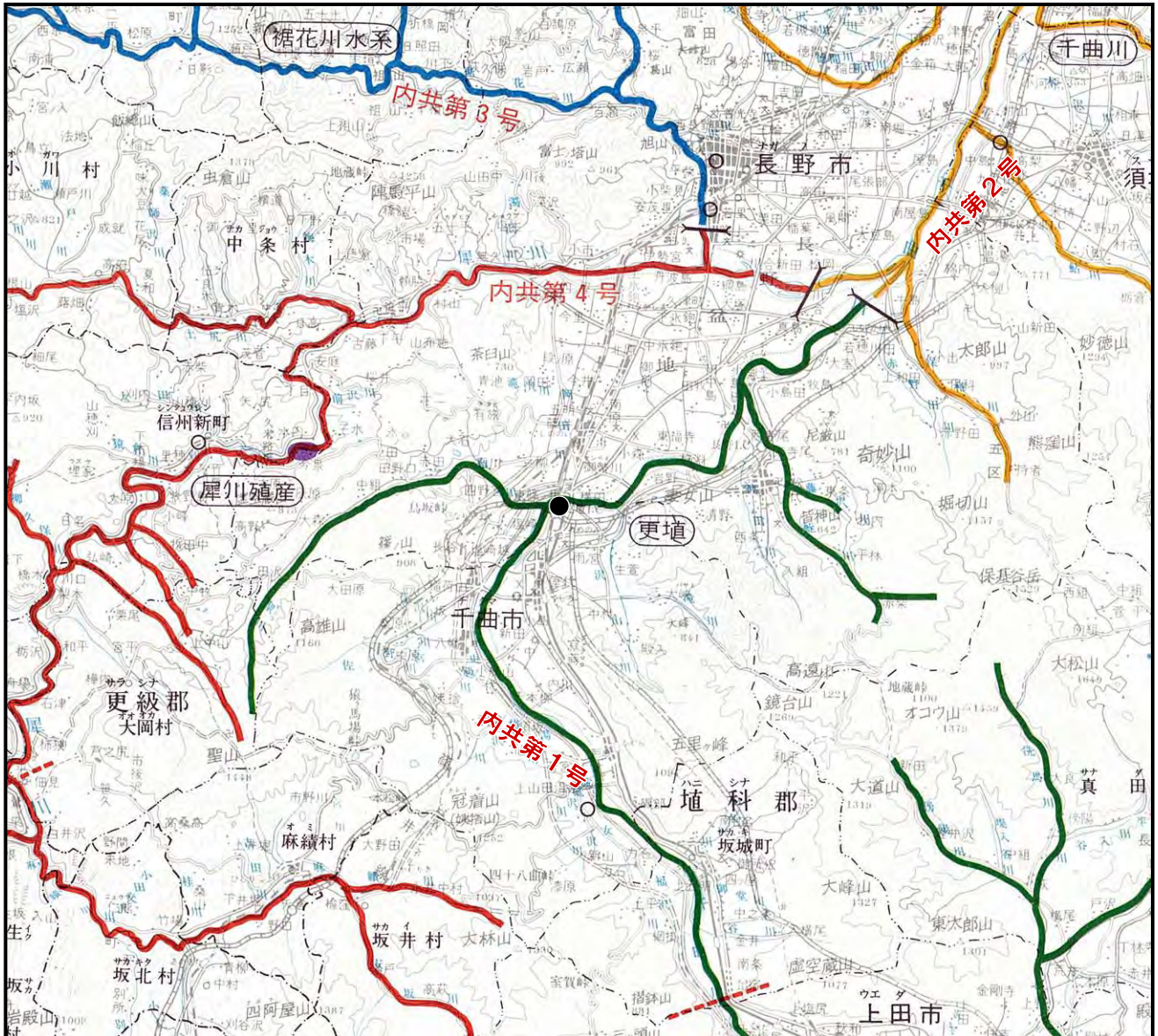
注1) 販売を目的としないものについては、漁獲量に含まれない。

注2) その他さけ・ます類には、ひめます、にじます、やまめ、いわな等が含まれる。

注3) おいかわは、うぐいに含まれる。

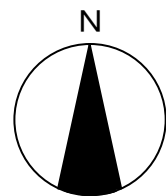
注4) -：漁獲量なし。0：漁獲量1以下

出典：「平成23年度版 長野県統計書」(平成26年1月 長野県)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 漁業協同組合事務所
- 共同漁業権の設定されている主な河川湖沼
(内共○号は漁業権番号を示す)
- | 漁業権界
- 漁業協同組合管理区域界
- 禁止区域



出典：「長野県漁業権漁場図」（平成 16 年 3 月 長野県）

図 2-2-12 千曲川における漁業権の状況

2.2.6 環境整備の状況

1 下水道の整備状況

本連合管内の平成24年度における公共下水道の普及状況は、表2-2-15に示すとおりである。対象事業実施区域を含む千曲市の公共下水道の普及率は、90.7%となっている。

表 2-2-15 公共下水道普及状況（平成 24 年度）

市町村名	行政区域内人口 (人)	現在処理区域内人口 (人)	現在処理区域面積 (m ²)	普及率 (%)
千曲市	62,581	56,731	19,828,400	90.7
長野市	386,128	349,603	89,820,490	90.5
須坂市	52,396	47,788	14,859,600	91.2
坂城町	15,898	10,614	4,350,000	66.8
小布施町	11,374	9,077	2,800,000	79.8
信濃町	9,347	3,983	2,550,000	42.6
飯綱町	12,100	6,621	2,270,000	54.7
小川村	2,964	2,070	990,000	69.8
高山村	7,541	3,563	1,250,000	47.2

出典：「平成24年度市町村財政概要」（長野県ホームページ）

2 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併浄化槽の整備状況

本連合管内の平成24年度における農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況は、表2-2-16に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む千曲市では、農業集落排水施設の処理区域内人口が4,912人、合併処理浄化槽の処理人口が486人となっている。

表 2-2-16 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況（平成 24 年度）

市町村名	農業集落排水施設		小規模排水施設	合併処理浄化槽
	現在処理区域内人口 (人)	現在処理区域面積 (m ²)	現在処理区域内人口 (人)	処理人口 (人)
千曲市	4,912	3,480,000	—	486
長野市	8,501	6,346,000	139	11,495
須坂市	2,812	1,350,000	—	1,254
坂城町	—	—	—	2,365
小布施町	2,297	5,950,000	—	81
信濃町	2,495	1,300,000	—	2,058
飯綱町	4,646	1,970,000	38	778
小川村	291	240,000	—	257
高山村	3,813	4,250,000	—	94

出典：「平成24年度市町村財政概要」（長野県ホームページ）

3 し尿処理施設

本連合管内のし尿処理施設の設置状況は、表2-2-17に示すとおりである。
対象事業実施区域を含む千曲市は、千曲衛生センターの処理区域内である。

表 2-2-17 し尿処理施設状況

事業主体	施設名称	規模 (kL/日)	処理方式	運転開始年月
長野市	長野市衛生センター	180	標準脱窒素処理	昭和 61 年 2 月
	犀峽衛生センター	27	高負荷脱窒素処理、 膜分離活性汚泥法	平成 7 年 4 月
須高行政事務組合	須高衛生センター	40	下水道放流	平成 23 年 4 月 (変更)
北部衛生施設組合	北部衛生センター	42	高負荷脱窒素処理、 膜分離活性汚泥法	平成 4 年 4 月
千曲衛生施設組合	千曲衛生センター	310	標準脱窒素処理	平成 5 年 8 月

出典：「廃棄物年鑑2014年版」（平成25年4月1日現在）

4 ごみ処理施設等の状況

本連合管内におけるごみ焼却施設の設置状況は表2-2-18に、処理実績は表2-2-19に示すとおりである。

表 2-2-18 ごみ焼却施設の設置状況

設置主体	施設名称	施設形式	稼働年月	施設規模(t/日)	1炉の能力(t/日)	炉数(炉)	熱利用状況等
長野市	長野市清掃センター	全連続式ストーカ炉	S57.1	450	150	3	場内電力供給、売電温水プール等への給温水
須坂市	須坂市清掃センター	機械化バッチ式ストーカ炉	S54.4	50	25	2	場内給湯
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	全連続式ストーカ炉	S54.7	80	80	2 (交互運転)	場内給湯・場内暖房
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ式ストーカ炉	H9.4	30	15	2	排ガスの白煙防止(排ガスの加熱)
北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター	全連続式ストーカ炉	H10.3	130	65	2	場内電力供給、道路融雪、場内暖冷房、場内給湯

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成23年2月）
「平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

表 2-2-19 ごみ焼却施設の処理実績

単位：t/年

設置主体	施設名称	焼却処理量				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
長野市	長野市清掃センター	109,772	98,567	88,863	90,590	91,547
須坂市	須坂市清掃センター	11,160	11,539	11,680	11,462	11,344
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	18,739	18,361	17,653	17,582	17,770
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	5,321	4,681	4,743	4,697	4,785
北信保健衛生施設組合 ^{注)}	東山クリーンセンター	2,107	2,039	1,839	1,885	1,858
合計		147,099	135,187	124,778	126,216	127,304

注) 東山クリーンセンターは本連合管轄内以外の地域のごみも処理されるため、長野市分のデータを示した。

出典：北信保健衛生施設組合以外のデータは「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

北信保健衛生施設組合のデータは「平成21年度版～平成25年度版長野市環境白書」（長野市）

本連合管内における不燃・粗大・資源ごみ処理施設の設置状況は表2-2-20に、処理実績は表2-2-21に示すとおりである。

表 2-2-20 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の設置状況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象 廃棄物	備考
長野市	長野市 リサイクルプラザ	H8.4	不燃・粗大系：150(t/5h) 資源系：20(t/5h)	不燃、粗大、 資源	
長野市 (旧信州新町)	牧野島 不燃物処理場	S58.8	埋立面積 5,514m ² 埋立残容量 35,899m ³	不燃	H21.12.31 閉鎖
須坂市	須坂市 清掃センター	S63.2	28(t/5h)	不燃、粗大	
葛尾組合	葛尾組合 不燃ごみ及び 資源ごみ処理施設	S46.3	15(t/日)	不燃、資源	
信濃町	榊形不燃物 最終処分場	S55.4	0.8～1.0(t/h)	資源	最終処分場内にてプレス

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成23年2月）

表 2-2-21 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の処理実績

単位：t/年

設置 主体	施設名称	項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
長野市	長野市 リサイクルプラザ	処理量	6,258	11,232	9,150	9,296	9,207
		資源化量	4,130	11,232	9,150	9,296	9,207
長野市 (旧信州 新町)	牧野島 不燃物処理場	処理量	—	—	—	—	—
		資源化量	—	—	—	—	—
須坂市	須坂市 清掃センター	処理量	735	658	625	491	470
		資源化量	285	256	248	193	211
葛尾 組合	葛尾組合 不燃ごみ及び 資源ごみ処理施設	処理量	1,294	1,383	1,364	705	693
		資源化量	965	974	934	162	166
信濃町	榊形不燃物 最終処分場	処理量	183	221	194	203	205
		資源化量	183	221	194	203	205
合計		処理量	8,470	13,494	11,333	10,695	10,575
		資源化量	5,563	12,683	10,526	9,854	9,789

注) 須坂市及び葛尾組合のデータは、一般廃棄物処理実態調査結果に示す須坂市粗大ごみ処理施設、葛尾組合不燃物処理場のデータを用いた。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

5 その他の資源化を行う施設の現況

本連合管内には堆肥化施設と容器包装圧縮梱包施設がある。堆肥化施設の現況は、表2-2-22に、容器包装圧縮梱包施設の現況は表2-2-23に示すとおりである。

表 2-2-22 堆肥化施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理量 (t/年)					備考
				H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
高山村	高山村 地力増進施設	H11.4	14.6t/日	341	334	324	313	2,169	H17年9月から1系列(7.3t/日)増設
長野市 (旧信州新町)	長野市 上下水道局犀峽 コンポストセンター	H12.4	13t/日	20	—	21	20	19	汚泥

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

表 2-2-23 容器包装圧縮梱包施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象 廃棄物	資源化量 (t/年)				
					H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
長野市	プラスチック製 容器包装圧縮 梱包施設	H16.7	20 t/日	ペットボトル、 プラスチック	4,288	4,360	4,398	4,300	4,225
須坂市	須坂市 ストックヤード	H12.10	2.4 t/日	ペットボトル、 プラスチック	560	552	554	569	542
葛尾組合	葛尾組合 プラスチック等 ストックヤード	H15.4	8 t/日	ペットボトル、 プラスチック	676	666	686	669	653

備考) 1. 須坂市ストックヤードのデータは、須坂市のペットボトル、容器包装プラスチックの資源化量を記載した。

2. 葛尾組合のデータは、千曲市、坂城町のペットボトル、容器包装プラスチックの資源化量を記載した。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

6 最終処分場の状況

本連合管内における最終処分場の現況は表2-2-24に、処分量の実績は表2-2-25に示すとおりである。

表 2-2-24 最終処分場の現況

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)
長野市 (下記以外)	天狗沢最終処分場	管理型	H4. 4	24, 000	285, 000
	戸隠不燃物最終処分場 ^{注1)}	安定型	S62. 12	1, 900	9, 440
長野市 (信州新町)	牧野島不燃物処理場 ^{注2)}	安定型	S58. 8	5, 514	35, 899
信濃町	枅形不燃物最終処分場	安定型	S55. 4	8, 028	21, 320

注1) 戸隠不燃物最終処分場は、平成25年6月3日付けで廃止している。

注2) 牧野島不燃物処理場は、平成24年3月31日付けで埋立処分を終了している。

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（長野広域連合 平成23年2月）

「平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

表 2-2-25 最終処分量の実績

単位：t/年

設置主体	施設名称	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
長野市 (下記以外)	天狗沢最終処分場	11, 806	10, 427	8, 557	8, 924	9, 389	焼却残さ 不燃残さ
長野市 (信州新町)	牧野島不燃物処理場	176	232	0	0	0	不燃ごみ
信濃町	枅形不燃物最終処分場	70	63	50	56	56	不燃ごみ
合計		12, 052	10, 722	8, 607	8, 980	9, 445	—

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

7 産業廃棄物処理施設

県内の産業廃棄物中間処理施設は表2-2-26に、最終処分場は表2-2-27に、産業廃棄物処理業許可件数は表2-2-28に示すとおりである。

表 2-2-26 県内の産業廃棄物中間処理施設（平成 24 年 3 月 31 日現在）

区分	設置数		
	事業者	処理業者	計
汚泥の脱水施設	15 (1)	16 (4)	31 (5)
汚泥の乾燥施設	0 (0)	6 (1)	6 (1)
汚泥の焼却施設	1 (0)	8 (1)	9 (1)
廃油の油水分離施設	0 (0)	5 (1)	5 (1)
廃油の焼却施設	1 (0)	8 (2)	9 (2)
廃酸・廃アルカリの中和施設	0 (0)	1 (1)	1 (1)
廃プラスチック類の破碎施設	2 (0)	46 (10)	48 (10)
がれき類等の破碎施設	53 (22)	356 (82)	409 (104)
廃プラスチック類の焼却施設	1 (0)	15 (2)	16 (2)
汚泥のコンクリート固形化施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
シアン化合物の分解施設	0 (0)	1 (1)	1 (1)
産業廃棄物の焼却施設	4 (0)	32 (4)	36 (4)
計	77 (23)	495 (109)	572 (132)

備考) 1. 許可対象施設とは、施設の処理能力が一定規模を超えるものをいう。
 2. 建設中の施設を除く。
 3. ()内は、長野市管轄分で内書きである。

出典：「平成24年版長野県環境白書」（平成25年1月 長野県）

表 2-2-27 県内の産業廃棄物最終処分場（平成 24 年 3 月 31 日現在）

区分	安定型	管理型	遮断型	計
許可対象施設	14 (1)	5 (0)	2 (0)	21 (1)
許可対象外施設	12 (1)	- (-)	- (-)	12 (1)
計	26 (2)	5 (0)	2 (0)	33 (2)

備考) 1. 建設中及び残存容量がゼロの施設を除く。

2. ()内は、長野市管轄分で内書きである。

出典：「平成24年版長野県環境白書」（平成25年1月 長野県）

表 2-2-28 産業廃棄物処理業許可件数

許可内容	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物				合計
	収集 運搬業	処分業			収集 運搬業	処分業			
		中間 処理 のみ	最終 処分 のみ	中間処理 最終処分		中間 処理 のみ	最終 処分 のみ	中間処理 最終処分	
長野県管轄 (長野市分は除く)	2,995	283	3	16	329	12	0	2	3,640
長野市管轄	118	83	2	0	18	2	0	0	223

備考) 長野県管轄は平成24年3月31日現在、長野市管轄は平成24年4月1日現在。

長野市の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業は、平成23年4月1日から、一部を除いて県の許可のみで県内全域で業を行うことができるようになり、許可事業者数が大幅に減少している。

出典：「平成24年版長野県環境白書」（平成25年1月 長野県）

「平成24年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

1 大気汚染

1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表2-2-29に示すとおりである。

大気汚染に係る環境基準は、『人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準』として「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められている。

なお、工業専用地域、車道その他一般大衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 2-2-29 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について (平成9年2月4日 環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について (平成11年12月27日 環境庁告示第68号)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について (平成21年9月9日 環境省告示第33号)

環境基準の評価方法

<長期的評価>

- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間における1日平均値の高い方から2%の値を除外した値で評価。ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えた時は基準超過とする。

- ・二酸化窒素

年間における1日平均値の低い方から98%の値で評価。

- ・微小粒子状物質

1年平均値(長期基準)及び日平均値の代表値としての年間98%値(短期基準)により評価。

<短期的評価>

- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質

1日平均値、1時間値で評価

- ・一酸化炭素

1日平均値、8時間平均値で評価

- ・光化学オキシダント

1時間値で評価

長期的評価及び98%値評価については、年間測定時間が6,000時間に満たない場合対象としない。なお、微小粒子状物質(PM_{2.5})では年間測定日数が250日未満の場合対象としない。

また、大気汚染防止の施策等の効果の判定は長期的評価で行う。

出典:「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(環境省ホームページ)

2) 排出基準

ばい煙発生施設から発生するばい煙及び指定物質は、その施設の種類、規模に応じて「大気汚染防止法」及び同法施行令で規制されている。また、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設の排出基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」、同施行令及び同施行規則で規制されている。

本事業におけるごみ焼却施設に係る排出基準は、表2-2-30に示すとおりである。

表 2-2-30 ごみ焼却施設に係る排出基準

項目	排出基準値	根拠法令
ばいじん	0.08 g/Nm ³ 注1) (酸素濃度 12%換算)	大気汚染防止法
硫黄酸化物	K値 17.5	
窒素酸化物	250cm ³ /Nm ³ (250 ppm)	
塩化水素	700mg/Nm ³ (430 ppm)	
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 注2)	ダイオキシン類対策特別措置法

注1) 処理能力が1炉あたり2 t/時以上4 t/時未満(48 t/日以上96 t/日未満)の施設にかかる排出基準値

注2) 焼却能力(2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつてはそれらの合計)が4 t/時以上の施設に係る排出基準

2 騒音

騒音に係る基準には、「環境基本法」に基づく環境基準と「騒音規制法」に基づく規制基準がある。

1) 環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに定められており、表2-2-31(1)～(3)に示すとおりである。

本連合管内の指定状況は、表2-2-32に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、一部の区域においてB類型の環境基準が適用される。

表 2-2-31(1) 一般地域の騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
AA		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB		55 デシベル以下	45 デシベル以下
C		60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2-2-31(2) 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に隣接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-2-31(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準（等価騒音レベル）

基 準 値	
昼 間	夜 間
午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

注3) 評価方法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

表 2-2-32 騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

地域の類型	市町名	用途地域の区分
A	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、付表の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	信濃町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
B	千曲市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
	長野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	小布施町	第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の地域
	信濃町	第1種住居地域、付表の信濃町1の項の地域
C	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
	信濃町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 付表の信濃町2の項の地域
備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。		
備考2) この表において、付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域があることを表す。なお、付表は省略する。		

出典：「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」（平成11年3月25日 長野県告示第182号）

※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表2-2-33に、本連合管内の指定状況は、表2-2-34に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側には北陸（長野）新幹線の高架が存在しており、一部の区域においてⅠ類型の環境基準が適用される。

表 2-2-33 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
Ⅰ	70デシベル以下
Ⅱ	75デシベル以下

注1) Ⅰを当てはめる地域は住居の用に供される地域とする。

注2) Ⅱを当てはめる地域は商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注3) 測定は、原則として連続して通過する上下20本の列車について、騒音のピークレベルを読み取る。

注4) 評価は、「注3)」のピークレベルのうちレベルの大きい上位半数のものをパワー平均して行う。

注5) 騒音レベルの算出式（パワー平均）

$$\bar{L} = 10 \log_{10} \{ 1/10 (10^{p1/10} + 10^{p2/10} + 10^{p3/10} + \dots + 10^{p10/10}) \}$$

\bar{L} : 上位10本のパワー平均

p1、p2、p3・・・、p10 : 上位10本の測定値（デシベル）

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

表 2-2-34 新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

地域の類型	市町名	用途地域の区分
Ⅰ	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、付表の千曲市の項の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の長野市1の項の地域
	小布施町	付表の小布施町の項の地域
Ⅱ	千曲市	近隣商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の長野市2の項の地域

備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

2) この表において、付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域があることを表す。なお、付表は省略する。

出典：「環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」

(平成6年2月17日 長野県告示第130号)

2) 規制基準

「騒音規制法」に基づき、特定工場に係る騒音の規制基準及び特定建設作業騒音に係る規制基準が定められている。

特定工場に係る騒音の規制基準は表2-2-35に、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表2-2-36に示すとおりである。また、本連合管内における指定区域の状況は表2-2-37に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-35 特定工場の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 午前6時～午前8時 夕 午後6時～午後9時	夜 間
	午前8時～午後6時		午後9時～翌日の午前6時
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考1) 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
 2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に存在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 長野県告示第97号)

表 2-2-36 特定建設作業に係る騒音の規制基準

種 類	項 目	基準値	夜間作業禁止時間 (夜間)	最大 作業時間	最大 連続作業日	作業禁止日
	くい打機等を使用する作業	85 デシベル		1号区域 午後7時～ 翌日の午前7時	1号区域 1日最大 10時間	6日
びょう打機を使用する作業						
さく岩機を使用する作業						
空気圧縮機を使用する作業						
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業						
バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業						

備考) 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。
 1号区域：ア 第1種区域及び第2種区域
 イ 第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
 2号区域：第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日 厚生省、建設省告示1号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 長野県告示第97号)

表 2-2-37 特定工場の騒音に係る指定区域

地域の区分	市町名	用途地域の区分
第1種区域	千曲市	第1種低層住居専用地域
	長野市	第1種低層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、付表の坂城町の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	千曲市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域の一部、付表の地域
	長野市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、付表の地域
	坂城町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 付表の坂城町の項の2の地域
	小布施町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域、付表の小布施町の1の項の地域
第3種区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第2種区域に含まれる地域を除く。）、工業地域の一部、付表の地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	坂城町	近隣商業地域、準工業地域、付表の坂城町の項の3の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
第4種区域	千曲市	工業地域（第3種区域に含まれる地域を除く。）
	長野市	工業地域
	須坂市	工業地域、付表の地域
	坂城町	工業地域
備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。 2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和50年2月27日 長野県告示第97号）

※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

3) 要請限度

「騒音規制法」に基づく要請限度とは、道路交通騒音により周囲の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造の改善等に関して、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができると認められるとき、要請限度と指定区域は、表2-2-38及び表2-2-39に示すとおりである。

要請限度と指定区域は、表2-2-38及び表2-2-39に示すとおりである。

表 2-2-38 道路交通騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日の午前6時
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
<p>「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、特例として次のとおりとする。 昼間（午前6時～午後10時）：75 デシベル、夜間（午後10時～翌日の午前6時）：70 デシベル</p>		
<p>備考1) 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。 2) 「幹線交通を担う道路」とは道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）をいう。 3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル</p>		

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年3月2日 総理府令第15号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 長野県告示第97号)

表 2-2-39 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

地域の区分	市町名	用途地域の区分
a 区域	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、付表の地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の坂城町の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	千曲市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
	長野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	坂城町	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の坂城町の項の2の地域
	小布施町	第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の1の地域
c 区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	坂城町	近隣商業地域、準工業地域、工業地域、付表の坂城町の項の3の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
<p>備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。 2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。</p>		

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 長野県告示第97号)

※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

3 振動

振動に関する基準は、「振動規制法」に基づく規制基準及び要請限度のみであり、環境基準は定められていない。

1) 規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場に係る振動の規制基準は表2-2-40に、特定建設作業振動に係る規制基準は表2-2-41に示すとおりである。また、本連合管内における指定区域の状況は表2-2-42に示すとおりである。なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-40 特定工場に係る振動の規制基準

時間の区分 区域の類型	昼 間	夜 間
	午前 7 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日の午前 7 時
第 1 種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第 2 種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

備考 1) 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
 2) 第 1 種区域及び第 2 区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日 環境庁告示第90号）
 「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

表 2-2-41 特定建設作業振動に係る規制基準

種 類	項 目	基準値	夜間作業禁止 時間(夜間)	最大 作業時間	最大 連続作業日	作業 禁止日
くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業 鋼球を使用して建築物その他 の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業		75 デシベル	1号区域 午後 7 時～ 翌日の午前 7 時	1 号区域 1 日最大 10時間	6 日	日曜日 及び休日
			2号区域 午後 10時～ 翌日の 午前 6 時	2号区域 1 日最大 14時間		

備考 1) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。
 2) 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。
 1号区域：ア 第1種区域及び第2種区域
 イ 第2種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
 2号区域：第2種区域のうち上記以外の区域

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）
 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）
 「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

表 2-2-42 振動規制地域等の指定

区域の類型	市町名	用途地域の区分
第1種区域	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、準工業地域の一部、付表の地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、付表の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、準住居区域、付表の小布施町の項の1の地域
第2種区域	千曲市	近隣商業地域、商業地域 準工業地域（第1種区域に含まれる地域を除く。）、工業地域
	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
<p>備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。</p> <p>2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。</p>		

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

2) 要請限度

「振動規制法」に基づく要請限度とは、道路交通振動により周囲の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のため舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる限度である。

要請限度は、表2-2-43に示すとおりである。

表 2-2-43 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前7時～午後7時	午後7時～翌日の午前7時
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考1) 第1種区域及び第2種区域とは、表2-2-42の規制地域の区分をいう。 2) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内。		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）

4 悪臭

1) 敷地境界における規制基準

「悪臭防止法」に基づく敷地の境界の地表における規制基準は表2-2-44に、地域の指定は表2-2-45に示すとおりである。なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-44 敷地境界における規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質	第1地域	第2地域
アンモニア	2	5
メチルメルカプタン	0.004	0.01
硫化水素	0.06	0.2
硫化メチル	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.02	0.07
二硫化メチル	0.03	0.1
アセトアルデヒド	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2
スチレン	0.8	2
プロピオン酸	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.004	0.01
備考) 表中の第1地域及び第2地域とは、表2-2-45の規制地域の区分をいう。		

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号）

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定」

(昭和50年3月10日 長野県告示第114号)

表 2-2-45 悪臭規制地域等の指定

区域の種類	市町名	用途地域の区分
第1地域	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 商業地域、準工業地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、 付表の坂城町の項の1の地域
第2地域	千曲市	工業地域
	長野市	工業地域
	須坂市	工業地域、付表の地域
	坂城町	工業地域、付表の坂城町の項の2の地域
備考1) この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。 2) 付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定」（昭和50年3月10日 長野県告示第114号）
※ 千曲市、長野市及び須坂市は、市が告示している。

2) 気体排出口における規制基準

煙突そのほかの気体排出口における規制は次に示すとおりである。

(1) 規制基準となる流量の算出

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した値とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q ：流量(単位は、絶対零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He ：補正された排出口の高さ(単位メートル)

Cm ：表2-2-44に示した特定悪臭物質ごとの値(単位ppm)

補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

- 排出口の高さの補正
次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 、及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e ：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H_o ：排出口の実高さ（単位 メートル）

Q ：温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

V ：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T ：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

3) 排水における規制基準

排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準は表2-2-46に示すとおりである。
なお、対象事業実施区域においては、用途地域が指定されておらず、規制の対象とならない。

表 2-2-46 排水における規制基準

地域の区分	特定悪臭物質	排水量の区分 (m ³ /秒)		
		0.001 以下	0.001 超 0.1 以下	0.1 超
第1地域	メチルメルカプタン	0.06mg/L	0.01mg/L	0.003mg/L
	硫化水素	0.3mg/L	0.07mg/L	0.02mg/L
	硫化メチル	2mg/L	0.3mg/L	0.07mg/L
	二硫化メチル	2mg/L	0.4mg/L	0.09mg/L
第2地域	メチルメルカプタン	0.2mg/L	0.03mg/L	0.007mg/L
	硫化水素	1mg/L	0.2mg/L	0.05mg/L
	硫化メチル	6mg/L	1mg/L	0.3mg/L
	二硫化メチル	6mg/L	1mg/L	0.3mg/L
備考 1) 第1地域及び第2地域とは、表2-2-45の規制地域の区分をいう。 2) 特定悪臭物質の測定は、昭和47年5月30日環境庁告示第9号に定める方法によることとする。				

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号）

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定」（昭和50年3月10日 長野県告示第114号）

5 水質

1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について達成し、維持することが望ましい基準として「環境基本法」で定められており、『人の健康の保護』に関する環境基準（健康項目）と『生活環境の保全』に関する環境基準（生活環境項目）の二つからなっている。

『人の健康の保護』については、全国一律の基準により全公共用水域において直ちに達成されるべきものであり、『生活環境の保全』については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け基準値を定めている。各環境基準は表2-2-47(1)～(3)に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域近傍の千曲川（上田市大屋橋から新潟県境まで）は、A類型に指定されている。

同様に地下水についても、「環境基本法」に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められており、表2-2-48に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類特別措置法」に基づくダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は、表2-2-49に示すとおりである。

表 2-2-47(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2) 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について（別表1）」（昭和46年12月28日 環境庁告示59号）

表 2-2-47(2) 生活環境の保全に関する環境基準(1) (生活環境項目)

項目 類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、 水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、 水産2級及び C以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、 工業用水1級及び D以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

備考 1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
 3) 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 4) 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典 : 「水質汚濁に係る環境基準について(別表2)」(昭和46年12月28日 環境庁告示59号)

表 2-2-47(3) 生活環境の保全に関する環境基準(2) (生活環境項目)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考:基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典:「水質汚濁に係る環境基準について(別表2)」(昭和46年12月28日 環境庁告示59号)

表 2-2-48 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2) 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

表 2-2-49 ダイオキシン類(水質・底質)に係る環境基準

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2) 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

2) 排水基準

水質環境を保全するためには、公共用水域に放流している工場、事業場からの排水を規制する必要があることから、全ての公共用水域に適用される排水基準として、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」で排水基準が定められている。

さらに、一律の排水基準では、水質汚濁の防止が不十分であると認められる水域については、「長野県公害の防止に関する条例」により上乘せ排水基準が定められている。

また、公共下水道に排除する場合には、「下水道法」に基づく排除基準等が定められている。

(1) 一律排水基準

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準には、環境基準と同様に『人の健康の保護に係る項目（有害物質に係る排水基準）』と『生活環境の保全に係る項目（生活環境項目に係る排水基準）』とがあり、表2-2-50(1)、(2)に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類特別措置法」に基づく、廃棄物焼却炉に係る排水基準は、表2-2-51に示すとおりである。

表 2-2-50(1) 有害物質に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	シマジン	0.03mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L（アンモニア性窒素に、0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考 1) 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			
2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。			

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

表 2-2-50(2) 生活環境項目に係る排水基準

項目名	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考 1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

表 2-2-51 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の水質排水基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年12月27日 政令第443号）

(2) 上乗せ排水基準

県の区域に属する公共用水域については、「長野県公害の防止に関する条例」に基づき、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設に係る特定事業場において上乗せ排水基準が定められている。廃棄物処理施設（焼却炉）に係る上乗せ基準は表2-2-52(1), (2)に示すとおりである。

表 2-2-52(1) 有害物質に係る上乗せ排水基準

区 分	項 目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場または事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、その他水銀化合物	0.003mg/L
備考1) この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。		
備考2) この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。		

出典：「長野県公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）

表 2-2-52(2) BOD(COD)及び浮遊物質量に係る上乗せ排水基準

単位：mg/L

排水量	項目及び許容限度			
	BOD (COD)		浮遊物質量 (SS)	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60
50m ³ 以上	30	20	50	30
備考1) BOD（生物化学的酸素要求量）に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、COD（化学的酸素要求量）に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排出水について適用する。				
備考2) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。				

出典：「長野県公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）

(3) 下水道排除基準

「下水道法」に基づく排除基準は表2-2-53に、「千曲市下水道条例」に基づく排除基準は表2-2-54に示すとおりである。

「下水道法」に基づく排除基準については、長野県公害の防止に関する条例第16条に規定する上乗せ排水基準が適用される。

なお、計画施設からの排水は、下水道へ排除する計画である。

表 2-2-53 下水道法に基づく下水道排除基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.05mg/L 以下 ^{注1)}	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下 ^{注1)}	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
有機リン化合物 ^{注2)}	1mg/L 以下	チウラム	0.06mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	シマジン	0.03mg/L 以下
六価クロム化合物	0.3mg/L 以下 ^{注1)}	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.003mg/L 以下 ^{注1)}	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	マンガン及びその化合物 （溶解性）	10mg/L 以下
シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

備考 1) この表の数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
 2) ダイオキシン類の数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値とする。
 注 1) 長野県公害の防止に関する条例で定められた基準（水質汚濁防止法上乘せ排水基準）。
 注 2) 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよび EPN をいう。

出典：「下水道法施行令 第9条の4 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準」

(昭和34年4月22日 政令第147号)

「長野県公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）

表 2-2-54 千曲市下水道条例に基づく排除基準

項目	許容限度
温度	45℃未満
よう素消費量	220mg/L 未満
水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
窒素含有量	240mg/L 未満
リン含有量	32mg/L 未満

出典：「千曲市下水道条例」（平成15年9月1日 千曲市条例第198号）

6 土壌

土壌の汚染に係る環境基準は、『人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準』として「環境基本法」に基づき定められており、表2-2-55に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表2-2-56に示すとおりである。

表 2-2-55 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
		1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
		チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
P C B	検液中に検出されないこと。	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
		ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備考 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。			
2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。			
3) 「検液中に検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。			
4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。			

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

表 2-2-56 ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

2.2.8地域の環境に係る方針等の状況

1 土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲における、「長野県土地利用基本計画」に基づく5地域の指定状況は、次のとおりである。

1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図2-2-13に示すとおりである。
対象事業実施区域は、都市地域に区分されている。

2) 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図2-2-14に示すとおりである。
対象事業実施区域は、農業地域に区分されている。

3) 森林地域

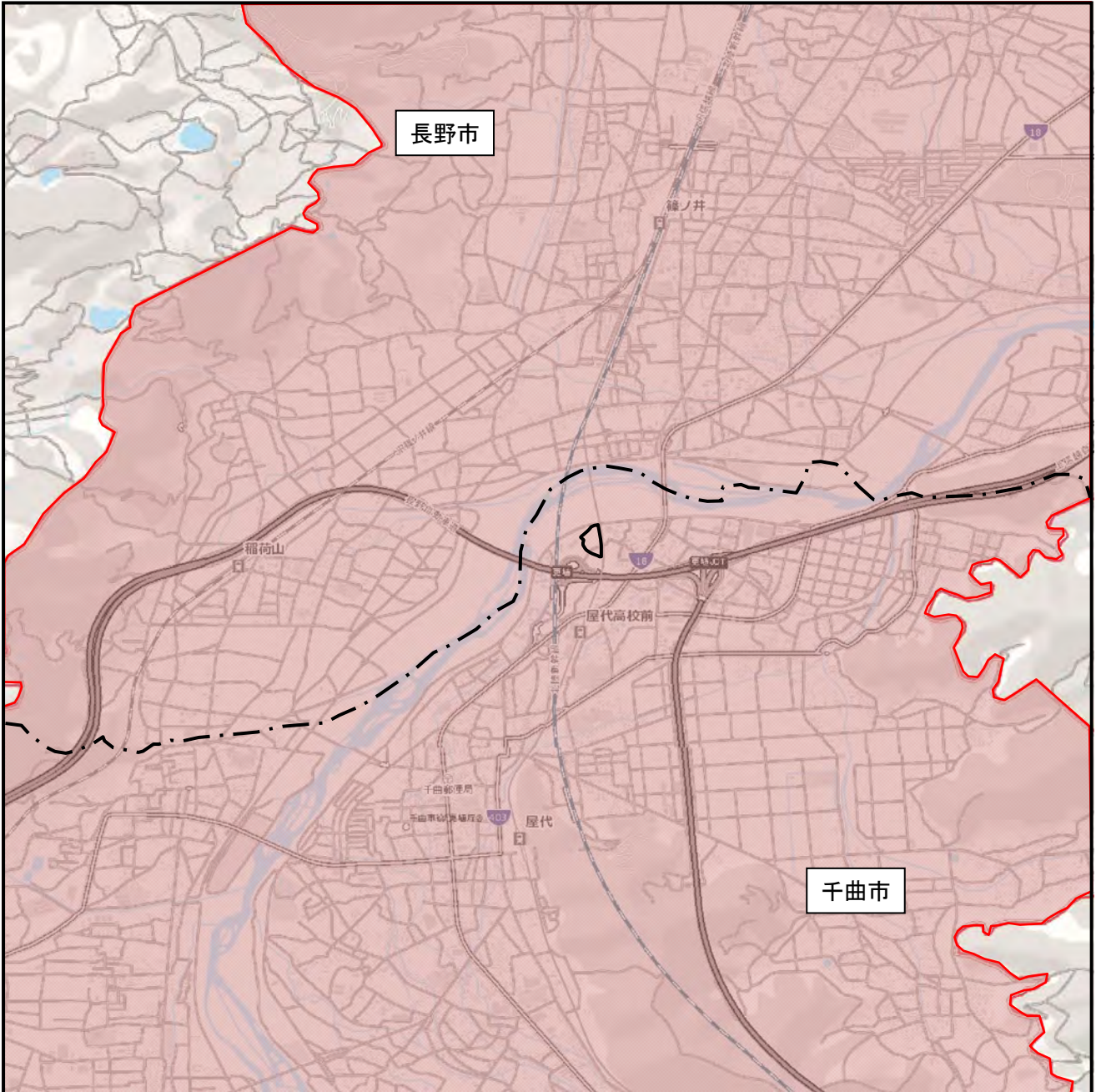
対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図2-2-15に示すとおりである。
対象事業実施区域は、森林地域に含まれていない。

4) 自然公園地域

対象事業実施区域及びその周囲において、自然公園地域に指定されている場所はない。
なお、最寄の自然公園地域は、南西方向約8kmに位置する聖山高原県立公園である。

5) 自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲において、自然保全地域に指定されている場所はない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 都市地域

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

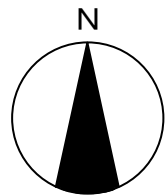
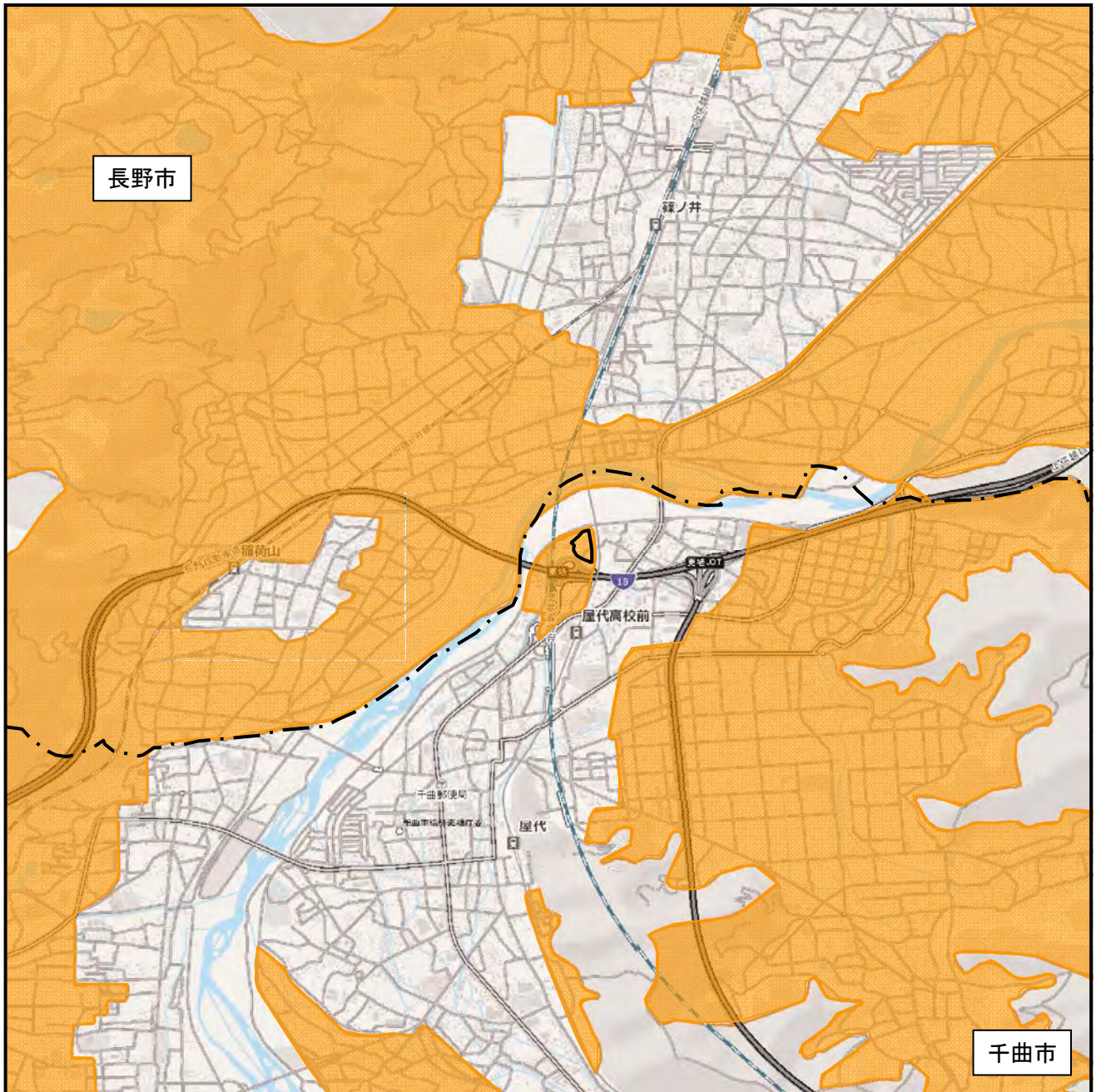
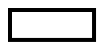
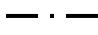



図 2-2-13 対象事業実施区域周辺の都市地域



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  農業地域

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

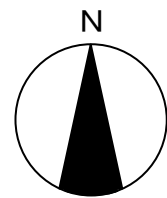
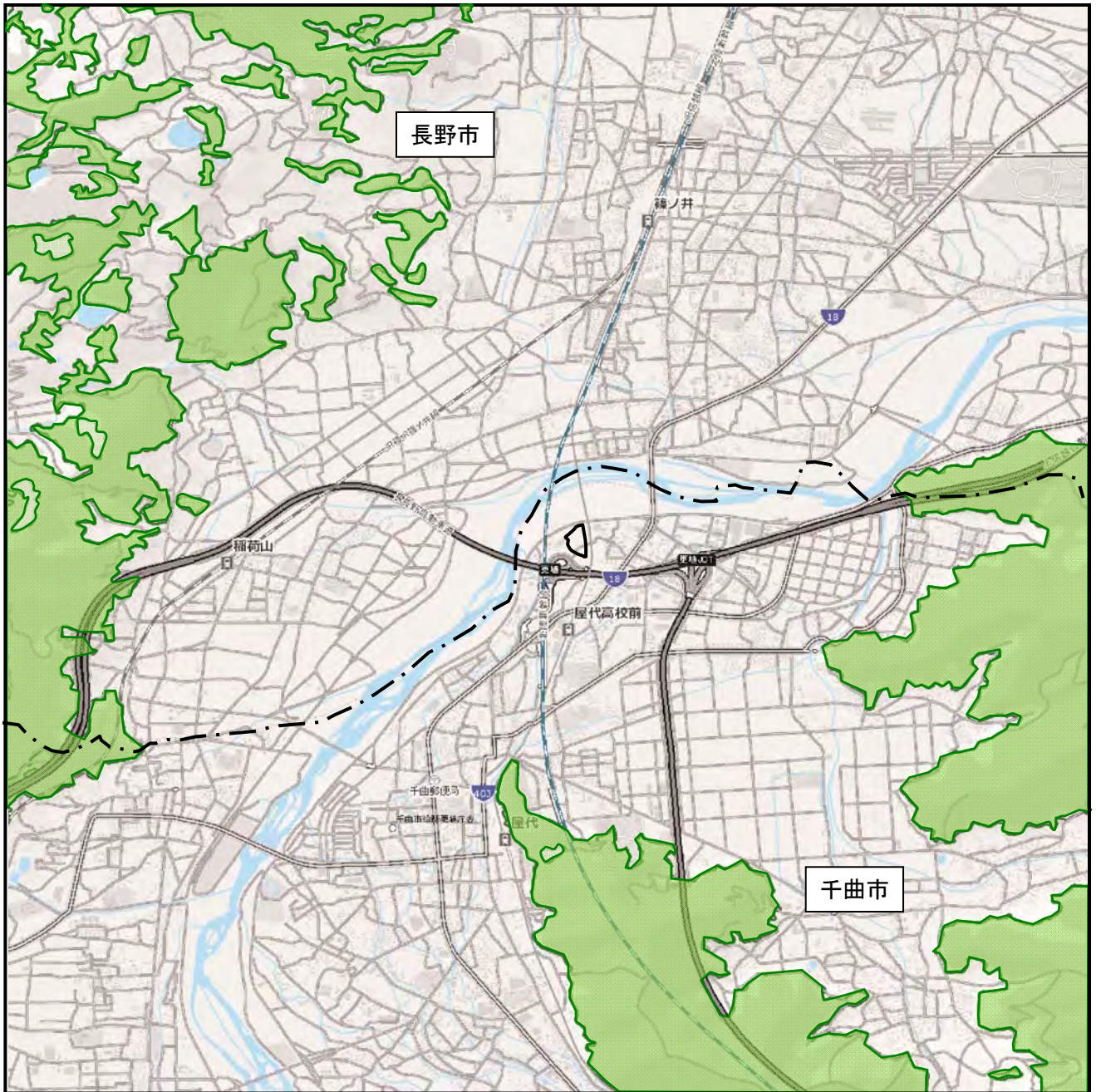


図 2-2-14 対象事業実施区域周辺の農業地域



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 森林地域

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

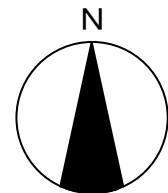


図 2-2-15 対象事業実施区域周辺の森林地域

2 ごみ処理に関する主な施策等

長野県、本連合及び関係市町村の「総合計画」、「環境基本計画」及び「ごみ処理基本計画」等におけるごみ処理に関する主な施策は、表2-2-57(1)～(5)に示すとおりである。

表 2-2-57(1) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
長野県	長野県 廃棄物処理計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本目標 『もったいない』を大切にして、信州が誇るライフスタイルを！ ◎重点施策 <ul style="list-style-type: none"> ○徹底的に廃棄物の排出を抑制する 不要なレジ袋はもらわない、食べきれない料理は注文しない・作り過ぎない、不要物の分別を徹底する等、身近なところからできることを、自主的に各自が行うことを推進する。 ○環境に配慮した循環的利用を推進する 廃棄物等の発生を防止・抑制すること、再利用やリサイクルする場合もその手段も含めて検討すること、どうしても3Rが出来ない場合には適正に処理することを踏まえて施策を展開する。 ○適正処理を推進し、不適正処理の早期解決に努める 様々な主体に対する啓発活動を幅広く実施するとともに、廃棄物処理法、廃棄物条例等の規定に基づく厳正・厳格な対応を図り、不適正処理を未然に防止し早期解決に努める。 ◎一般廃棄物の数値目標（H20年度実績を基準とするH27年度目標） <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量 722千t→620千t ・リサイクル量（リサイクル率） 177千t（24.6%）→186千t（30.0%） ・最終処分量（最終処分率） 73千t（10.0%）→56千t（9.0%）
	長野県 環境基本計画 (H25～29)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本テーマ 参加と連携で築く豊かな環境・持続可能な信州 <ul style="list-style-type: none"> ○参加と連携による環境保全 ○地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進（持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会の構築） <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー需要の県民の手によるマネジメント ・再生可能エネルギーの利用と供給の拡大 ・総合的な地球温暖化対策の推進 ○循環型社会の形成（「もったいない」を大切にして、信州が誇るライフスタイルを） <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・再資源化の推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ○水・大気環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・水資源の保全と適正な利活用 ・安心安全な水の保全 ・快適な水環境の保全 ・大気環境等の保全 ・化学物質対策 ・放射能対策 ○自然環境の保全（未来へつなごう生命（いのち）のにぎわい） <ul style="list-style-type: none"> ・多様な自然環境の保全 ・自然と豊かなふれあいの確保 ・森林や農山村の多面的機能の発揮
長野広域連合	長野広域連合 広域計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみの有料化や分別による資源化の取組により、前計画で設定した減量目標を達成したことから、今後も関係市町村の実情に合わせた取組により減少傾向を維持できるよう努める。また、施設の建設や維持管理にかかる経費の負担については、ごみ量割も考慮した負担割合を導入し、関係市町村の更なる減量の促進を図る。 ◎長野地域に新たに設置する焼却施設と最終処分場については、基本方針に沿った施設を広域連合が建設し運営する。
長野市	第四次長野市 総合計画 (H19～28)	<ul style="list-style-type: none"> ◎省資源・資源循環の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量と再資源化の促進 ・ごみ収集体制の充実 ◎生活環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な廃棄物処理の推進

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）

長野広域連合資料

表 2-2-57(2) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策																																				
長野市	長野市 環境基本計画 (H24～28)	<p>◎基本目標① 循環型社会の構築 3Rの推進やごみ処理体制を充実し、良好な資源循環を確保することにより、廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。</p> <p>◎基本目標② 良好な生活環境の確保 産業型公害や生活型公害を防止し、清らかな空気や水、清潔なまちなみなどを実現することにより、良好な生活環境を確保します。</p> <p>◎基本目標③ 質の高い自然環境の確保 生物の多様性の確保や希少野生生物の保護、外来生物への対応等を進めるとともに、森林や農地などを健全に保全し、質の高い自然環境を確保します。</p> <p>◎基本目標④ 豊かで快適な環境の創造 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な緑や河川の整備などを通じて、水と緑と歴史をいかした、潤いとやすらぎを感じられる豊かで快適な環境を創造します。</p> <p>◎基本目標⑤ 低炭素社会の構築 省エネルギーの推進や、地域の特性に見合った再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの適正利用を推進するとともに、エネルギー効率の高い都市基盤が整備された低炭素社会の構築を目指します。</p> <p>◎基本目標⑥ 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進 市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を果たすために、主体間の連携を強化するとともに、子どもから大人まで、「地球環境を思いやる人づくり」を推進します。</p>																																				
	長野市 一般廃棄物 処理基本計画 (H23～28)	<p>◎基本理念 ・持続可能な循環型環境都市“ながの”の創造</p> <p>◎基本方針 ・市民・事業者・市の協働による取組の推進 <発生抑制> ・分別の徹底と再資源化の促進 <再使用・再生利用> ・環境負荷に配慮した適正な廃棄物処理の推進 <適正処分> ・計画実現に向けた体制・仕組みづくり</p> <p>◎成果指標</p> <table border="1" data-bbox="411 1137 1441 1630"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>説明</th> <th>基準年度 (H20)</th> <th>目標値 (H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">成果指標</td> <td rowspan="4">数値目標</td> <td>1 ごみの総排出量</td> <td>家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量</td> <td>144,822 t</td> <td>129,140 t</td> </tr> <tr> <td>2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量</td> <td>家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口</td> <td>609g/人・日</td> <td>548g/人・日</td> </tr> <tr> <td>3 事業系ごみ排出量</td> <td>事業所から排出されるごみの総量</td> <td>43,583 t</td> <td>39,200 t</td> </tr> <tr> <td>4 リサイクル率</td> <td>(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量</td> <td>24.10%</td> <td>29.90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果指標</td> <td rowspan="3">成果目標</td> <td>5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合</td> <td>家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)</td> <td>58.80%</td> <td>50.00%</td> </tr> <tr> <td>6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率</td> <td>家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)</td> <td>20.50%</td> <td>17.40%</td> </tr> <tr> <td>7 ながのエコ・サークル認定件数</td> <td>ながのエコ・サークルの累積認定件数</td> <td>216件</td> <td>262件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、家庭系可燃ごみ中、資源物及び不燃ごみを除いた内容物に占める生ごみの割合。 2 成果目標5及び6の基準年度の数値は、平成17年度から平成22年度までの6カ年の平均値。</p>	区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)	成果指標	数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量	144,822 t	129,140 t	2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口	609g/人・日	548g/人・日	3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t	4 リサイクル率	(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量	24.10%	29.90%	成果指標	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.80%	50.00%	6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.50%	17.40%	7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216件
区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)																																		
成果指標	数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量	144,822 t	129,140 t																																	
		2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口	609g/人・日	548g/人・日																																	
		3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t																																	
		4 リサイクル率	(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量	24.10%	29.90%																																	
成果指標	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.80%	50.00%																																	
		6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.50%	17.40%																																	
		7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216件	262件																																	
須坂市	第五次須坂市 総合計画 前期基本計画 (H23～27)	<p>◎循環型社会の形成</p> <p>○市民のみなさん・事業者・団体・行政が一体となって日ごろから5Rの推進に取り組むことにより、大切な資源が守られ、環境への負荷が少ないまちを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ有料制の継続、効果などの検証 ・ごみ処理広域化の推進 ・清掃センターなど処理施設の適正な維持管理 ・不燃ごみ処理方法の明確化 ・資源物の回収拠点充実 ・堆肥化の推進、資源化方策の検討 ・不法投棄対策の継続 																																				

出典：「ごみ処理広域化基本計画」(平成23年2月 長野広域連合)
長野広域連合資料

表 2-2-57(3) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
須坂市	須坂市 環境基本計画 (H23～32)	<p>◎ごみを減らし資源を大切にしよう</p> <p>一般廃棄物 ①5Rの推進 ②生ごみの減量 ③廃棄物処理基本計画の見直し ④事業系ごみの分別徹底 ⑤ごみ(一般廃棄物)処理広域化の推進</p> <p>産業廃棄物 ①産業廃棄物適正処理の推進</p> <p>不法投棄 ①不法投棄の根絶</p>
	須坂市 一般廃棄物処理 基本計画 (H23～32)	<p>◎基本理念 “ごみを減らし資源を大切にしよう”との理念のもと、「もったいない」精神を取り戻し、資源循環型社会の構築をめざす。</p> <p>◎施策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない」の精神を大切にし、使い終わったものはできる限り再利用または再資源化を図り、ごみの減量と資源の保全に努める。 ・ごみの減量を行ってなお排出されるごみは適正な方法で処理し、中間処理施設での再資源化をできるだけ行い、最終処分量の減量を図る。 ・清潔で美しいまちづくりを進め、不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりに努める。 ・市民・事業者・市がお互いに支援、協力、連携し、それぞれの役割と責任を自覚し、循環型社会の実現に努める。 <p>◎減量化・資源化の目標値(基準年度 H21 年度、目標年度 H27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量 → 11%削減 ・1人当りの可燃ごみ排出量 209kg/人 → 185kg/人 ・1人当りの不燃ごみ排出量 11kg/人 → 9kg/人 ・事業系ごみ排出量 4,025t/年 → 3,625t/年 ・リサイクル率 28.1% → 30% ・最終処分量 1,649t/年 → 1,320t/年
千曲市	千曲市 まちづくり計画 (H15～25) 延長により H30まで	<p>◎ごみ処理とリサイクルの推進</p> <p>○ごみの分別収集の一元化を進め、ごみの収集・処理体制を確立し、住民と行政の協調の下で、資源ごみの回収やリサイクル等によるごみ処理量の削減、生ごみの堆肥化などに取り組む。これらの取り組みを通じ、暮らしに身近なところから循環型社会を構築し、他の地域にはない先進的な環境都市の実現を目指す。</p>
	千曲市 環境基本計画 (H18～27)	<p>◎「もったいない」を大切にすくらし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てではない地球にやさしい製品を選ぶ ・「ずく」を出してごみを出さない ・不法投棄、ポイ捨てをしない
	千曲市 総合計画 (H19～28)	<p>◎「もったいない」の心を大切にすくらし循環型社会をつくる</p> <p>○包装などの簡素化(リデュース)、使用済み商品の再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の促進などの3R(スリーアール)を図り、ごみの減量化(発生量・排出量の削減)をすすめる</p> <p>○ごみの分別収集の定着を図るとともに、適正処理推進のため施設整備をすすめる</p> <p>○不法投棄をさせない環境づくり対策をすすめる</p> <p>○災害時におけるごみ処理対策を確立する</p>

出典：「ごみ処理広域化基本計画」(平成23年2月 長野広域連合)
長野広域連合資料

表 2-2-57(4) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
千曲市	千曲市 一般廃棄物処理 基本計画 (H17～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な循環型の都市 千曲市 ◎基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発生量・排出量の削減 ・使用済み物品の再使用及び再生利用の促進 ・廃棄物の適正処理 ・不法投棄の防止 ・災害時における対策の確立 ・市民・事業者・市の協働 ◎数値目標 <ul style="list-style-type: none"> ・減量化（家庭系ごみ） 家庭系ごみ排出原単位（集団回収量を含む）を平成 22 年度において平成 16 年度実績より 3%（1 人 1 日 20 g）削減。また、資源化されるものを除く排出原単位を国の目標に合わせて平成 12 年度実績より 20%削減。 ・減量化（事業系ごみ） 資源化されるものを除き、平成 22 年度において平成 16 年度実績より約 17%削減。本計画の目標年度である平成 31 年度には平成 16 年度実績より約 30%削減。 ・資源化 平成 22 年度以降における資源化率（生ごみを除く）を 25%以上とする。 ・最終処分量 平成 16 年度実績より平成 22 年度に 30%、平成 31 年度に 50%削減。
坂城町	坂城町第 5 次 長期総合計画 (H23～32)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会をめざす環境衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再利用化、資源化 ・ごみの排出方法の徹底 ・生ごみの資源化の促進
	坂城町 一般廃棄物処理 基本計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・清潔で潤いのある生活環境の形成 ◎施策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会に向けた意識の高揚 ・ごみ処理 ごみの減量化・再利用化・資源化 ごみの排出方法の徹底 生ごみの資源化の促進
高山村	第 5 次高山村 総合計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別意識の高揚 ・ごみの減量化と再資源化の推進 ・一般廃棄物収集所の改善整備 ・環境美化活動とごみの不法投棄の防止 ・広域的なごみ処理施設の建設促進 ・計画的なごみ処理対策
	高山村 一般廃棄物処理 基本計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ◎大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し物を大切にするとともに、限りある資源を有効に利用するためのリサイクル運動を実践し、全村あげてごみの減量化に努める。 ○減量化のための具体的方策等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の取り組み 3 R 運動の実践、生ごみの水きりの徹底と堆肥化による農地還元、集団回収への積極的な参加やフリーマーケットを活用することによる資源リサイクルを図る ・事業者の取り組み 製品・商品の梱包材を極力抑制するための工夫をするとともに回収・再生利用する体制を構築する ・村の取り組み 住民や事業者に対し、ごみ減量化への意識向上を図るための情報提供を行う。学校教育や生涯学習活動の場において、ごみの減量・リサイクル等の環境教育を行う。各家庭におけるごみ減量化目標を明確にするよう推進し、優秀な実践方法等を広報誌等で紹介する。

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）
長野広域連合資料

表 2-2-57(5) 県・広域連合・各市町村の計画

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
信濃町	信濃町第5次 長期振興計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量と再資源化の啓発、ごみ集積所の整備と収集体制の充実 ◎適正な廃棄物処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理と再資源化の推進、ごみの適正処理方法の周知徹底 ・不法投棄の防止 ◎ごみ処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・北部衛生施設組合の焼却施設の延命化と計画的な整備 ・長野広域連合による焼却施設及び最終処分場の建設 ・新たな不燃物最終処分場の検討 ◎し尿の処理対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・減少するし尿の効率的な収集・処理 ◎マイバッグの促進
	信濃町 環境基本計画 (H17～26)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみを減らして適正に処理する <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化の推進 ・ごみの資源化の推進 ・ごみの適正処理の推進 ・ポイ捨て、不法投棄対策の推進 ・産業廃棄物の適正処理の指導
	信濃町 一般廃棄物処理 基本計画 (H15～25)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみの排出抑制のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ○町における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育、啓発活動の充実 ・手数料の徴収 ・多量の一般廃棄物排出者に対する減量化の徹底 ・飲食容器、包装廃棄物等の排出抑制 ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進 ○住民における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・住民団体による回収の促進等 ・厨芥のコンポスト化 ・過剰包装の自粛 ・再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制 ○事業者における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・発生源における排出抑制 ・過剰包装の抑制 ・流通包装廃棄物の抑制 ・使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進 ・再生品の使用促進等
小川村	第5次小川村 振興計画 (H21～30)	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ広域処理の投資効果を高めるための関係市町村との連携強化 ・生ごみ処理機の普及、生ごみの堆肥化の推進、可燃ごみの減量 ・容器包装リサイクル法に基づく現在の分別収集の徹底、可燃ごみの減量、資源物のリサイクルに対する住民意識の向上 ・村独自の資源物回収・リサイクルによる、雇用創出の検討 ・ごみの不法投棄防止の啓蒙啓発活動の推進 ・ごみ処理費用に係る住民負担の随時見直し
飯綱町	第1次飯綱町 総合計画 (H19～28)	<ul style="list-style-type: none"> ◎町民及び事業所と協力し、ごみの減量、再資源化の推進を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再資源化意識の啓発と情報提供 ・ごみの効率的な収集・運搬方法の確立と、多様なごみの適正処理 ・ごみの排出抑制を目的とした、可燃ごみ有料化についての検討
	飯綱町 環境基本計画 (H20～29)	<ul style="list-style-type: none"> ◎廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築する <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題に対する住民意識の高揚（地域の役員、衛生組合長との連携） ・ごみの分別の徹底による再資源化の推進 ・過剰包装の廃止、買い物袋持参、中古品を再利用するしくみの検討など、ごみの排出抑制
	飯綱町 一般廃棄物処理 基本計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会を構築するために、ごみの排出抑制・再使用・再資源化（3R運動）を進めるとともに、廃棄物の効率的な収集運搬と適正な処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制と適正処理の推進 ・廃棄物の再利用とリサイクル活動の推進

出典：「ごみ処理広域化基本計画」（平成23年2月 長野広域連合）
長野広域連合資料

2.3 自然的状況

自然的状況のうち、気象の状況等の対象事業実施区域周辺の既存文献・資料が少ない項目については、長野市内の範囲について調査を行った。

また、対象事業実施区域周辺の状況を把握する項目については、対象事業実施区域を中心とする概ね半径4km範囲を基本として調査を行った。

2.3.1 気象の状況

長野県の気候は、盆地性の地形のため全県的に内陸型気候であるが、本連合管内は長野県の北部に位置しているため、日本海側気候の影響を受け、内陸は盆地毎にそれぞれの特徴を持っている。

長野市等を包括する長野盆地は、「日較差」「年較差」が大きく「夏暑く冬寒い」典型的な内陸性気候で、特に長野盆地から上田・佐久盆地にかけては雨の少ない地域となっており、年間降水量は930mm程度である。

冬は季節風の影響で北部は雪の日が多く、南部は晴れの日が続き、標高の高い地域では、山岳地帯特有の気候を持っている。また、平地といわれている地域の多くが盆地のため、盆地特有の気候が現れている。

1 気象官署

対象事業実施区域近傍の気象官署としては、長野地方気象台、信州新町地域気象観測所及び聖高原地域雨量観測所が上げられる。主要な気象要素の平年値*及び平成25年における月別気象概況について、長野地方気象台は表2-3-1(1), (2)及び図2-3-1、信州新町地域気象観測所は表2-3-2(1), (2)及び図2-3-2、聖高原地域雨量観測所は表2-3-3(1), (2)及び図2-3-3に示すとおりである。

*平年値

気象を表す照準の尺度として用いられる気象要素の類型平均値で、10年ごとに改定される。日本では現在1981～2010年の平均値が用いられている。

表 2-3-1(1) 主要な気象要素の平年値（長野地方気象台）

気象要素		月												全年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
気温	平均(°C)	-0.6	0.1	3.8	10.6	16.0	20.1	23.8	25.2	20.6	13.9	7.5	2.1	11.9
	日最高(°C)	3.5	4.7	9.5	17.3	22.5	25.7	29.1	31.0	25.6	19.2	13.0	6.8	17.3
	日最低(°C)	-4.1	-3.8	-0.8	4.9	10.5	15.8	20.0	21.3	16.9	9.7	3.1	-1.6	7.7
降水量(mm)		51.1	49.8	59.4	53.9	75.1	109.2	134.4	97.8	129.4	82.8	44.3	45.5	932.7
最多風向		東	東	東	西南西	西南西	西南西	西南西	西南西	西南西	西南西	東	東	東
平均風速(m/秒)		2.0	2.2	2.8	3.0	3.0	2.7	2.4	2.6	2.5	2.4	2.1	1.9	2.5

備考) 長野地方気象台の最多風向については、1990年～2010年の平年値である。

日最高は、日最高気温の月平均値を示す。日最低は、日最低気温の月平均値を示す。

出典：気象庁ホームページ

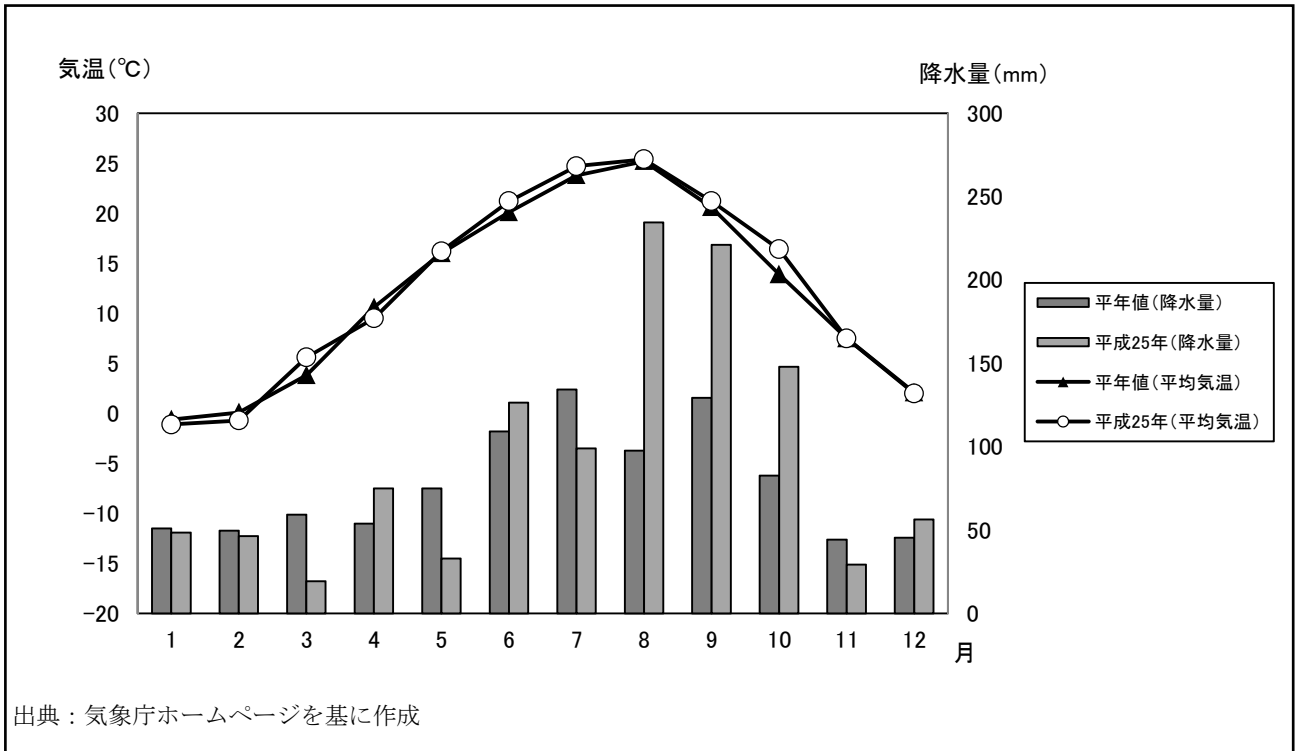
表 2-3-1(2) 月別気象概況（平成 25 年 長野地方気象台）

気象要素		月												全年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
気温	平均(°C)	-1.1	-0.7	5.6	9.5	16.2	21.2	24.7	25.4	21.2	16.4	7.5	2.0	12.3
	日最高(°C)	3.0	4.0	13.1	16.5	23.8	27.0	30.4	31.2	26.8	21.3	13.2	6.3	18.1
	日最低(°C)	-4.4	-4.6	0.0	3.8	10.0	17.1	20.9	21.3	16.9	12.3	2.8	-1.8	7.9
降水量(mm)		48.5	46.5	19.5	75.0	33.0	126.5	99.0	234.5	221.0	148.0	29.5	56.5	1137.5
最多風向		東北東※	東北東	東北東	東北東	西南西	西南西	西	西	西南西	西南西	西南西	東北東	西南西※
平均風速(m/秒)		2.0※	2.5	3.1	3.0	3.2	2.5	2.3	2.1	2.6	2.8	2.3	2.0	2.5

備考) ※：準正常値(品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合)

日最高は、日最高気温の月平均値を示す。日最低は、日最低気温の月平均値を示す。

出典：気象庁ホームページ



出典：気象庁ホームページを基に作成

図 2-3-1 平年値及び平成 25 年の平均気温・降水量（長野地方気象台）

表 2-3-2(1) 主要な気象要素の平年値（信州新町地域気象観測所）

気象要素		月												全年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
気温	平均 (°C)	-1.4	-0.7	2.9	9.6	14.9	19.0	22.7	24.0	19.4	12.7	6.5	1.3	10.9
	日最高 (°C)	3.7	4.7	9.5	17.3	22.6	25.6	28.9	30.7	25.3	19.0	13.1	7.0	17.3
	日最低 (°C)	-5.5	-5.3	-2.2	2.9	8.4	14.0	18.4	19.4	15.5	8.5	1.9	-2.8	6.1
降水量 (mm)		53.7	58.2	77.3	73.2	99.0	131.3	161.9	102.4	156.6	101.5	57.0	47.6	1119.7
最多風向		北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	南	南	北
平均風速 (m/秒)		0.7	0.8	0.9	1.1	1.0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8

備考) 日最高は、日最高気温の月平均値を示す。日最低は、日最低気温の月平均値を示す。
出典：気象庁ホームページ

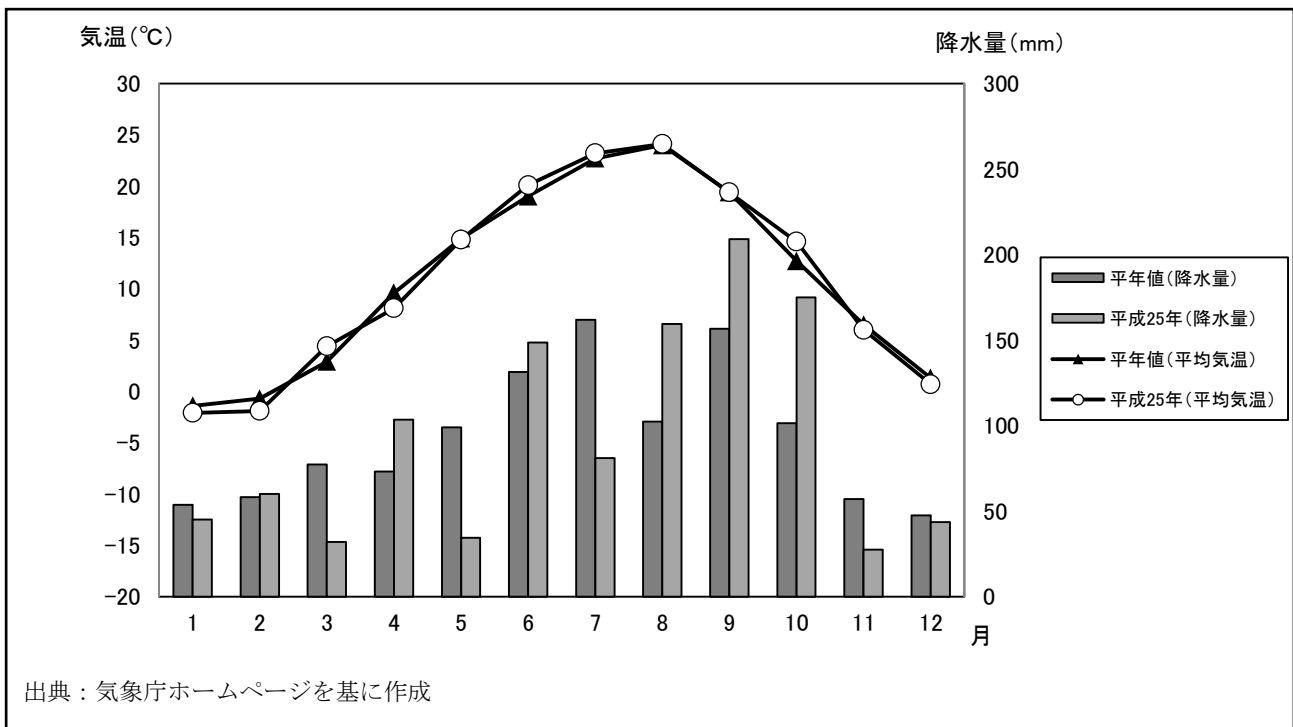
表 2-3-2(2) 月別気象概況（平成 25 年 信州新町地域気象観測所）

気象要素		月												全年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
気温	平均 (°C)	-2.1	-1.9	4.4	8.1	14.8	20.1	23.2	24.1	19.4	14.6	6.0	0.7	11.0
	日最高 (°C)	2.7	3.1	12.8	16.5	23.7	26.9	29.8	31.0	25.9	20.5	13.0	5.8	17.6
	日最低 (°C)	-6.1	-6.2	-1.7	1.3	7.3	15.3	19.1	19.6	15.1	10.6	1.2	-2.8	6.1
降水量 (mm)		45.0	60.0	32.0	103.5	34.5	148.5	81.0	159.5	209.0	175.0	27.5	43.5	1119.0
最多風向		南南東	北北東	北北東	北北東	南※	北北東	北北東	北北東	南	南	北北東	北北東	北北東※
平均風速 (m/秒)		0.9	0.9	1.5	1.4	1.3	0.9	0.8	0.9	0.8	0.8	1.0	0.8	1.0

備考) ※：準正常値(品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合)

日最高は、日最高気温の月平均値を示す。日最低は、日最低気温の月平均値を示す。

出典：気象庁ホームページ



出典：気象庁ホームページを基に作成

図 2-3-2 平年値及び平成 25 年の平均気温・降水量（信州新町地域気象観測所）

表 2-3-3(1) 主要な気象要素の平年値（聖高原地域雨量観測所）

気象要素 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
降水量 (mm)	59.5	60.5	78.7	74.9	107.7	144.5	152.2	108.4	166.4	115.1	58.4	49.9	1156.5

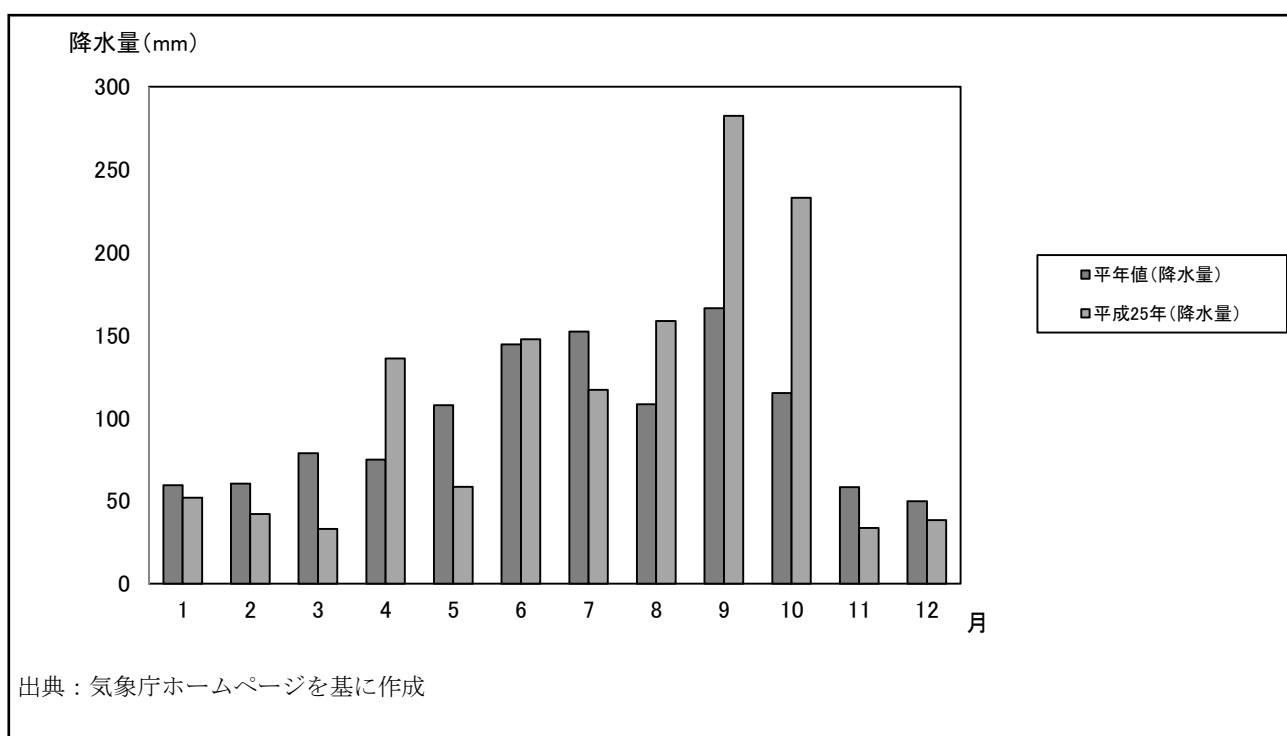
出典：気象庁ホームページ

表 2-3-3(2) 月別気象概況（平成 25 年 聖高原地域雨量観測所）

気象要素 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
降水量 (mm)	52.0	42.0※	33.0	136.0	58.5	147.5	117.0	158.5	282.5	233.0	33.5	38.5	1332.0

備考) ※：準正常値(品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合)

出典：気象庁ホームページ



出典：気象庁ホームページを基に作成

図 2-3-3 平年値及び平成 25 年の降水量（聖高原地域雨量観測所）

2 大気常時監視局における風向・風速

大気常時監視測定局において風向・風速の測定が行われており、対象事業実施区域及びその周囲における大気常時監視測定局の位置は図2-3-4に示すとおりである。また、平成24年度の測定局における年間の風配図は図2-3-5に示すとおりである。

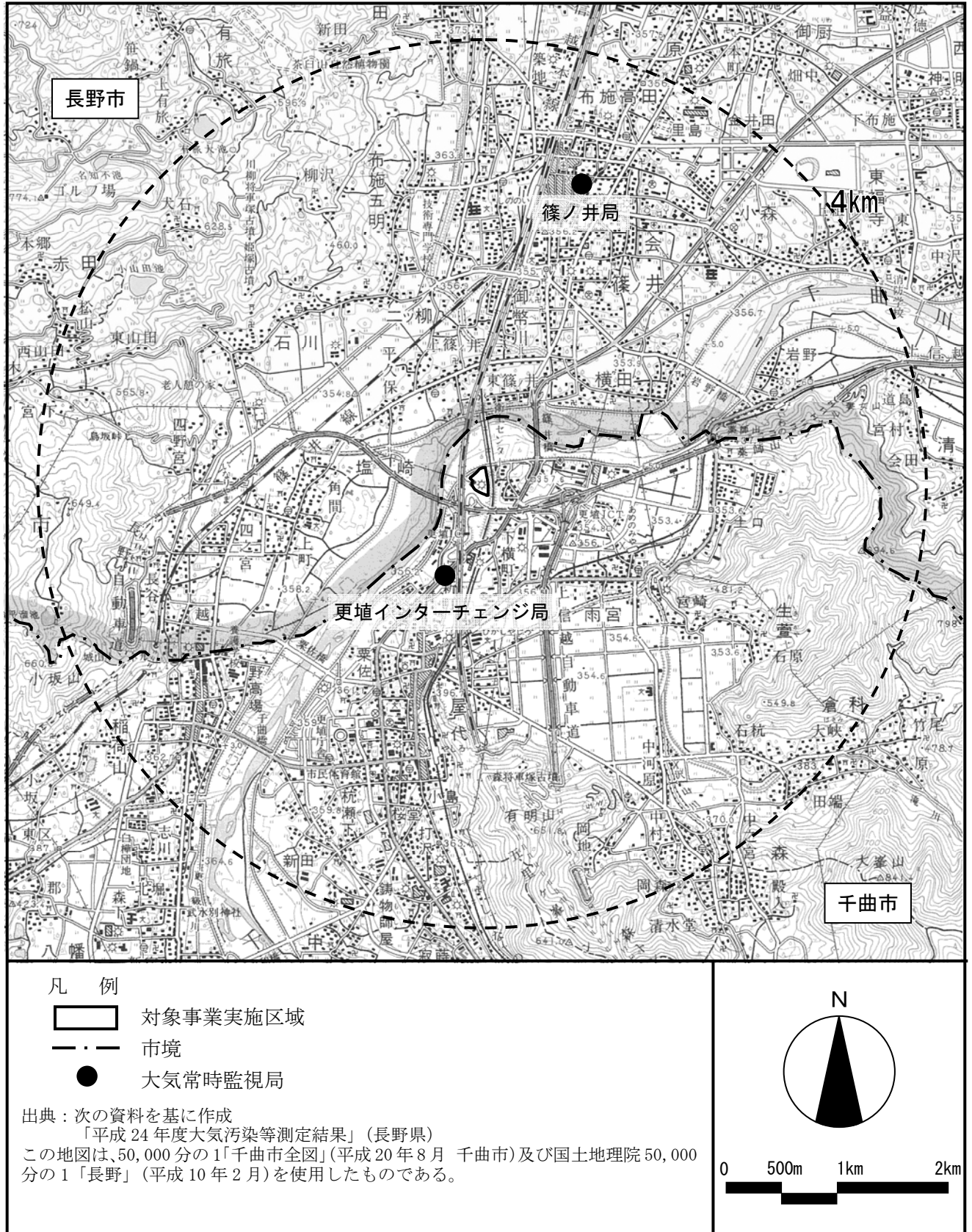
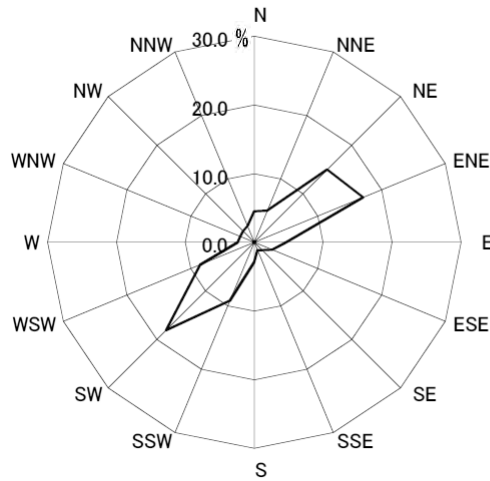


図 2-3-4 大気常時監視局の位置

14 長野市篠ノ井局

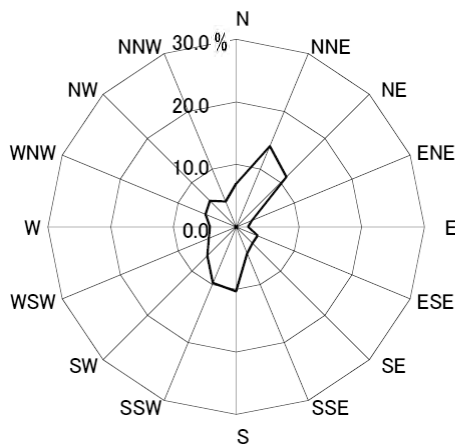


	(%)
C	4.1
N	4.5
NNE	5.0
NE	15.0
ENE	17.1
E	4.6
ESE	2.8
SE	1.6
SSE	1.2
S	2.9
SSW	9.2
SW	18.1
WSW	8.5
W	2.4
WNW	2.2
NW	2.3
NNW	2.6

静穏 : 4.1%

平均風速 : 2.5m/s

19 更埴インターチェンジ局



	(%)
C	2.6
N	6.9
NNE	14.0
NE	11.3
ENE	2.7
E	1.9
ESE	3.7
SE	3.7
SSE	4.6
S	10.3
SSW	9.7
SW	6.5
WSW	4.7
W	4.2
WNW	5.3
NW	5.9
NNW	4.4

静穏 : 2.6%

平均風速 : 1.7m/s

出典 : 「平成24年度大気汚染等測定結果」 (長野県)

図 2-3-5 大気常時監視局における風配図 (平成 24 年度)

2.3.2 水象の状況

1 河川

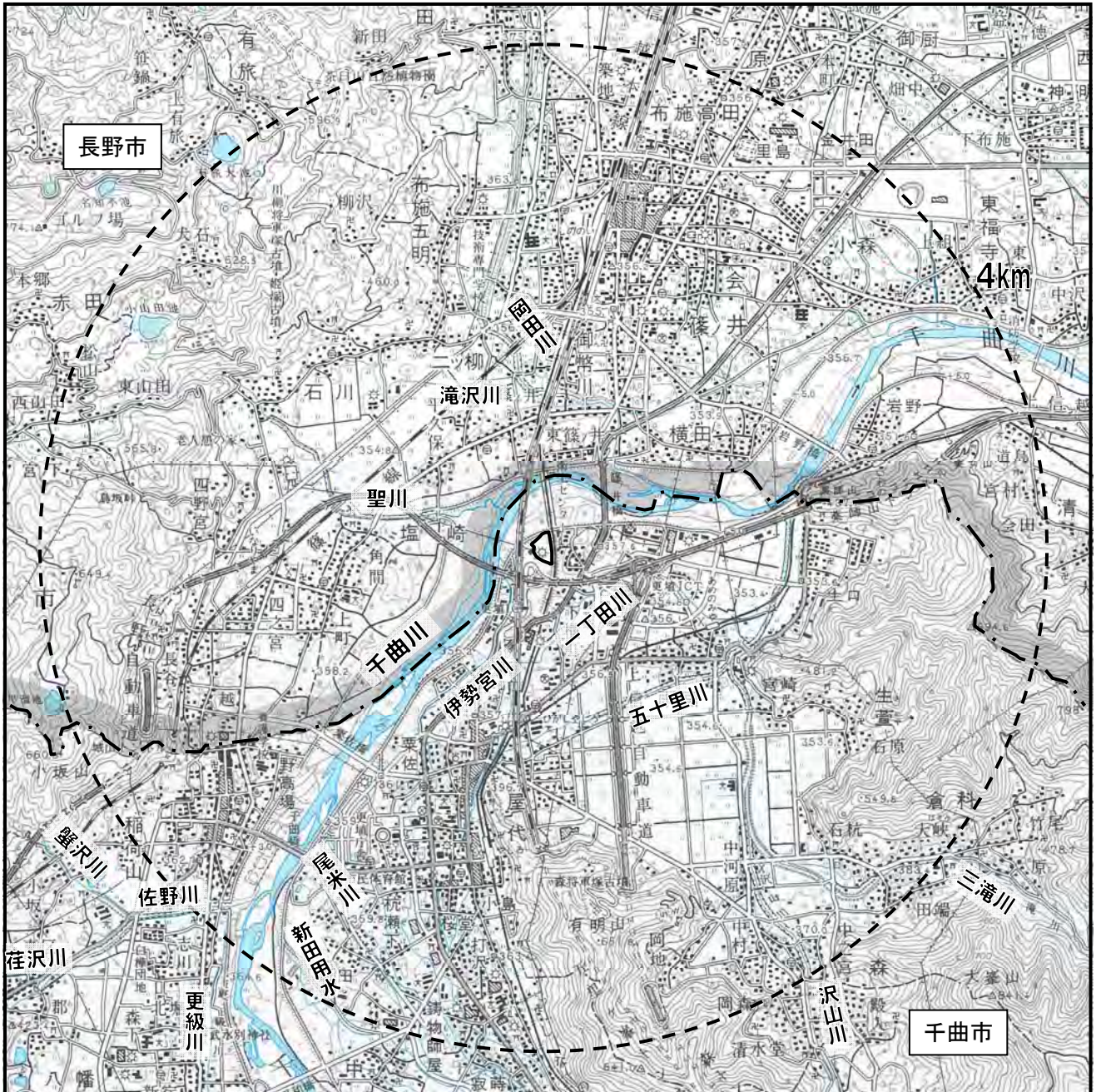
千曲市内及び長野市内の1級河川及び準用河川は表2-3-4に示すとおりである。長野県には1級河川及び準用河川が流れており、2級河川はない。

対象事業実施区域及びその周囲の河川は、図2-3-6に示すとおりである。主な河川としては、千曲川が挙げられる。千曲川は、河床勾配が比較的緩やかで、流程には河原や中州が多く、流れが蛇行している。このため、瀬と平瀬が交互に存在し、河川敷内には“ワンド”や“たまり”も見られる。

表 2-3-4 千曲市・長野市の主な河川

	一級河川		準用河川	
千曲市	千曲川	沢山川	草山川	蟹沢川
	三滝川	佐野川	柄木沢川	中沢川
	荏沢川	更級川	鳴海川	戸屋沢
	宮川	雄沢川	荒砥沢川	北大沢
	湯沢川	荒砥沢川	南大沢	東林坊川
	女沢川	-	-	-
長野市	千曲川	犀川	鳥居川	浅川
	三念沢	隈取川	田子川	土京川
	駒沢川	堂万川	徳間川	新田川
	保科川	赤野田川	裾花川	シシ沢川
	楠川	瑠璃沢川	小川	天神川
	濁沢川	土尻川	梅木川	前沢川
	太田川	猿倉川	柳久保川	当信川
	蛭川	神田川	藤沢川	岡田川
	滝沢川	聖川	新田川	北八幡川
	濁川	勝手沢	犀沢	権現沢
	浄信寺川	嘉兒加川	油沢川	ウズクマ川
	諸沢川	小楠川	滝沢川	蔵ヶ川
	清水沢	親沢	冷沢	神地沢
	八方沢	柳沢	桧木沢	加茂川沢
	小佐出沢	大佐出沢	濁川	佃見沢
	鷺子沢	彼岸沢	裏沢	堀切沢
	竹室沢	茂田井沢	清水沢	刈宿沢
	田ノ入沢	寒沢	田代沢	谷沢
戸谷沢	下奈良井沢	寺地沢	東沢	

出典：「千曲市統計書 2012年版」（千曲市ホームページ）
「長野市の河川一覧」（長野市ホームページ）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 河川

出典：次の出典を基に作成。
「千曲市統計書 2012年版」(千曲市ホームページ)
「長野市の河川一覧」(長野市ホームページ)

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」(平成20年8月 千曲市)及び国土地理院50,000分の1「長野」(平成10年2月)を使用したものである。

N

0 500m 1km 2km

図 2-3-6 対象事業実施区域周辺の河川図

2 湖沼

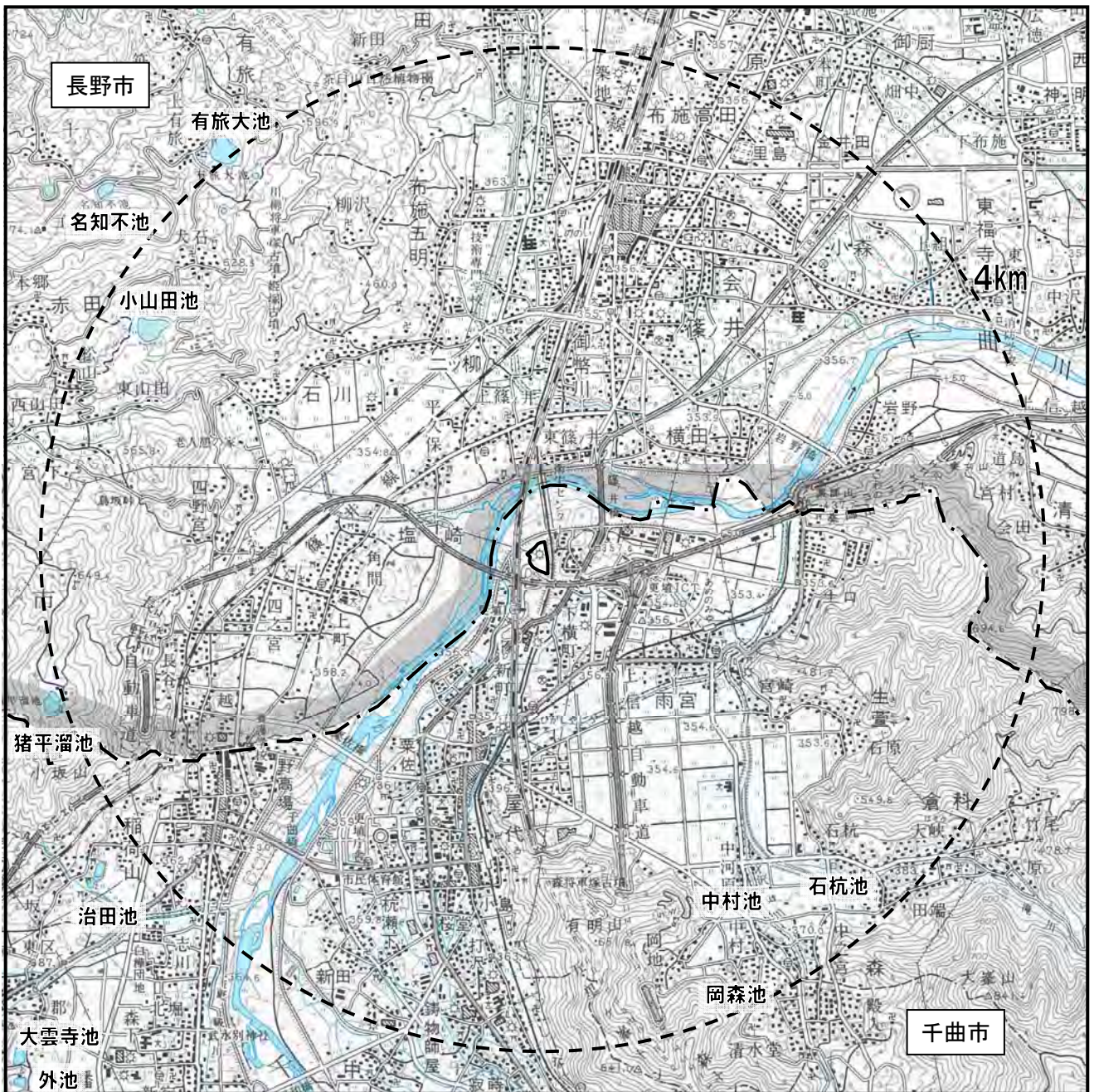
千曲市内及び長野市内の主な湖沼・農地用池は表2-3-5に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の湖沼は、図2-3-7に示すとおりである。


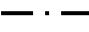

表2-3-5 千曲市・長野市の主な湖沼

	湖沼			
千曲市	石杭池	中村池	岡森池	治田池
	遠見塚池	矢口池	荏沢池	熊久保池
	なめ沢池	薬師池	大雲寺池	外池
	梨窪池	平沢池	頭無池	山の神池
	猿飛池	八幡林池	枡窪池	芝平池
	大池（上池）	大池（中池）	大池（下池）	新池
	花柄池	前山池	山の神池（雄沢川）	仙ヶ原池
	弁天池	大鹿池	向堤池	新堤池
	樺池	-	-	-
長野市	大座法師池	浅川大池	田子池	猫又池
	上一ノ倉池	小山田池	鏡池	美笠池
	小鳥ヶ池	大久保池	堤池	大日池
	軍足池	五味池	丸池	駒沢池（蓑ヶ谷池）
	瀬原大池	新池	小瀬原の池	宮浦の池
	太郎池	嫁池	柳久保池	涌池
	有旅大池	鹿ノ入の池	小鳥ヶ池	小花見池
	大花見池	萩野の池	下蓑ヶ谷池	古池
	弁天池	下平大池	名知不池	馬頭池
	芝池	堰用水池	-	-

出典：「千曲市の残したい自然」（千曲市ホームページ）
「平成21～25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  湖沼

出典：「千曲市の残したい自然」(千曲市ホームページ)
「平成 21～25 年度版長野市環境白書」(長野市ホームページ)

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」(平成 20 年 8 月 千曲市)及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」(平成 10 年 2 月)を使用したものである。

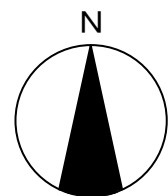


図 2-3-7 対象事業実施区域周辺の湖沼図

2.3.3 地象の状況

1 地形

対象事業実施区域及びその周囲の地形は、図2-3-8に示すとおりである。

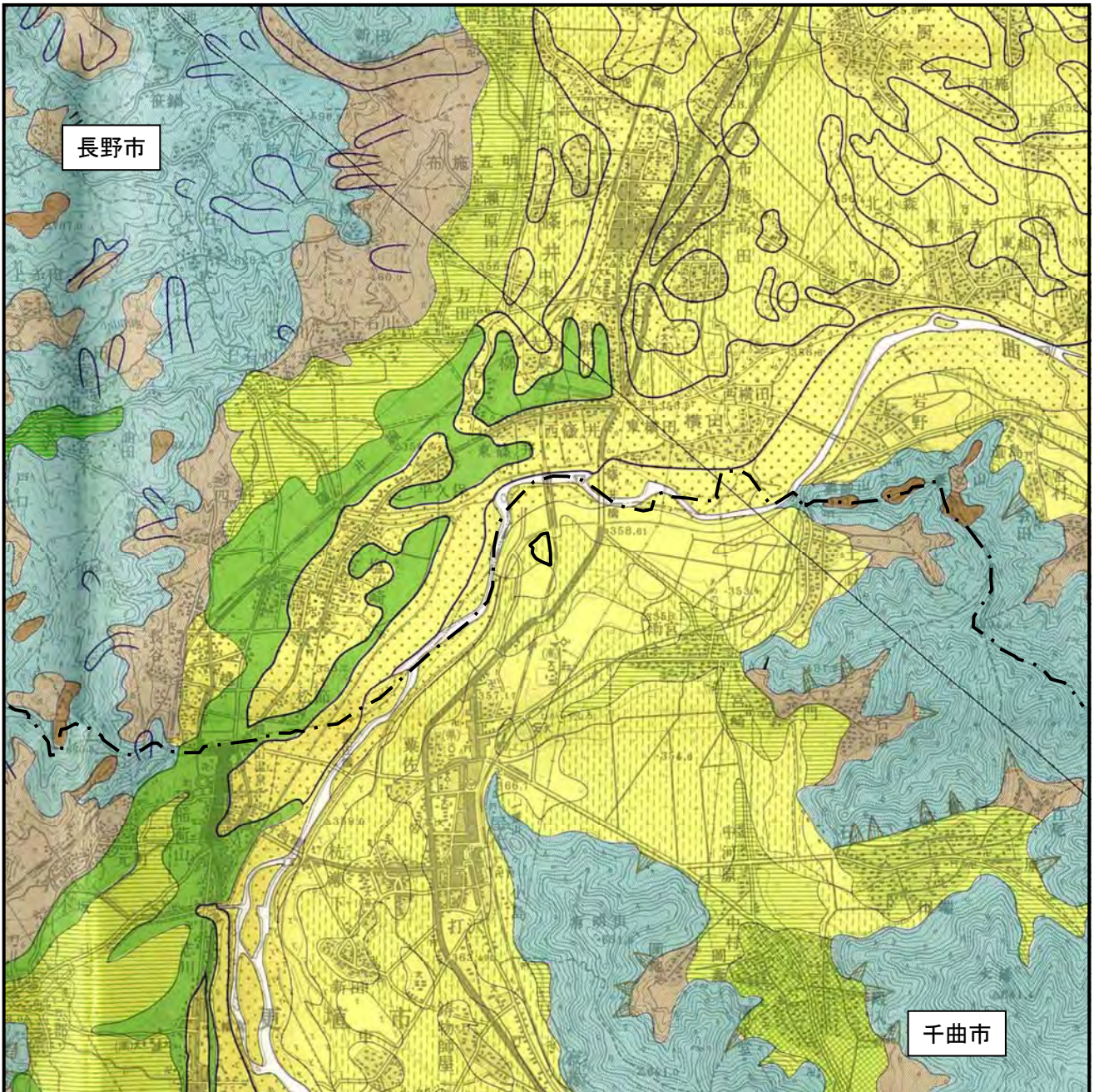
千曲川沿いに「低地」が広がっており、主に左岸側には“河原”、“砂礫堆”、“谷底平野”及び“扇状地”が、右岸側には“扇状地”や“自然堤防”が見られる。低地を越えたところは両岸とも「山地・丘陵地」となっており、“急斜面”が多くみられる。

なお、対象事業実施区域は「低地」の“扇状地FIV”の範囲に含まれる。

2 地質

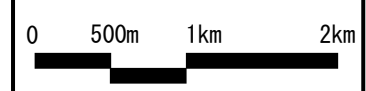
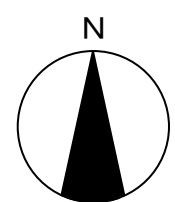
1) 土地分類基本調査結果

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質は図2-3-9に、柱状図は図2-3-10に示すとおりである。対象事業実施区域を含む千曲川沿いには“礫がち表土”が見られる。その他、平地では主に「未固結堆積物」の“礫がち堆積物”や“泥がち堆積物”となっている。



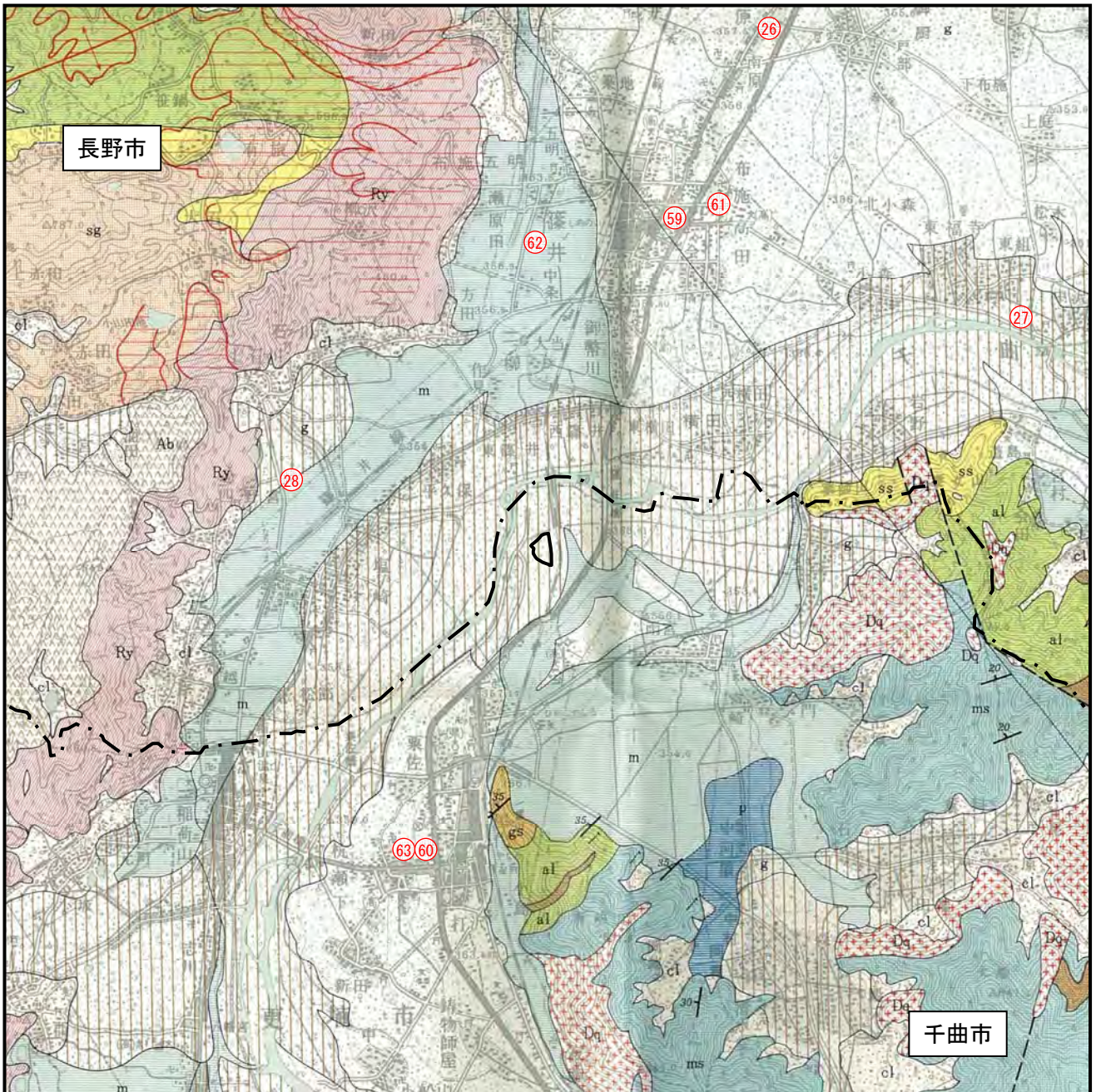
凡 例

- | | |
|--------------------|----|
| 対象事業実施区域 | 市境 |
| 山地・丘陵地 | |
| 山頂緩斜面 | |
| 山腹・山麓緩斜面 | |
| 急斜面 | |
| 台地 | |
| 扇状地 F I (旧扇状地上位面) | |
| 扇状地 F II (旧扇状地下位面) | |
| 低地 | |
| 扇状地 F III | |
| 扇状地 F IV | |
| 砂礫堆 | |
| 谷底平野 I | |
| 谷底平野 II | |
| 自然堤防 | |
| 河原 | |
| その他 | |
| 崖錐 | |
| 地すべり地 | |
| 地形界 | |



出典：「土地分類基本調査 地形分類図 長野 5万分の1」（昭和49年3月 経済企画庁）

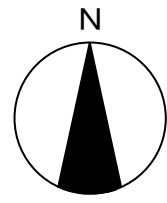
図 2-3-8 対象事業実施区域及びその周囲の地形



凡 例

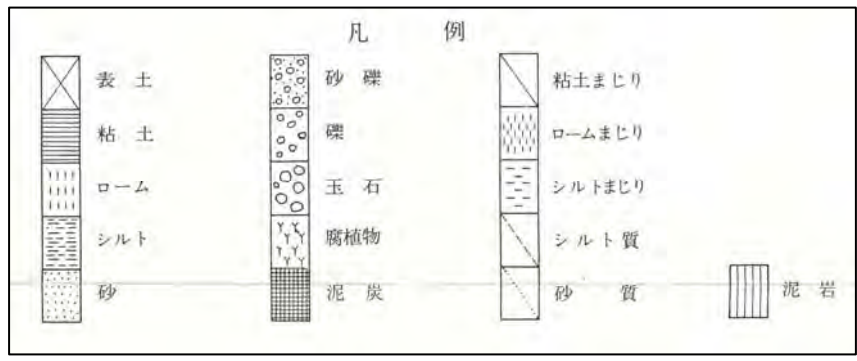
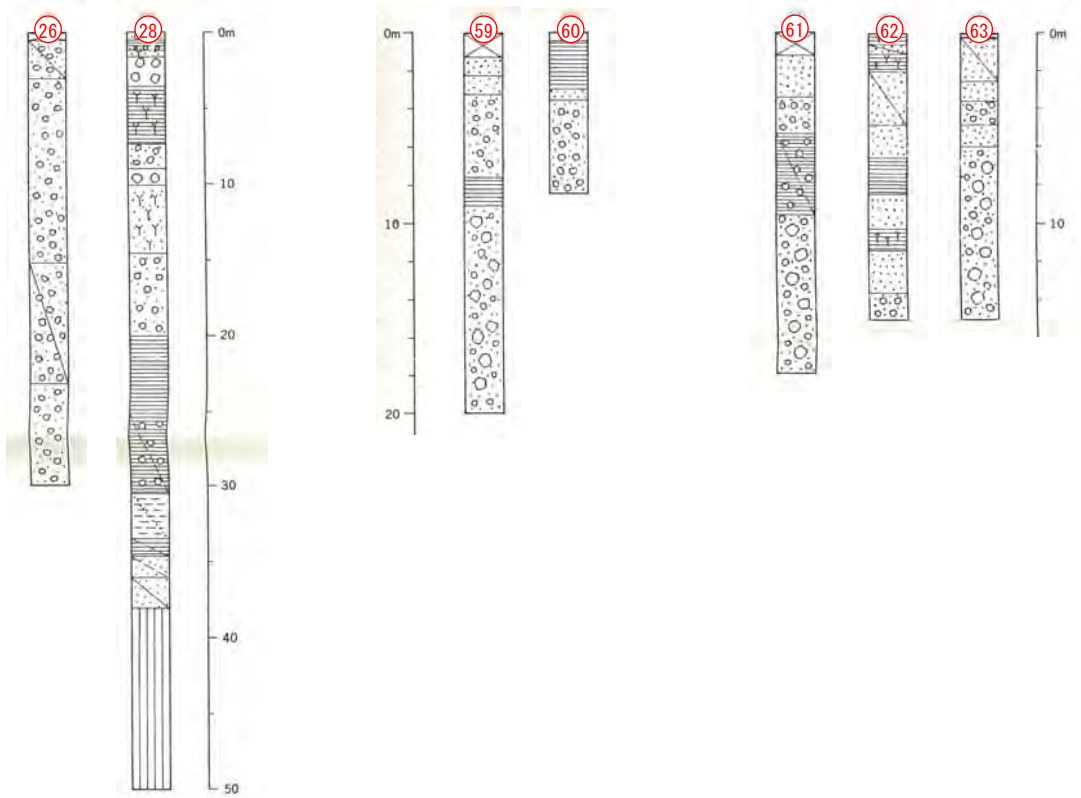
対象事業実施区域
 - · - · 市境

未固結堆積物	g	礫がち堆積物	火山性岩石	An	安山岩質岩石
	m	泥がち堆積物		Ry	流紋岩質岩石
固結堆積物	p	泥炭	深成岩	Ab	安山岩質岩石ないし集塊岩質岩石
	cl	碎屑物		Dq	石英閃緑岩
	sg	砂礫層		[Pattern]	礫がち表土
	gs	礫岩・砂岩互層		[Symbol]	岩石の種類の境界
	ss	砂岩がち地層		[Symbol]	走向および傾斜
	al	砂岩・泥岩互層		[Symbol]	背斜軸
	ms	泥岩がち地層		[Symbol]	地すべり
				[Symbol]	採石場
				[Symbol]	攪乱を受けた部分
				①	柱状図断面の位置



出典：「土地分類基本調査 表層地質図 長野 5万分の1」（昭和49年3月 経済企画庁）

図 2-3-9 対象事業実施区域及びその周囲の地質図



出典：「土地分類基本調査 表層地質図 長野 5 万分の 1」（昭和 49 年 3 月 経済企画庁）

図 2-3-10 対象事業実施区域の周囲の柱状図

2) 対象事業実施区域近傍の地質調査結果

対象事業実施区域の近傍で行われた地質調査としては、隣接する千曲衛生センターにおいて建替え時（平成2年）に実施されたボーリング調査がある。調査地点の位置は図2-3-11に示すとおりである。

調査結果報告書によると、調査深度内の土質は7～9層程度に分けられるが、地耐力的には上部の弛い砂質土主体の地盤と、深度約4～5m以下の密実な砂礫地盤の2層に大別される。各調査地点の地質柱状図は、図2-3-12(1)～(6)に示すとおりである。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- ボーリング調査地点

出典：「千曲市衛生センターボーリング調査結果報告書」（平成2年9月）を基に作成。

この地図は、2,500分の1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」（平成18年千曲市）に加筆したものである。

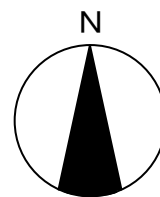


図 2-3-11 千曲衛生センターにおける地質調査地点位置図

土 質 柱 状 図 (No.1)

調査名 千曲衛生施設組合し尿処理施設建設工事地質調査

調査地 更埴市大字屋代字中島3119

調査年月日平成2年9月 日～2年9月 日

標 高 355.73 m

孔内水位 GL -4.0 m

技術者 XXXXXXXXXX

標 尺 m	標 高 m	深 度 m	層 厚 m	柱 状 図	色 調	土 質 名	観 察	原 位 置 試 験 深 度 m	標準貫入試験						試料		標 尺 m				
									深 度 m	N 値 回/cm	10cm 毎 の 打 撃 回 数			N 値					採 取 方 法 乱 さ な い 試 料	採 取 深 度 m	
											10 cm	20 cm	30 cm	0	10	20		30			40
1						シルト質砂	含水小、粘性小。 所々に小礫を点在する。 部分的にシルトを挟む。 砂分は細砂、微細砂分を主 体として若干の細粒分を混 入する。		1.15	7 30	2	2	3						1		
2						シルト質砂	概ね層相は均質である。		1.45	4 33	2	1	1						2		
3	352.23	3.50	3.50			暗褐色 シルト質砂			2.48	6 30	2	2	2						3		
4	351.23	4.50	1.00			暗茶 礫混り砂	含水小、粘性小。所々に小 礫を点在する。 繊維状の腐植物を含む。		3.45	11 30	4	3	4						4		
5						礫混り砂	含水小、粘性小。 中粗砂分を主体としてφ2 ～50mmの礫を40～50 %位含む。 粒度分布概ね良好。		4.45	33 30	10	11	12						5		
6						礫混り砂	含水小、粘性小。 細中砂主体として礫分はφ 2～50mmの礫が主体。 細粒分は30%以下である		5.45	45 30	14	14	17						6		
7	348.83	7.10	2.60			暗灰 砂 礫	含水小、粘性小。 細中砂主体として礫分はφ 2～50mmの礫が主体。 細粒分は30%以下である		6.45	25 30	7	8	10						7		
8						砂 礫	含水小、粘性小。 砂礫分が50%以上を占め る。		7.45	17 30	5	5	7						8		
9	346.33	9.40	2.30			暗灰 礫混り砂			8.45	21 30	7	7	7						9		
10	345.28	10.45	1.05			暗灰 砂 礫			9.45	28 30	7	11	10						10		
11									10.45										11		

出典：「千曲衛生センターボーリング調査結果報告書」（平成2年9月）

図 2-3-12(1) 千曲衛生センターにおける地質調査結果 (No.1)

土質柱状図 (No.2)

調査名 千曲衛生施設組合し尿処理施設建設工事地質調査

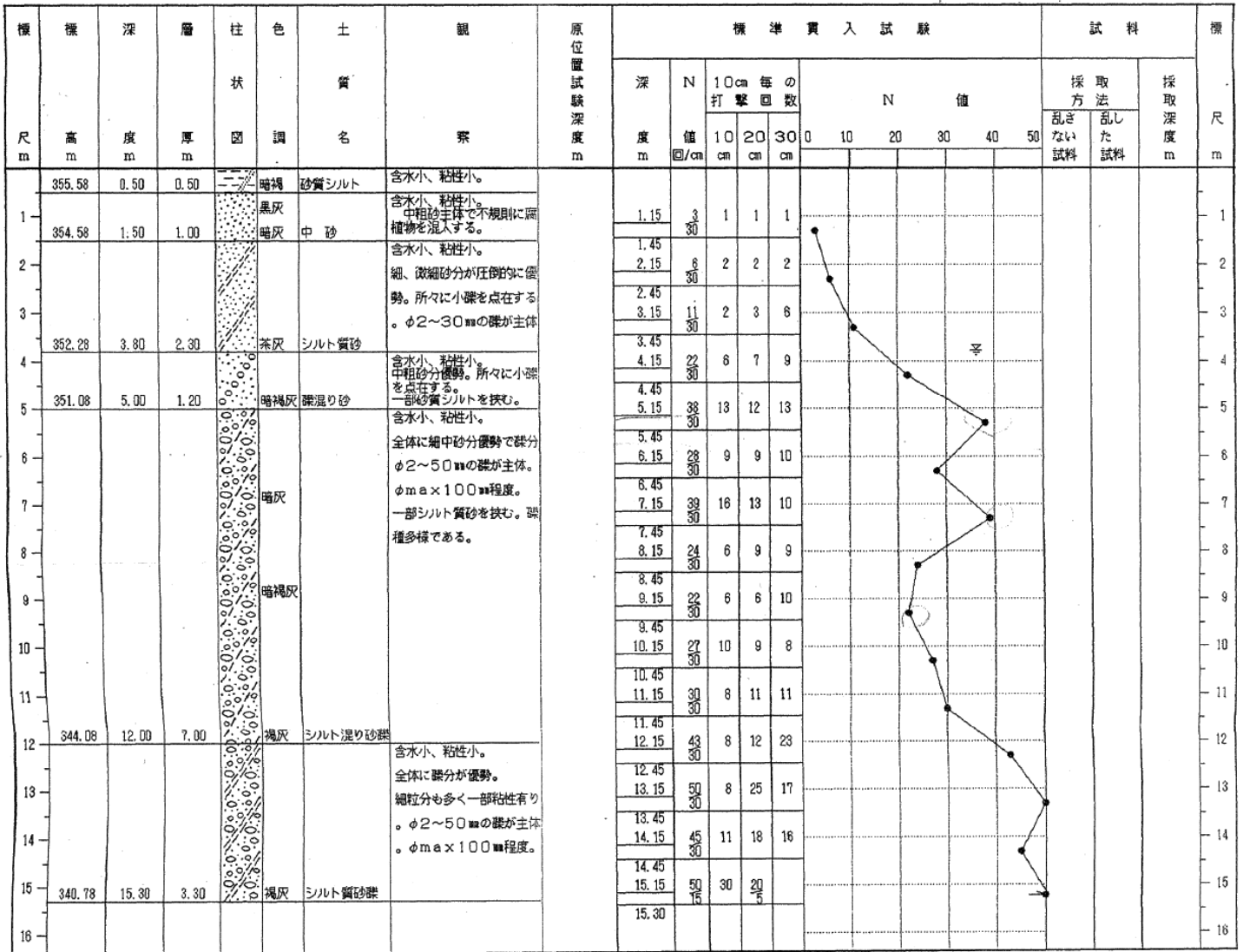
調査地 更埴市大字屋代字中島3119

調査年月日平成2年9月 日～2年9月 日

標高 356.08 m

孔内水位 GL -3.80 m

技術者 XXXXXXXXXX



出典：「千曲衛生センターボーリング調査結果報告書」（平成2年9月）

図 2-3-12(2) 千曲衛生センターにおける地質調査結果 (No. 2)

土質柱状図 (No.3)

調査名 千曲衛生施設組合し尿処理施設建設工事地質調査

調査地 更埴市大字屋代字中島3119

調査年月日平成2年9月 日~2年9月 日

標高 355.66 m

孔内水位 GL -3.6 m

技術者 [Redacted]

標尺 m	標高 m	深 度 m	層厚 m	柱状 図	色調	土質 名	観察	原位置 試験 深度 m	標準貫入試験					試料		標尺 m					
									深 度 m	N 値	10cm 毎の 打撃回数			N 値					採取 方法 乱さない 試料	採取 深度 m	
											10 cm	20 cm	30 cm	0	10		20	30			40
1	354.86	0.80	0.80	[Pattern]	茶灰	シルト混り細砂	含水小、粘性小。 層相は均質である。		1.15	2/30	1/16	1/14							1		
2				[Pattern]			含水小、粘性小。 粒径概ね均質で層相の変化 殆どみられない。 全体に細、密細砂分が卓越 し僅かにシルト以下の細粒 を混入する。 非常にゆるい。		1.45										2		
3	352.86	3.00	2.20	[Pattern]	茶灰	細砂	含水小、粘性小。 細砂、微細砂分を主体と して僅かに細粒分を僅かに含 む。		2.45										3		
4				[Pattern]	暗褐灰		含水小、粘性小。 細砂、微細砂分を主体と して僅かに細粒分を僅かに含 む。		3.20	16/30	8/6	2							4		
5	351.26	4.40	1.40	[Pattern]	褐灰	礫混り細砂	概ね層相は均質である。 含水小、粘性小。 全体にシルト以下の細粒分 を含み、一部半固結状の部 分あり。 下部深度ほど細粒分やや優 勢。 礫分はφ2~50mmの礫が 主体。 部分8割に細砂を挟む。 砂礫分が50%以上を占め る。 相対密度は中位からやや密 なり、礫分少ない。		4.15	35/30	10	14	11							5	
6				[Pattern]					4.45										6		
7				[Pattern]					5.15	37/30	14	13	10						7		
8				[Pattern]					5.45										8		
9				[Pattern]					6.15	39/30	13	11	15						9		
10				[Pattern]					6.45										10		
11				[Pattern]					7.15	27/30	10	9	8						11		
				[Pattern]					7.45												
				[Pattern]					8.15	48/30	22	15	11								
				[Pattern]					8.45												
				[Pattern]					9.15	29/30	10	11	8								
				[Pattern]					9.45												
	345.21	10.45	6.05	[Pattern]	暗灰	シルト質砂礫			10.15	22/30	7	11	4						10		
									10.45										11		

出典：「千曲衛生センターボーリング調査結果報告書」（平成2年9月）

図 2-3-12(3) 千曲衛生センターにおける地質調査結果 (No.3)

土質柱状図 (No.4)

調査名 千曲衛生施設組合し尿処理施設建設工事地質調査

調査地 更埴市大字屋代字中島3119

調査年月日平成2年9月 日~2年9月 日

標高 355.71 m

孔内水位 GL -4.2 m

技術者

標尺 m	標高 m	深 度 m	層 厚 m	柱 状 図	色 調	土 質 名	観 察	原 位 置 試 験 深 度 m	標準貫入試験										試料		標尺 m			
									深 度 m	N 値 回/cm	10cm 毎の 打撃回数			N 値					採 取 方 法 乱 し た 試 料	採 取 深 度 m				
											0	10	20	30	40	50								
1							含水小、粘性小。 粒径均質な細、微細砂主体 として層相は均質である。 挟雑物は殆どない。		1.15	1	1											1		
2	353.41	2.30	2.30		茶灰	シルト質砂			1.49	2	1	1										2		
3							含水中、粘性中。 やや有機質で概ね層相は均 質である。		2.48	3	1	1	1									3		
4	351.71	4.00	1.70		暗茶	粘土質シルト			3.15	3												4		
5	351.11	4.60	0.60		暗灰	中砂	含水小、粘性小。 若干の細礫含む。		3.45	3												5		
6							含水小、粘性小。 上部若干の細粒分含み粘性 僅かにあり。粒径はφ2~ 5.0mmの礫が主体。φma x80mm程度。 砂礫分が50%以上。		4.15	18	5	7	6										6	
7							含水小、粘性小。 全体に粘性あるシルト分を 混入する。 粒径は細砂分やや優勢。 粒径はφ2~5.0mmの礫が 主体。 φmax100mm程度。 砂礫分が50%以上を占め る。 一部砂質シルトを挟む。層 相は全体に凝灰質な砂礫状 を呈する。		4.45	52	22	15	15											7
8					暗灰				5.15	52													8	
9									5.45	49	17	15	17										9	
10	345.11	10.60	4.10		暗褐色	シルト質砂礫			6.05	49													10	
11	344.71	11.00	0.40		黒褐	腐植土	含水大、粘性大。		6.35	25	10	7	8										11	
12	343.61	12.10	1.10		暗灰	礫混り中砂	含水小、粘性小。 細中砂分を主体として細礫 僅か混入する。		7.10	30													12	
13							含水小、粘性小。 やや凝灰質な細中砂主体と して粒径はφ2~5.0mmの 礫が主体。最大粒径φ0m m程度を所々点在する。 全体に粘性があり部分的に シルトを挟む。 砂礫分が50%以上を占め る。 礫種、礫径多様である。		7.40	33	11	9	13											13
14					暗褐色				8.15	33													14	
15	340.31	15.40	3.30		暗灰	シルト混り砂礫			8.45	34	12	11	11										15	
16									9.10	34													16	
									9.40	36	21	9	8										16	
									10.10	36													16	
									10.40	36													16	
									11.15	16	4	8	6										16	
									11.45	16													16	
									12.30	28	13	7	8										16	
									12.60	28													16	
									13.10	28													16	
									13.45	28													16	
									14.15	28	8	9	11										16	
									14.45	28													16	
									15.10	48	22	18	8										16	
									15.40	48													16	

出典：「千曲衛生センターボーリング調査結果報告書」（平成2年9月）

図 2-3-12(4) 千曲衛生センターにおける地質調査結果 (No. 4)

土質柱状図 (No.5)

調査名 千曲衛生施設組合し尿処理施設建設工事地質調査

調査地 更埴市大字屋代字中島3119

調査年月日平成2年9月 日～2年9月 日

標高 355.66 m

孔内水位 GL -3.90 m

技術者 XXXXXXXXXX

標尺 m	標高 m	深 度 m	層 厚 m	柱 状 図	色 調	土 質 名	観 察	原 位 置 試 験 深 度 m	標準貫入試験						試料		標尺 m				
									深 度 m	N 値 回/cm	10cm 毎の 打撃回数			N 値					採 取 方 法 乱 さ な い 試 料	採 取 深 度 m	
											10 cm	20 cm	30 cm	0	10	20		30			40
1	354.76	0.90	0.90		暗褐色	粘混り砂	含水小、粘性小。 一部砂質シルトを挟む。 シルト質砂礫状を呈する。	1.15	3 30	1	1	1							1		
2					暗褐色	砂	含水小、粘性小。 細、微細砂分を主体として 若干の細粒分を含み粘性あ る。	1.45 2.15	3 30	1	1	1							2		
3					茶褐色	シルト質砂	所々に小礫を点在する。	2.45 3.15	7 30	1	2	4							3		
4	351.96	3.70	2.80				含水小、粘性小。 上部細、微細砂分が優勢。 下部深度中砂分多くなる。 所々に小礫を点在する。	3.45 4.15	50 20	19	31								4		
5								4.35 5.15	50 27	19	16	15 7							5		
6	349.56	6.10	2.40		暗灰	砂礫		5.42 6.15	48 30	15	16	17							6		
7							含水小、粘性中。 全体に礫分優勢で不規則に 粘性あるシルトを挟む。 礫分はφ2~50mmの礫が 主体。φmax×100mm程 度。 砂礫分が50%以上を占め る。	6.45 7.15	50 30	17	17	16							7		
8					暗灰			7.45 8.15	50 27	13	19	18 7							8		
9								8.42 9.15	50 30	12	18	20							9		
10	345.25	10.41	4.31		暗褐色	シルト質砂礫		9.45 10.15	50 26	14	22	14 6							10		
11								10.41											11		

出典：「千曲衛生センターボーリング調査結果報告書」(平成2年9月)

図 2-3-12(5) 千曲衛生センターにおける地質調査結果 (No.5)

土質柱状図 (No.6)

調査名 千曲衛生施設組合し尿処理施設建設工事地質調査

調査地 更埴市大字屋代字中島3119

調査年月日平成2年9月 日～2年9月 日

標高 355.56 m

孔内水位 GL -4.50 m

技術者 XXXXXXXXXX

標高 m	層厚 m	土質 名	色調	柱状図	観察	原位置試験 試験深度 m	標準貫入試験										試料		標高 m	
							深 度 m	N 値 回/cm	10cm 毎の 打撃回数			N 値					採取 方法 乱さない 試料	採取 深度 m		
									10 cm	20 cm	30 cm	0	10	20	30	40				50
354.06	1.50	シルト質砂	茶褐		含水小、粘性小。一部シルトを挟む。概ね層相は均質である。	1.15	23	1	1											1
352.26	3.30	砂質シルト	茶褐		含水小、粘性中。一部シルト質砂を挟む。概ね層相は均質である。	1.49	23	1	1											2
351.36	4.20	細砂	褐灰		含水小、粘性小。粒径概ね均等で概ね層相は均質である。	2.45	30	1	1											3
349.56	6.00	砂礫	暗褐灰		含水小、粘性中。粗砂分全体に優勢で礫分はφ2~50mmの礫が主体。砂礫分が50%以上を占める。	3.45	30	5	6	5										4
348.56	7.00	シルト質砂礫	暗褐灰		含水小、粘性中。一部シルト質砂を挟む。砂礫分が50%以上を占める。	4.45	36	12	12	12										5
346.96	8.60	礫混り砂	暗灰		含水小、粘性小。中粗砂分を主体として礫分φ2~30mmの礫が主体。	5.45	34	10	12	12										6
345.16	10.40	シルト質砂礫	暗褐灰		含水小、粘性中。全体にシルト分を含み砂礫分が50%以上を占める。礫分はφ2~50mmの礫が主体。φmax×100mm程度。	6.45	30	2	2	1										7
						7.45	17	6	6	5										8
						8.60	43	13	13	17										9
						9.45	30	17	14	10										10
						10.40	30													11

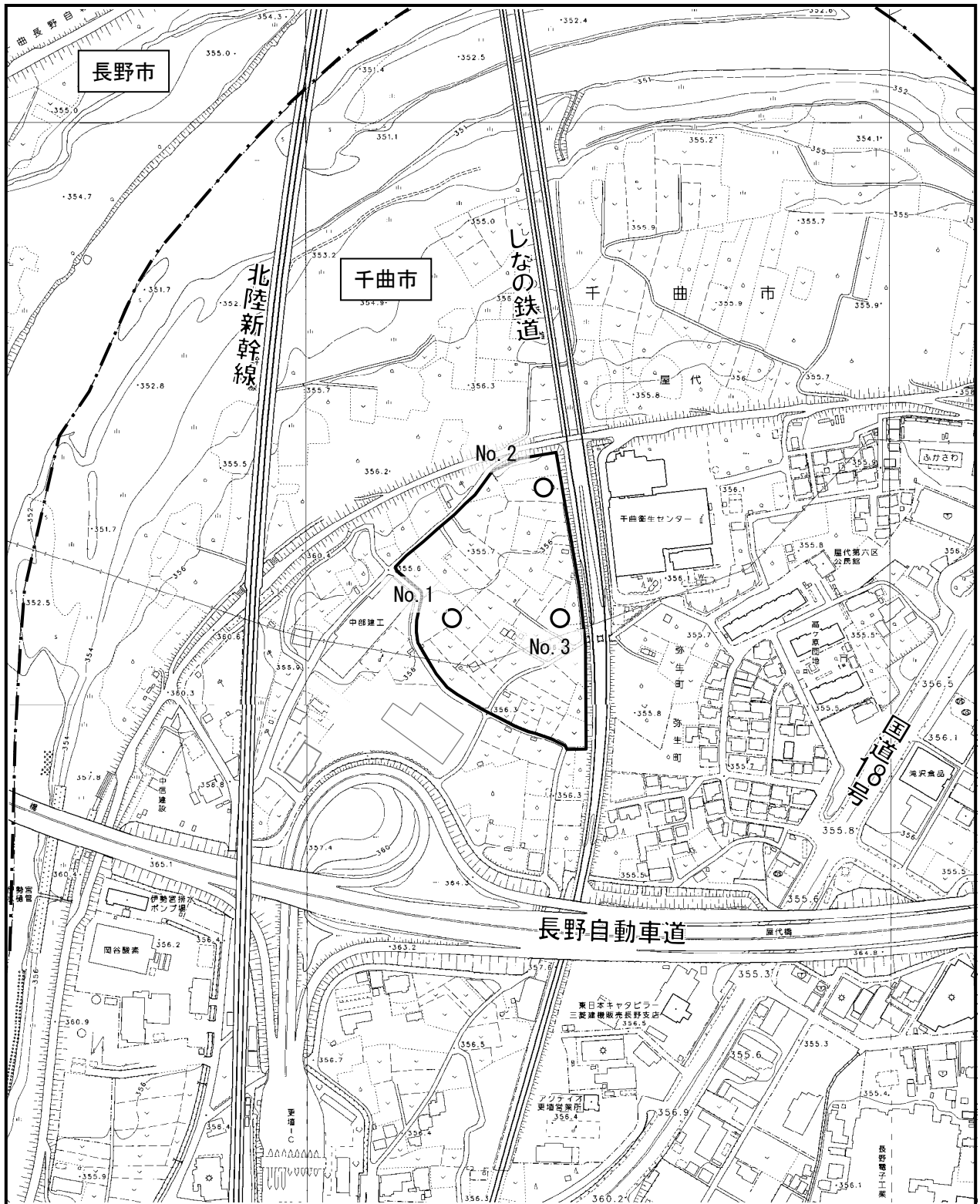
出典：「千曲衛生センターボーリング調査結果報告書」（平成2年9月）

図2-3-12(6) 千曲衛生センターにおける地質調査結果 (No.6)

3) 対象事業実施区域の地質調査結果

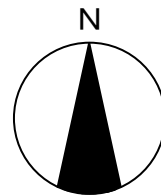
平成25年に対象事業実施区域においてボーリング調査を行った。調査地点の位置は図2-3-13に示すとおりである。

調査結果報告書によると、全ボーリング地点3箇所の土質構成はほぼ類似しており、調査深度内では大きく分けて上部から、細砂、砂礫、砂、砂礫と4地層を確認している。各調査地点の地質柱状図は、図2-3-14(1)～(3)に示すとおりである。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- ボーリング調査地点



0 50m 100m 200m

この地図は、2,500分の1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」（平成18年千曲市）に加筆したものである。

図 2-3-13 対象事業実施区域内における地質調査地点位置図

ボーリング柱状図

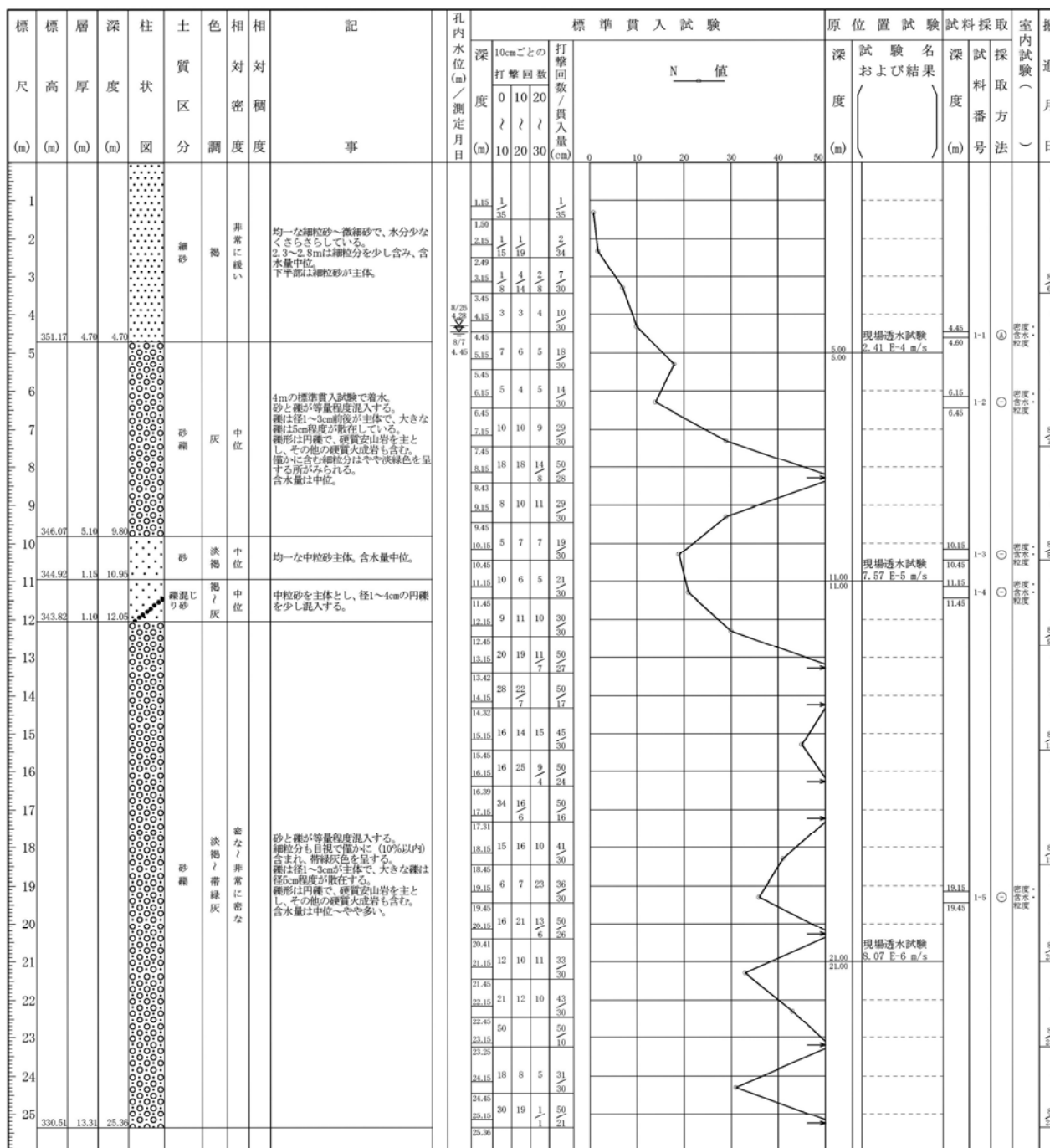
調査名 B 焼却施設地質調査業務委託

ボーリングNo.

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 1	調査位置	千曲市大字屋代			北緯	36° 33' 16"					
発注機関	長野広域連合			調査期間	平成 25年 8月 6日 ~ 25年 8月 22日			東経	138° 8' 0"			
調査業者名	管 理 者 技 術 者			主 任 者	コ ア 鑑 定 者			ボーリング 責 任 者				
孔口標高	355.87m	角	180° 上 90° 下	方	北 0° 270° 西 90° 180° 南	地盤勾配	鉛直 0° 水平 0°	使用機種	試錐機	YBM-1WA	ハンマー 落下用具	半自動落下
総掘進長	25.36m	度	0°	向				エンジン	NFAD9		ポンプ	BG-3c



A: コア試料 -: 標準貫入試験試料

出典: 「B 焼却施設地質調査業務委託 千曲市大字屋代 報告書」 (平成25年 9月)

図 2-3-14(1) 対象事業実施区域内における地質調査結果 (No. 1)

ボーリング柱状図

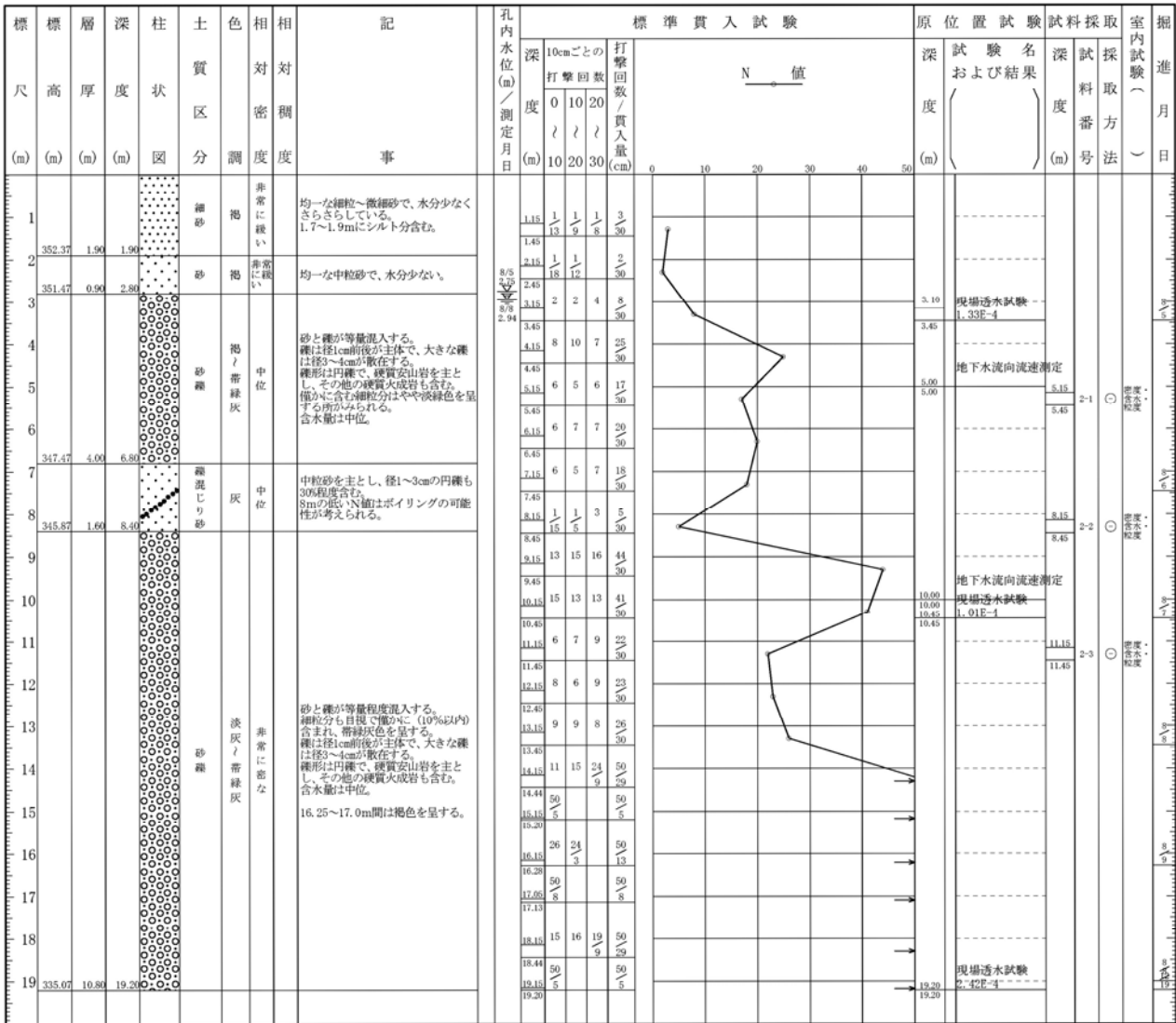
調査名 B 焼却施設地質調査業務委託

ボーリングNo.

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 2	調査位置	千曲市大字屋代			北緯	36° 33' 17"				
発注機関	長野広域連合			調査期間	平成 25年 8月 5日 ~ 25年 8月 19日			東経	138° 8' 0"		
調査業者名	管 理 者 技 術 者			主 任 技 術 者	コ ア 監 定 者			ボーリング 責 任 者			
孔口標高	354.27m	角	180° 上 90° 下	方 北 270° 西 180° 南	地盤勾配	鉛直	水平	使用機種	YBM-1WA	ハンマー 落下用具	半自動落下
総掘進長	19.20m	度	0°	向	0°	0°	0°	エンジン	NFAD9	ポンプ	BG-3c



—: 標準貫入試験材料

出典: 「B 焼却施設地質調査業務委託 千曲市大字屋代 報告書」 (平成25年 9月)

図 2-3-14(2) 対象事業実施区域内における地質調査結果 (No. 2)

ボーリング柱状図

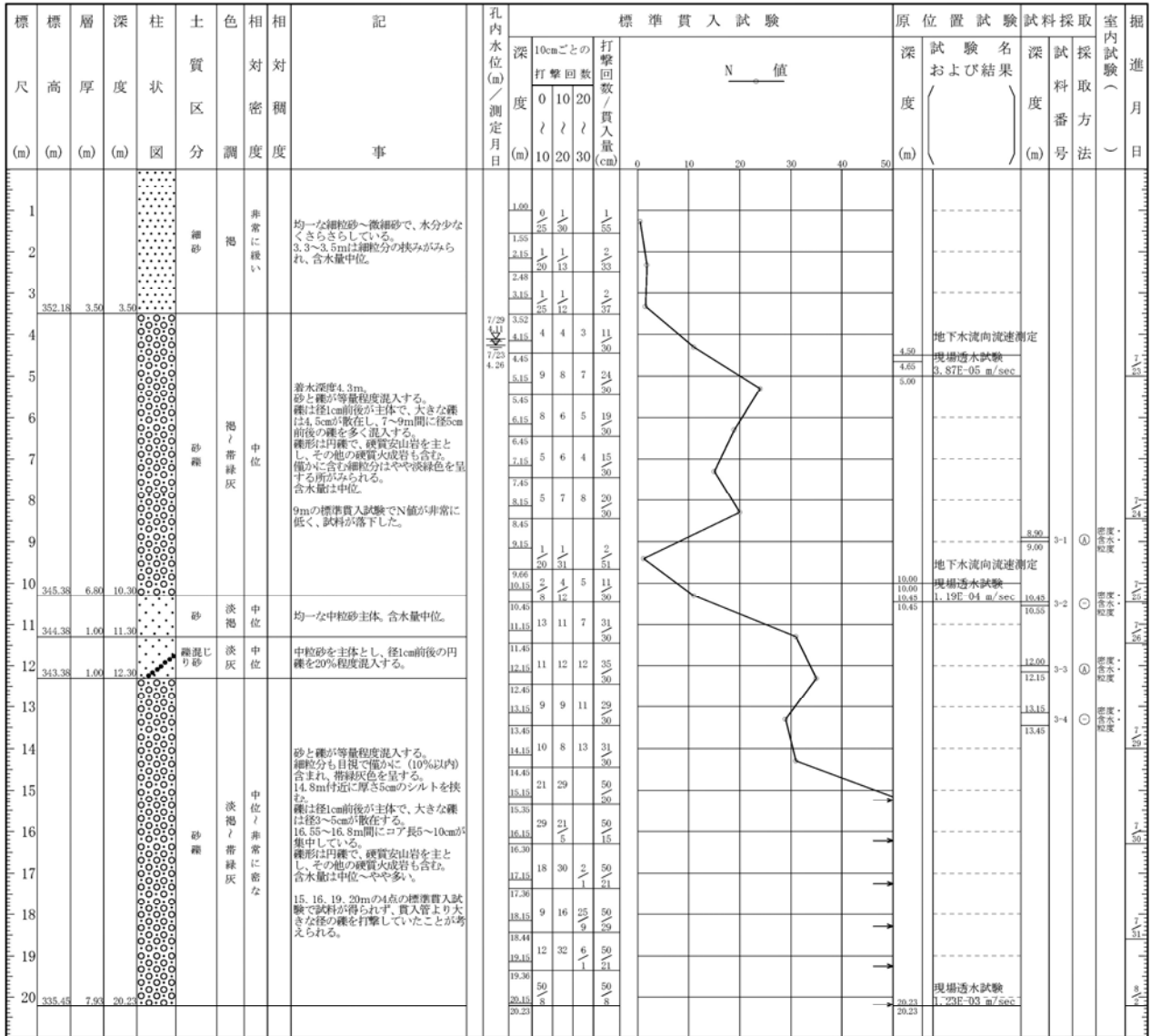
調査名 B 焼却施設地質調査業務委託

ボーリングNo									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 3	調査位置	千曲市大字屋代			北緯	36° 33' 16"					
発注機関	長野広域連合			調査期間	平成 25年 7月 23日 ~ 25年 8月 5日		東経	138° 7' 59"				
調査業者名	管理技術者			主任技術者	コア		ボーリング責任者					
孔口標高	355.68m	角	180° 上 90° 下	方	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	地盤勾配	鉛直 0° 水平 0°	使用機種	試錐機	YBM-1WA	ハンマー落下用具	半自動落下
総掘進長	20.23m	度	0°	向				エンジン	NFAD9		ポンプ	BG-3c



A: コア試料 -: 標準貫入試験試料

出典: 「B 焼却施設地質調査業務委託 千曲市大字屋代 報告書」 (平成25年 9月)

図 2-3-14(3) 対象事業実施区域内における地質調査結果 (No. 3)

3 活断層

対象事業実施区域及びその周囲の活断層は、図2-3-15に示すとおりである。長野盆地西縁断層が北東から南西方向に走っており、対象事業実施区域はその南端から約4kmに位置している。

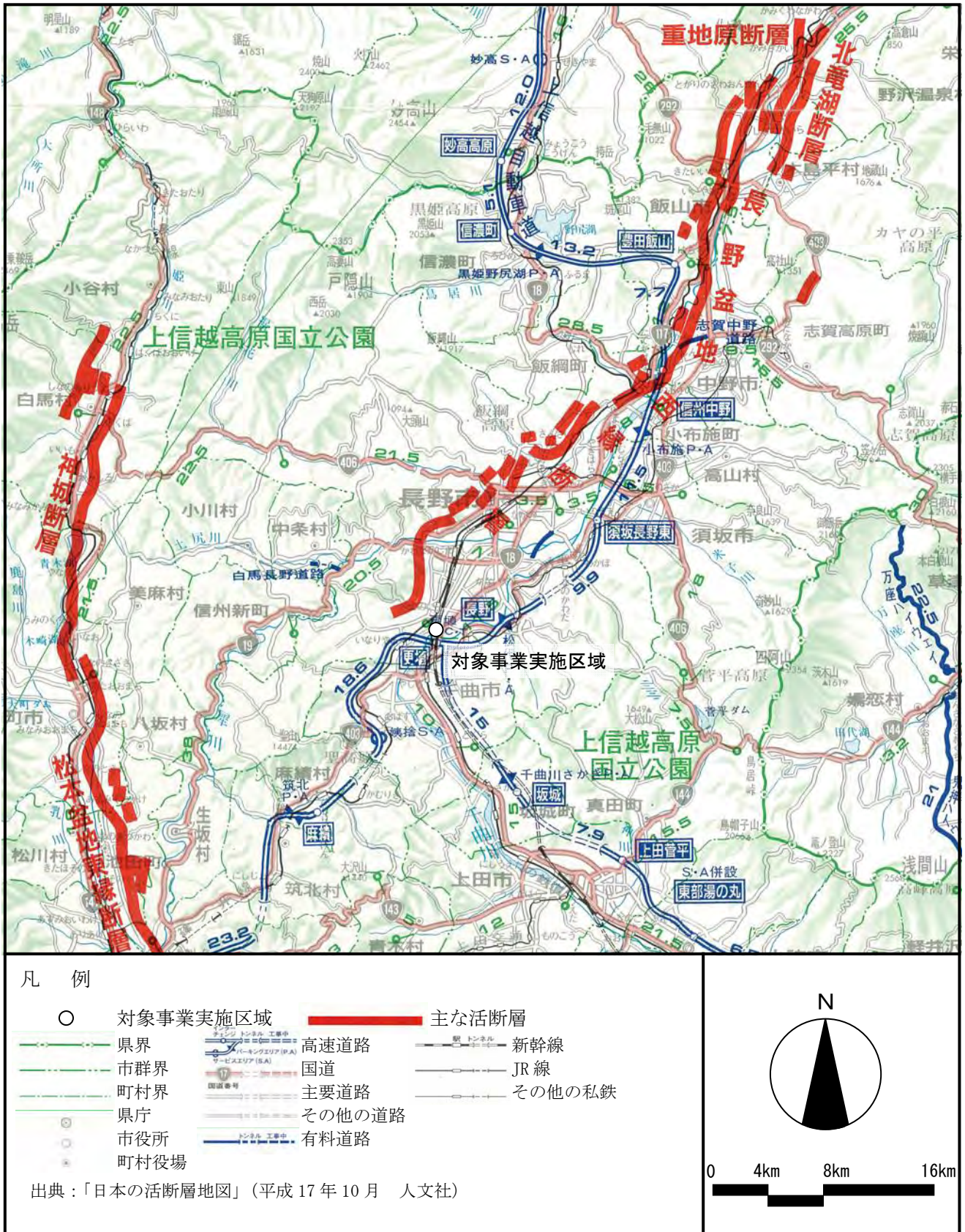


図 2-3-15 活断層の分布状況

4 地すべりおよび崩壊の発生状況

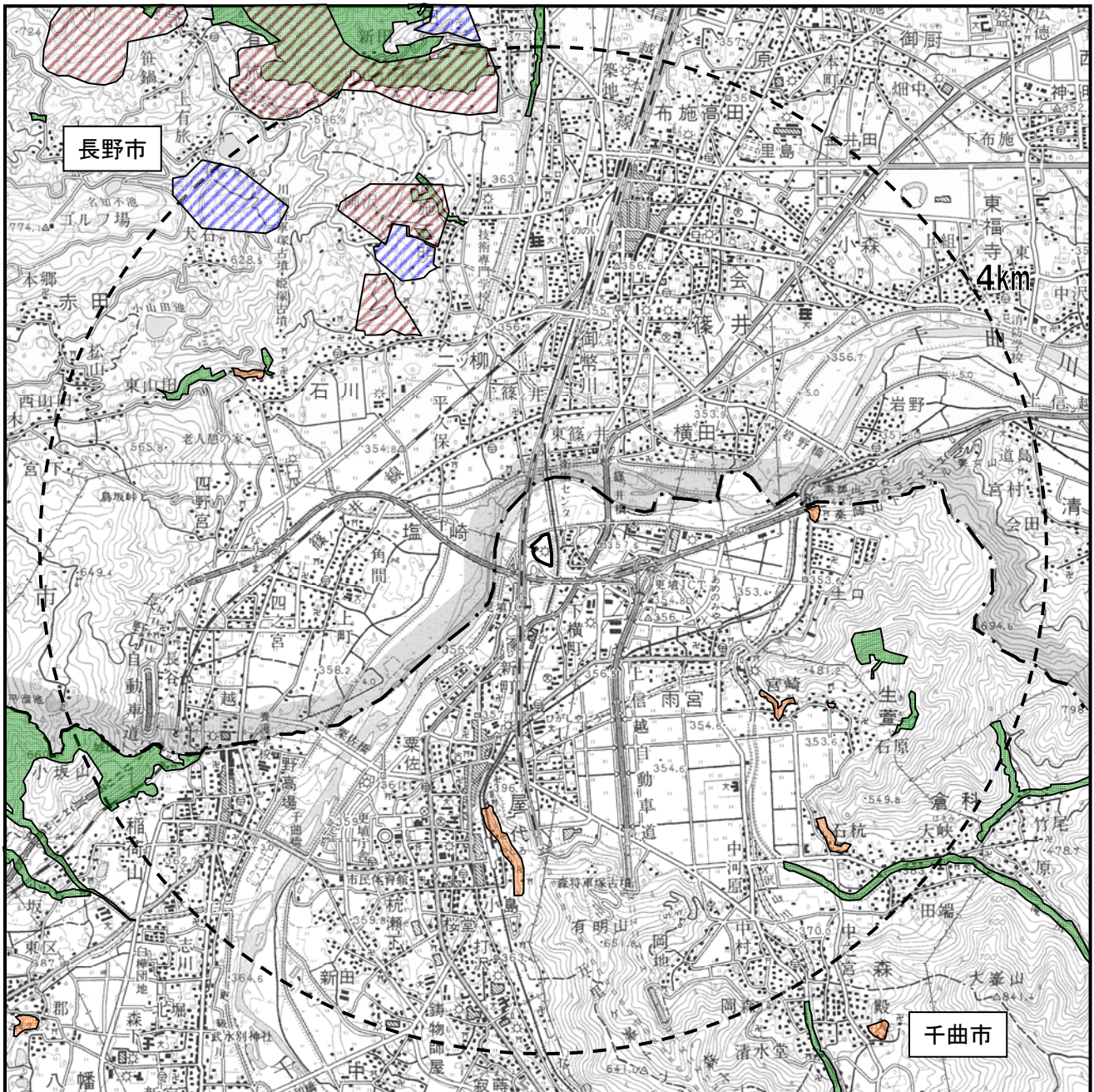
対象事業実施区域及びその周囲における、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の指定状況は、図2-3-16に示すとおりである。

対象事業実施区域から北西方向の長野市内の地域には、主に砂防指定地及び地すべり防止区域が、南東方向及び南西方向の千曲市内の地域には主に砂防指定地及び急傾斜崩壊危険区域が見られる。

なお、対象事業実施区域及びその近傍には、指定を受けている地域はなく、地すべり及び崩壊のあったと思われる場所は存在しない。

5 土壌汚染対策法に基づく区域の指定

対象事業実施区域の4 km圏内には、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 砂防指定地
- 地すべり防止区域（土木）
- 地すべり防止区域（農政）
- 急傾斜地崩壊危険区域

出典：「長野県統合型地理情報システム」を基に作成

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

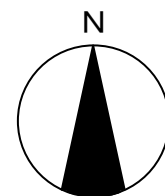


図 2-3-16 対象事業実施区域及びその周囲における砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域の指定状況

2.3.4 動植物の状況

動植物の生息状況及び注目すべき種の選定をするにあたり、表2-3-6に示す選定基準を設定した。

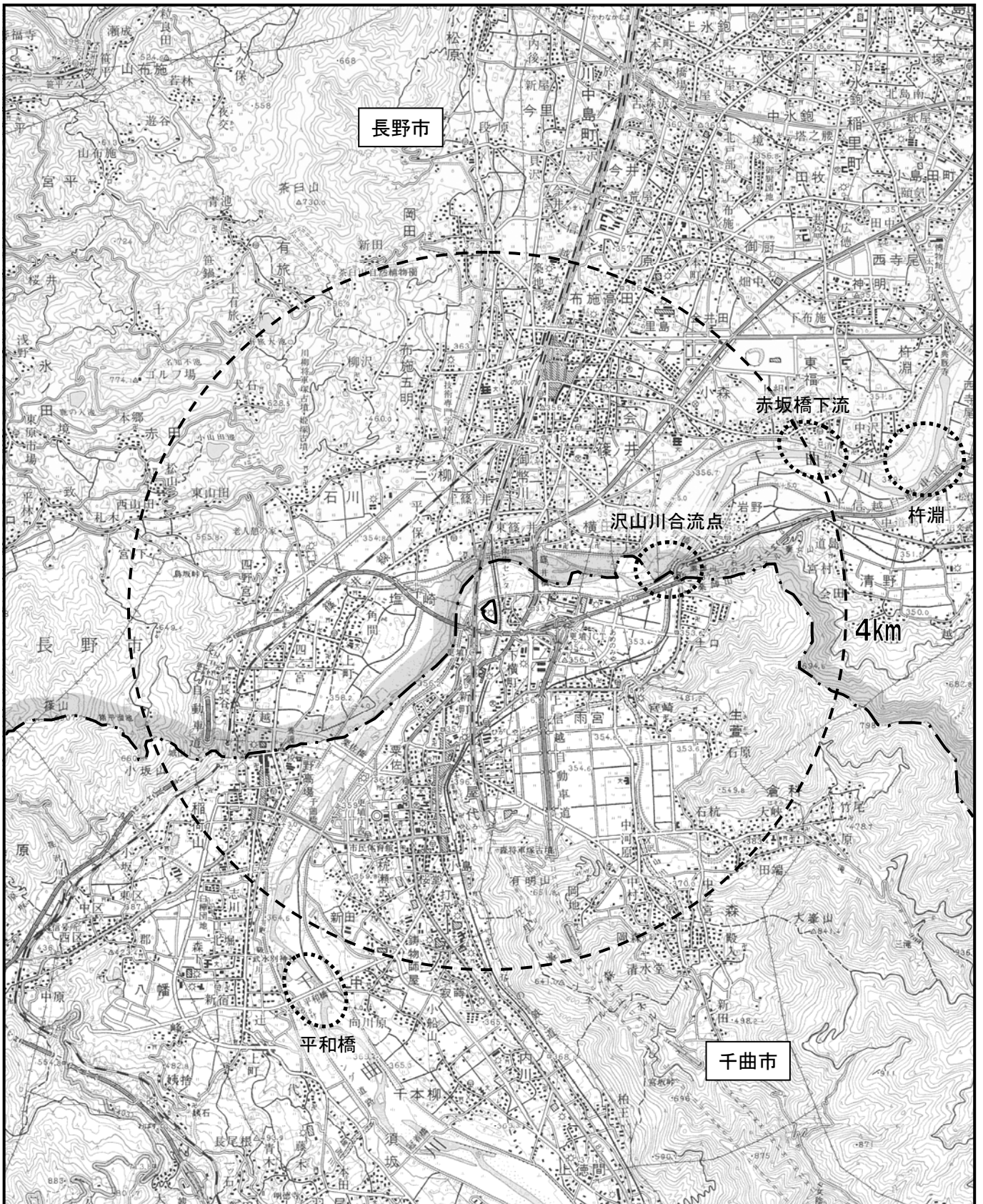
表 2-3-6 注目すべき動植物種の選定基準

区分	番号	法令、文献等	選定基準選定基準	
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物	特天 国天
	②	「長野県文化財保護条例」 (昭和50年12月25日長野県条例第44号)	・県指定天然記念物	県天
	③	「千曲市文化財保護条例」(平成15年9月1日千曲市条例124条) 「長野市文化財保護条例」 (昭和51年12月27日長野市条例74条)	・千曲市指定天然記念物 ・長野市指定天然記念物	千天 長天
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	・国際希少野生動植物種 ・国内希少野生動植物種 ・特定国内希少野生動植物種 ・緊急指定種	国際 国内 特定 緊急
	⑤	「長野県希少野生動植物保護条例」 (平成15年3月24日長野県条例第32号)	・特別指定希少野生動植物 ・指定希少野生動植物	県特 県指
レッドデータブック関係	⑥	「第4次レッドリスト、9分類群(汽水・淡水魚類を除く)」 (平成24年8月28日 環境省) 「第4次レッドリスト、汽水・淡水魚類」 (平成25年2月1日 環境省)	・絶滅 ・野生絶滅 ・絶滅危惧Ⅰ類 ・絶滅危惧ⅠA類 ・絶滅危惧ⅠB類 ・絶滅危惧Ⅱ類 ・準絶滅危惧 ・情報不足 ・地域個体群	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD LP
	⑦	「長野県版レッドデータブック 動物編 2004」 (平成16年3月 長野県) 「長野県版レッドデータブック 非維管束植物編・植物群落編 2005」 (平成17年3月 長野県) 「長野県版レッドリスト(植物編) 2014」 (平成26年3月 長野県)	・絶滅 ・野生絶滅 ・絶滅危惧ⅠA類 ・絶滅危惧ⅠB類 ・絶滅危惧Ⅱ類 ・準絶滅危惧 ・情報不足 ・地域個体群 ・留意種	EX EW CR EN VU NT DD LP N
	⑧	「千曲市レッドデータブック」(平成23年2月 千曲市)	・市内絶滅 ・野生絶滅 ・絶滅危惧ⅠA類 ・絶滅危惧ⅠB類 ・絶滅危惧Ⅱ類 ・準絶滅危惧 ・情報不足 ・地域個体群 ・留意種	EX EW CR EN VU NT DD LP N
	⑨	「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」 (平成25年3月 長野市)	身近な減少種 ・減少極めて著しい ・減少著しい ・減少 注目種 ・近年生息を確認できない種 ・今後の減少が予測される種	● ◎ ○ ■ □

また、対象事業実施区域及びその周囲における動植物の生息状況を確認するために用いた資料は、表2-3-7に示すとおりである。対象となる種を選定するにあたり対象とした調査地点及び地域は、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」については図2-3-17(1)に、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」については図2-3-17(2)に示すとおりである。また、「千曲市レッドデータブック」については、“市内の状況”の中で対象事業実施区域及びその周辺の含まれる地域で確認された記述のある種を選定した。

表 2-3-7 動植物の生息状況確認資料

記号	資料名	対象となる種
A	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 （国土交通省ホームページ）	次の調査で確認された種（調査地点（図2-3-15(1)参照）・調査年）。 両生類・爬虫類・哺乳類 （沢山川合流点、平和橋・H13） 魚類（赤坂橋下流・H14） 底生動物（赤坂橋下流・H14） 鳥類（杵淵・H15） 陸生虫類（杵淵・H17） 植物（赤坂橋下流・H16）
B	「千曲市レッドデータブック」（平成23年2月 千曲市）	維管束植物及び動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、クモ類、貝類）のうち、対象事業実施区域及びその周囲の含まれる地域（旧更埴地域）で確認された種
C	「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」 （平成25年3月 長野市）	植物及び動物（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、魚類、昆虫類、クモ類・甲殻類・貝類・プランクトン類）のうち、対象事業実施区域及びその周囲の含まれる地域（大岡、信更、篠ノ井、川中島、松代（図2-3-15(2)参照））で確認された種



凡 例

□ 対象事業実施区域

○ 調査地点

--- 市境

出典：「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」（国土交通省ホームページ）を基に作成。

この地図は50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

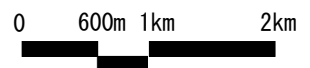
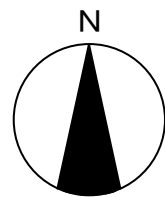
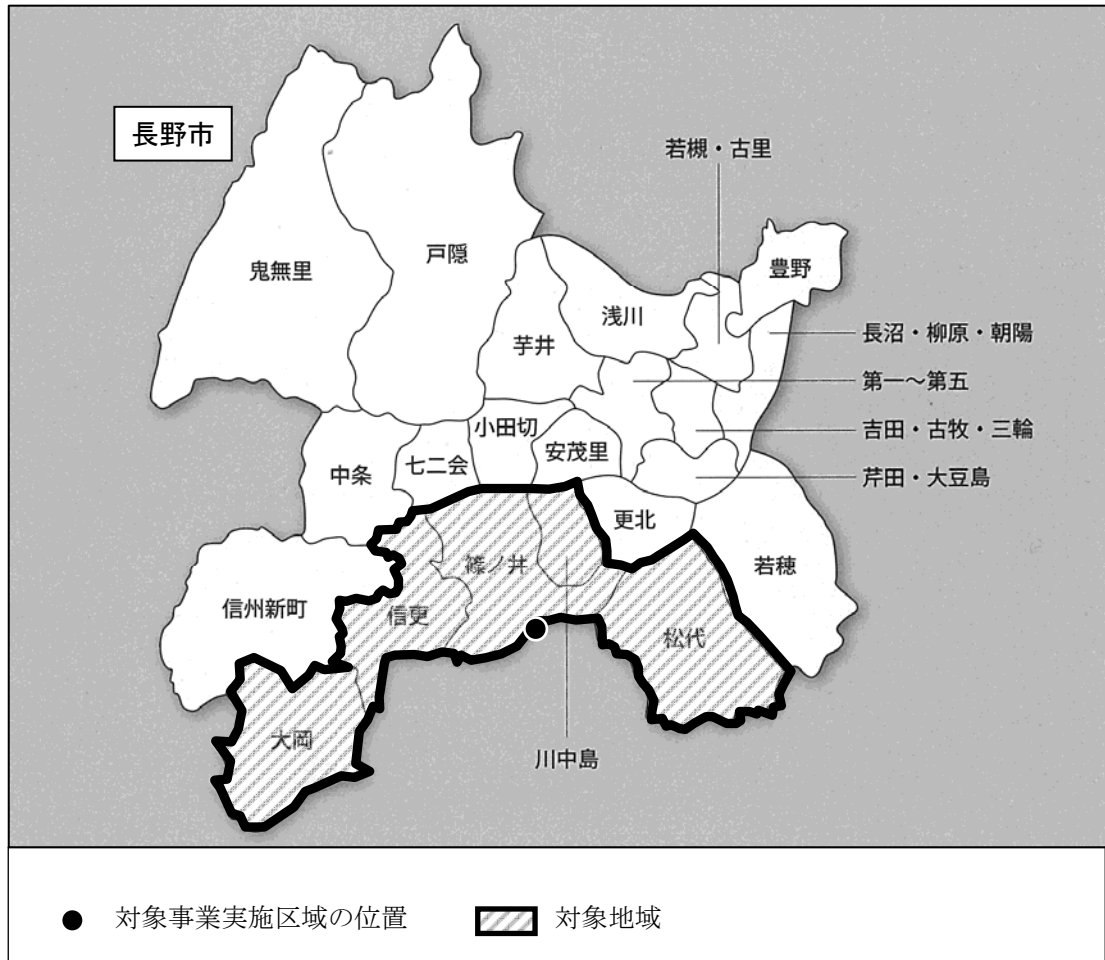


図 2-3-17(1) 河川水辺の国勢調査 調査地点



出典：「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」（平成25年3月 長野市）

図 2-3-17(2) 「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」の対象地域

1 動物

1) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲において確認されている、哺乳類の生息状況及び注目すべき種の状況は、表2-3-8に示すとおりである。

(1) 生育・生息域及び分布の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では10種、「千曲市レッドデータブック」では8種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では11種の生息が確認されている。

(2) 注目すべき哺乳類

「文化財保護法」の特別天然記念物としてカモシカが、長野県天然記念物としてホンシュウモモンガが指定されている。

「長野県版レッドデータブック」には8種、「千曲市レッドデータブック」には8種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には11種が掲載されている。

表 2-3-8 調査範囲の哺乳類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠									
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
モグラ	トガリネズミ	ニホンカワネズミ			○								NT		●
	モグラ	アズマモグラ	○	○										N	
コウモリ	キクガシラ コウモリ	コキクガシラコウモリ			○										●
		キクガシラコウモリ		○	○								N	NT	●
	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ		○	○							VU	VU	CR+ EN	●
		ニホンウサギコウモリ			○								NT		●
		ニホンコテングコウモリ			○								DD		●
—	コウモリ目 (翼手目)の一種	○													
ネズミ	リス	ニホンリス			○										○
		ホンシュウモモンガ (ホンドモモンガ)			○		県天						NT		◎
		ムササビ		○	○									NT	◎
	ヤマネ	ヤマネ		○								NT	VU		
	ネズミ	ハタネズミ	○												
		アカネズミ	○												
		ハツカネズミ	○												
		ドブネズミ	○												
ネズミ科の一種		○													
ネコ	クマ	ツキノワグマ		○	○									N	●
	イヌ	タヌキ	○												
		キツネ	○												
	イタチ	テン		○										N	
イタチ		○													
ウシ	ウシ	カモシカ (ニホンカモシカ)		○	○	特天							N	N	□

備考 1) 資料調査の A～C は表 2-3-7 及び次に示す文献のとおりである。

A : 「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)」 (国土交通省ホームページ) に示されている対象種

B : 「千曲市レッドデータブック」 (平成 23 年 2 月 千曲市) に示されている対象種

C : 「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」 (平成 25 年 3 月 長野市) に示されている対象種

備考 2) 注目の根拠の ①～⑨ は表 2-3-6 及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

① 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

② 県天：県指定天然記念物

③ 千天：千曲市指定天然記念物 長天：長野市指定天然記念物

④ 国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

⑤ 県特：特別希少野生動植物種 県指：指定希少野生動植物種

⑥ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群

⑦ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 N：留意種

⑧ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 N：留意種

⑨ [身近な減少種] ●：減少極めて著しい ◎：減少著しい ○：減少

[注目種] ■：近年生息を確認できない種 □今後の減少が予測される種

2) 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲において確認されている、鳥類の生息状況及び注目すべき種の状況は、表2-3-9(1), (2)に示すとおりである。

(1) 生育・生息域及び分布の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では41種、「千曲市レッドデータブック」では26種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では38種の生息が確認されている。

(2) 注目すべき鳥類

「文化財保護法」の天然記念物としてイヌワシが、国際希少野生動植物種としてコアジサシが、国内希少野生動植物種としてオオタカ、クマタカ、イヌワシ、オジロワシ、ハヤブサの5種が、県の特別希少野生動植物としてイヌワシが、県の指定希少野生動植物としてクマタカが指定されている。

「日本の絶滅のおそれのある野生動植物（自然環境局野生生物課）」（以下、環境省レッドデータブックという。）には17種、「長野県版レッドデータブック」には34種、「千曲市レッドデータブック」には26種及び大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には38種が掲載されている。

表 2-3-9(1) 調査範囲の鳥類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠												
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○		○												◎	
ペリカン	ウ	カワウ	○															
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ		○	○								NT	VU	VU		◎	
		ミゾゴイ			○								EN	VU			■	
		ゴイサギ	○															
		ササゴイ		○										NT	VU			
		ダイサギ	○															
		コサギ	○															
		アオサギ	○															
		チュウサギ			○									NT	NT			◎
カモ	カモ	マガモ	○											LP				
		アヒル	○															
		カルガモ	○															
		カワアイサ	○															
		オシドリ			○									DD				○
タカ	タカ	ミサゴ		○	○								NT	N	N		○	
		ハチクマ		○	○								NT	VU	VU		◎	
		トビ	○															
		オオタカ		○	○					国内			NT	VU	VU		○	
		ハイタカ		○	○								NT	VU	VU		○	
		ノスリ	○	○	○									NT	N		○	
		サシバ			○								VU	VU			●	
		クマタカ		○	○					国内	県指	EN	EN	CR+EN			◎	
		イヌワシ		○	○	国天				国内	県特	EN	CR	CR+EN			●	
		オジロワシ			○					国内		VU					●	
	ハヤブサ	ハヤブサ		○	○					国内		VU	N	N			◎	
		チゴハヤブサ		○	○								N	NT			□	
		チョウゲンボウ	○	○	○								N	N			○	
キジ	キジ	キジ	○															
ツル	クイナ	クイナ		○									DD	NT				
チドリ	チドリ	コチドリ		○										NT	NT			
		イカルチドリ	○	○	○									NT	NT		○	
	カモメ	コアジサシ			○					国際		VU	EN				●	
ハト	ハト	ドバト	○															
		キジバト	○															
		アオバト			○									NT			●	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	○															
フクロウ	フクロウ	トラフズク		○										VU	NT			
		アオバズク		○	○									VU	VU		◎	
		フクロウ		○	○									NT	NT		○	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ		○	○								NT	VU	VU	●		
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ			○									NT		●		
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	○	○	○									NT	VU		●	
		アカショウビン			○									VU			●	
		カワセミ		○	○										NT		○	
キツツキ	キツツキ	アカゲラ	○															
スズメ	ヒバリ	ヒバリ		○	○											N	○	
	ツバメ	ツバメ	○															
	セキレイ	ハクセキレイ	○															
		セグロセキセイ	○															
	サンショウクイ	サンショウクイ		○	○								VU	VU	NT		○	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	○															
	モズ	モズ	○															
レンジャク	キレンジャク			○													○	
	ヒレンジャク			○													○	

表 2-3-9(2) 調査範囲の鳥類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠														
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						
スズメ	ツグミ	ツグミ	○																	
		ノビタキ			○								NT				○			
		トラツグミ			○														○	
		マミジロ			○									NT					●	
	ウグイス	オオヨシキリ	○																	
		セッカ			○									CR					●	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		○	○									VU	VU				●	
	シジュウカラ	シジュウカラ	○																	
	ホオジロ	ホオジロ	○																	
		カシラダカ	○																	
		アオジ	○																	
		オオジュリン	○																	
		ノジコ			○									NT	NT					●
	アトリ	アトリ	○																	
		カワラヒワ	○																	
		マヒワ	○																	
		オオマシコ			○														N	
		イスカ			○														N	
		シメ	○																	
	ハタオリドリ	スズメ	○																	
	ムクドリ	ムクドリ	○																	
カラス	オナガ	○		○															○	
	ハシボソガラス	○																		
	ハシブトガラス	○																		

備考1) 資料調査のA～Cは表2-3-7及び次に示すとおりである。

A: 「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)」 (国土交通省ホームページ) に示されている対象種

B: 「千曲市レッドデータブック」 (平成23年2月 千曲市) に示されている対象種

C: 「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」 (平成25年3月 長野市) に示されている対象種

備考2) 注目の根拠の①～⑨は表2-3-6及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

① 特天: 特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物

② 県天: 県指定天然記念物

③ 千天: 千曲市指定天然記念物 長天: 長野市指定天然記念物

④ 国際: 国際希少野生動植物種 国内: 国内希少野生動植物種 特定: 特定国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種

⑤ 県特: 特別希少野生動植物種 県指: 指定希少野生動植物種

⑥ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群

⑦ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑧ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑨ [身近な減少種] ●: 減少極めて著しい ◎: 減少著しい ○: 減少

[注目種] ■: 近年生息を確認できない種 □: 今後の減少が予測される種

3) 両生類・爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲において確認されている、両生類の生息状況及び注目すべき種の状況は表2-3-10に、爬虫類の生息状況及び注目する種の状況は表2-3-11に示すとおりである。

(1) 生育・生息域及び分布の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では両生類3種及び爬虫類3種、「千曲市レッドデータブック」では両生類5種及び爬虫類3種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では両生類8種及び爬虫類5種の生息が確認されている。

(2) 注目すべき両生類・爬虫類

両生類及び爬虫類について、「文化財保護法」や長野県天然記念物として指定されている種の生息は確認されていない。また、千曲市新山地区の氷清水のハコネサンショウウオは、千曲市の天然記念物に指定されている。

「環境省レッドデータブック」には両生類3種及び爬虫類1種、「長野県版レッドデータブック」には両生類3種及び爬虫類4種、「千曲市レッドデータブック」には両生類6種及び爬虫類3種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には両生類8種及び爬虫類5種が掲載されている。

表 2-3-10 調査範囲の両生類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠									
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
有尾	サンショウウオ	クロサンショウウオ			○							NT	NT		●
		ハコネサンショウウオ		○	○					千天					N
	イモリ	アカハライモリ			○							NT		N	◎
		イモリ		○										N	
無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル			○										□
	アマガエル	アマガエル	○												
	アカガエル	タゴガエル		○											DD
		ウシガエル	○												
		ツチガエル	○	○	○								VU	VU	◎
	アオガエル	シュレーゲルアオガエル			○										●
		モリアオガエル			○								NT		●
カジカガエル			○	○									CR+EN	○	

備考1) 資料調査のA～Cは表2-3-7及び次に示すとおりである。

A: 「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」（国土交通省ホームページ）に示されている対象種

B: 「千曲市レッドデータブック」（平成23年2月 千曲市）に示されている対象種

C: 「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」（平成25年3月 長野市）に示されている対象種

備考2) 注目の根拠の①～⑨は表2-3-6及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

① 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

② 県天：県指定天然記念物

③ 千天：千曲市指定天然記念物 長天：長野市指定天然記念物

④ 国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

⑤ 県特：特別希少野生動植物種 県指：指定希少野生動植物種

⑥ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧I A類 EN：絶滅危惧I B類 VU：絶滅危惧II類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群

⑦ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧I A類 EN：絶滅危惧I B類 VU：絶滅危惧II類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 N：留意種

⑧ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧I A類 EN：絶滅危惧I B類 VU：絶滅危惧II類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 N：留意種

⑨ [身近な減少種] ●：減少極めて著しい ◎：減少著しい ○：減少

[注目種] ■：近年生息を確認できない種 □今後の減少が予測される種

表 2-3-11 調査範囲の爬虫類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠											
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			○								NT	VU		●	
		クサガメ			○												●
有鱗目	トカゲ	ニホントカゲ			○											○	
	カナヘビ	カナヘビ	○														
	ナミヘビ	タカチホヘビ			○									DD	NT		
		ジムグリ		○	○										DD		
		アオダイショウ		○													
		シロマダラ			○	○								DD	NT		●
	ヒバカリ				○								DD			●	

備考 1) 資料調査の A～C は表 2-3-7 及び次に示すとおりである。

A: 「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)」 (国土交通省ホームページ) に示されている対象種

B: 「千曲市レッドデータブック」 (平成 23 年 2 月 千曲市) に示されている対象種

C: 「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」 (平成 25 年 3 月 長野市) に示されている対象種

備考 2) 注目の根拠の ①～⑨ は表 2-3-6 及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

① 特天: 特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物

② 県天: 県指定天然記念物

③ 千天: 千曲市指定天然記念物 長天: 長野市指定天然記念物

④ 国際: 国際希少野生動植物種 国内: 国内希少野生動植物種 特定: 特定国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種

⑤ 県特: 特別希少野生動植物種 県指: 指定希少野生動植物種

⑥ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群

⑦ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑧ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑨ 【身近な減少種】 ●: 減少極めて著しい ◎: 減少著しい ○: 減少

【注目種】 ■: 近年生息を確認できない種 □: 今後の減少が予測される種

4) 昆虫類・クモ類

対象事業実施区域及びその周囲において確認されている、昆虫類の生息状況及び注目すべき種の状況は表 2-3-12 (1)～(7) に、クモ類の生息状況及び注目する種の状況は表 2-3-13 に示すとおりである。

(1) 生育・生息域及び分布の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)」では昆虫類 305 種及びクモ類 28 種、「千曲市レッドデータブック」では昆虫類 46 種及びクモ類 8 種、「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」では昆虫類 55 種の生息が確認されている。

(2) 注目すべき昆虫類・クモ類

昆虫類及びクモ類について、「文化財保護法」や長野県天然記念物として指定されている種の生息は確認されていない。

「環境省レッドデータブック」には昆虫類 26 種、「長野県版レッドデータブック」には昆虫類 47 種、「千曲市レッドデータブック」には昆虫類 48 種及びクモ類 8 種、「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」には昆虫類 55 種が掲載されている。

表 2-3-12(1) 調査範囲の昆虫類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠												
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
カゲロウ	ヒメフタオカゲロウ	Ameletus 属の数種	○															
		コカゲロウ	Baetis 属の数種	○														
	ヒラタカゲロウ	フタバカゲロウ		○														
		オビカゲロウ			○									DD	VU			
		ミヤマタニガワカゲロウ		○														
		クロタニガワカゲロウ		○														
		オナガヒラタカゲロウ		○														
	エルモンヒラタカゲロウ		○															
	チラカゲロウ	チラカゲロウ		○														
マダラカゲロウ	アカマダラカゲロウ		○															
	トウヨウマダラカゲロウ		○															
トンボ	イトトンボ	キイトトンボ		○	○											N	○	
		Cercion 属の一種		○														
		クロイトトンボ		○														
		モートンイトトンボ			○									NT				□
	カワトンボ	アオハダトンボ			○									NT	VU			○
		ハグロトンボ			○													□
		ミヤマカワトンボ			○										NT			○
	ヤンマ	アオヤンマ			○										NT		NT	
		ウチワヤンマ			○											NT		□
		クロスジギンヤンマ			○	○										NT	N	□
		ギンヤンマ			○	○										NT	N	□
		カトリヤンマ			○	○										VU	VU	◎
		ミルンヤンマ			○											NT	NT	
	サナエトンボ	Davidius 属の一種		○														
		クロサナエ			○												NT	
		ダビドサナエ		○														
		コオニヤンマ		○														
		ウチワヤンマ			○											NT	NT	
	エゾトンボ	カラカネトンボ			○													NT
		オオトラフトンボ			○											CR+EN	CR+EN	
		コヤマトンボ		○														
		タカネトンボ		○														
	トンボ	ウスバキトンボ		○														
コシアキトンボ			○															
チョウトンボ				○	○											NT	□	
コノシメトンボ				○												NT		
キトンボ				○												NT		
アキアカネ			○															
ノシメトンボ			○															
マイコアカネ				○												NT		
ヒメアカネ				○												VU		
ハサミムシ	オオハサミムシ	オオハサミムシ	○															
カワゲラ	トワダカワゲラ	ミネトワダカワゲラ		○	○										N	VU	□	
	ヒロムネカワゲラ	ノギカワゲラ		○											NT	VU		
	ミドリカワゲラ	ミドリカワゲラ科		○														
バッタ	ツユムシ	セスジツユムシ		○														
	コオロギ	エンマコオロギ		○														
		ツツレサセコオロギ		○														
	バッタ	クルマバッタモドキ		○														
	オンブバッタ	オンブバッタ		○														
ガロアムシ	ガロアムシ	ガロアムシ			○											□		
カメムシ	ウンカ	タマガワナガウンカ		○														
	ハゴロモ	ベッコウハゴロモ		○														
	セミ	チッチゼミ			○	○										N	NT	□
		ニイニイゼミ		○														
		ハルゼミ		○														
	アワフキムシ	マエキアワフキ		○														
マルアワフキ			○															

表 2-3-12(2) 調査範囲の昆虫類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠													
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
カメムシ	ヨコバイ	オオヨコバイ	○																
		フタスジトガリヨコバイ	○																
		ミドリヒロヨコバイ	○																
		ズキンヨコバイ	○																
		マダラヨコバイ	○																
		シラホシスカシヨコバイ	○																
	ゲンバイムシ	ヤナギゲンバイ	○																
	ハナカメムシ	ヤサハナカメムシ	○																
		コヒメハナカメムシ	○																
		ナミヒメハナカメムシ	○																
	カスミカメムシ	ナカグロカスミカメ	○																
		ブチヒゲクロカスミカメ	○																
		コアオカスミカメ	○																
		ツマグロアオカスミカメ	○																
		カワヤナギツヤカスミカメ	○																
		ヒョウタンカスミカメ	○																
		クビワヨモギカスミカメ	○																
		ヒメヨモギカスミカメ	○																
		イネホソミドリカスミカメ	○																
		マキバサシガメ	ハネナガマキバサシガメ	○															
	ホシカメムシ	フタモンホシカメムシ	○																
		クロホシカメムシ	○																
	ホソヘリカメムシ	ホソヘリカメムシ	○																
	ヘリカメムシ	ホソハリカメムシ	○																
		ハリカメムシ	○																
	ヒメヘリカメムシ	スカシヒメヘリカメムシ	○																
		アカヒメヘリカメムシ	○																
	ナガカメムシ	ニッポンコバネナガカメムシ	○																
		ヒメオオメナガカメムシ	○																
		ヒメナガカメムシ	○																
		シロヘリナガカメムシ	○																
		チャモンナガカメムシ	○																
		キベリヒョウタンナガカメムシ	○																
		チビナガカメムシ	○																
		コバネヒョウタンナガカメムシ	○																
		ジュウジナガカメムシ	○																
		ツチカメムシ	ミツボシツチカメムシ	○															
	カメムシ	ウズラカメムシ	○																
		ブチヒゲカメムシ	○																
		ハナダカカメムシ	○																
		ナガメ	○																
		オオトゲシラホシカメムシ	○																
		シラホシカメムシ	○																
		クサギカメムシ	○																
		アメンボ	シマアメンボ	○															
コオイムシ	コオイムシ		○	○								NT			NT		○		
タイコウチ	タイコウチ		○	○											NT	NT		◎	
	ミズカマキリ		○	○														○	
マツモムシ	マツモムシ	○																	
トビケラ	シマトビケラ	コガタシマトビケラ	○																
		ナミコガタシマトビケラ	○																
		ウルマーシマトビケラ	○																
		ナカハラシマトビケラ	○																
	シマトビケラ	エチゴシマトビケラ	○																
	ヒゲナガカワトビケラ	ヒゲナガカワトビケラ	○																
	ヤマトビケラ	Glossosoma 属の一種	○																
チョウ	セセリチョウ	アカセセリ			○									EN	NT	CR+EN		◎	
		ギンイチモンジセセリ			○									NT	NT	CR+EN		○	
		ミヤマチャバネセセリ			○											VU			●
		キマダラセセリ			○												NT		○
		スジグロチャバネセセリ			○										NT	VU			○
		ヘリグロチャバネセセリ			○														◎

表 2-3-12(3) 調査範囲の昆虫類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠											
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
チョウ	シジミチョウ	ハヤシドリシジミ		○											CR+EN		
		クロミドリシジミ			○								NT			○	
		ウラナミアカシジミ		○	○								NT	NT		○	
		ミヤマシジミ			○							EN	NT			●	
		ヒメシジミ		○	○							NT	N	CR+EN		○	
		ムモンアカシジミ		○	○								NT	NT		○	
		カラスシジミ		○											VU		
		クロツバメシジミ			○							NT	N			○	
		ウラキンシジミ		○												VU	
		ウラミスジシジミ		○												VU	
		アサマシジミ		○	○								EN	NT	VU		●
		スギタニルリシジミ		○											CR+EN		
		メスアカミドリシジミ		○											CR+EN		
		タテハチョウ		ヒョウモンチョウ		○	○								VU	N	CR+EN
ヒメアカタテハ	○																
コヒョウモンモドキ					○								EN	NT			●
アサマイチモンジ				○											CR+EN		
オオミスジ				○											CR+EN		
オオムラサキ				○	○								NT	N	NT		□
ウラギンスジヒョウモン				○	○								VU		N		○
アゲハチョウ		ヒメギフチョウ		○	○								NT	N	CR+EN		□
		オナガアゲハ	○														
		ナミアゲハ	○														
		ジャコウアゲハ			○												□
シロチョウ		キチョウ	○														
		ヒメシロチョウ		○	○								EN	NT	N		○
		ヤマキチョウ			○								EN	VU			◎
ジャノメチョウ		キマダラモドキ			○								NT	NT			○
		オオヒカゲ		○	○									VU	VU		○
ツトガ		コブノメイガ	○														
		ワタヘリクロノメイガ	○														
		マエキノメイガ	○														
		マメノメイガ	○														
		シロテンキノメイガ	○														
		ホシオビホソノメイガ	○														
		マエアカスカシノメイガ	○														
		シロオビノメイガ	○														
メイガ	アカフツヅリガ	○															
シャクガ		ナミガタエダシャク	○														
		クロミスジシロエダシャク	○														
カイコガ	クワコ	○															
スズメガ		ヒサゴスズメ	○														
		コスズメ	○														
ヒトリガ	キハラゴマダラヒトリ	○															
ヤガ		ソトジロツマキリクチバ	○														
		シロテンウスグロヨトウ	○														
		テンウスイロヨトウ	○														
		シロモンオビヨトウ	○														
		モクメヨトウ	○														
		アサマキシタバ	○														
		イチジクキンウワバ	○														
		キンイロキリガ	○														
		キンスジアツバ	○														
		コヒサゴキンウワバ	○														
		オオバコヤガ	○														
		ホソオビアシブトクチバ	○														
		ギンスジキンウワバ	○														
		ウスグロヤガ	○														
		フタテンヒメヨトウ	○														
		タバコガ	○														
		ウスキミスジアツバ	○														
		クロクモヤガ	○														
		ソトウスグロアツバ	○														
		フタオビコヤガ	○														

表 2-3-12(4) 調査範囲の昆虫類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠												
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
チョウ	ヤガ	チャオビヨトウ	○															
		シロシタヨトウ	○															
		ハスモンヨトウ	○															
		キクキンウワバ	○															
		モンキキリガ	○															
		シロモンヤガ	○															
	コブガ	アカマエアオリンガ	○															
ハエ	ガガンボ	Antocha 属の一種	○															
		Tipula 属の一種	○															
		マドガガンボ	○															
	ユスリカ	ユスリカ科	○															
		Chironomus 属の数種	○															
	ブユ	ブユ科	○															
		Simulium 属の一種	○															
	ミズアブ	アメリカミズアブ	○															
		コウカアブ	○															
	ムシヒキアブ	シロズヒメムシヒキ	○															
	ハナアブ	ホソヒラタアブ	○															
		シマハナアブ	○															
		キョウコシマハナアブ	○															
		アシプトハナアブ	○															
		キアシマメヒラタアブ	○															
		オオハナアブ	○															
		ホソヒメヒラタアブ	○															
		キタヒメヒラタアブ	○															
		ナミルイロハナカサアブ	○															
	ナガズヤセバエ	ホシアシナガヤセバエ	○															
	クロバエ	キンバエ	○															
		ミドリキンバエ	○															
		ヒロズキンバエ	○															
ツماغロキンバエ		○																
コウチュウ	ホソクビゴミムシ	コホソクビゴミムシ	○															
		タンゴヒラタゴミムシ	○															
	オサムシ	キアシマルガタゴミムシ	○															
		マルガタゴミムシ	○															
		コアマルガタゴミムシ	○															
		オオマルガタゴミムシ	○															
		コマルガタゴミムシ	○															
		ホシボシゴミムシ	○															
		オオホシボシゴミムシ	○															
		スジミズアトキリゴミムシ	○															
		オオフタモンミズギワゴミムシ	○															
		ウスモンミズギワゴミムシ	○															
		ヒョウゴミズギワゴミムシ	○															
		ヨツボシミズギワゴミムシ	○															
		ドウイロミズギワゴミムシ	○															
		オオアトボシアオゴミムシ	○															
		アオゴミムシ	○															
		コガシラアオゴミムシ	○															
		ミズギワアトキリゴミムシ	○															
		セアカヒラタゴミムシ	○															
		アオヘリホソゴミムシ	○															
		オオゴモクムシ	○															
		オオズケゴモクムシ	○															
		クロゴモクムシ	○															
		ヒラタゴモクムシ	○															
		コゴモクムシ	○															
		コルリアトキリゴミムシ	○															
		ノグチアオゴミムシ	○															
		カワチマルクビゴミムシ	○															
		オオオサムシ			○													
コガシラナガゴミムシ	○																	

表 2-3-12(5) 調査範囲の昆虫類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠													
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
コウ チュウ	オサムシ	キンナガゴミムシ	○																
		アシミゾナガゴミムシ	○																
		ミドリマメゴモクムシ	○																
		ヒラタコミズギワゴミムシ	○																
		ウスモンコミズギワゴミムシ	○																
		ヨツモンコミズギワゴミムシ	○																
ハンミョウ	ハンミョウ	ハンミョウ		○												N			
		ホソハンミョウ			○						VU	VU					○		
ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	Copelatus 属の一種	○																
		ゲンゴロウ			○						VU	NT					●		
		クロゲンゴロウ			○						NT	NT					○		
ミズスマシ	ミズスマシ			○						VU	NT					◎			
ガムシ	ガムシ	トゲバゴマフガムシ	○																
		セマルケシガムシ	○																
		ガムシ			○						NT	NT					●		
エンマムシ	エンマムシ	ツヤマルエンマムシ	○																
		ヤマハマベエンマムシ	○																
ハネカクシ	ハネカクシ	オオシリグロハネカクシ	○																
		ヨコモントガリハネカクシ	○																
		カクコガシラハネカクシ	○																
		ヘリアカバコガシラハネカクシ	○																
		ユミセミゾハネカクシ	○																
クワガタムシ	クワガタムシ			○						VU	CR+EN					●			
コガネムシ	コガネムシ	コイチャコガネ	○																
		ドウガネブイブイ	○																
		サクラコガネ	○																
		ヒメコガネ	○																
		マグソコガネ	○																
		セマダラコガネ	○																
		アカビロウドコガネ	○																
		コフキコガネ	○																
		ウエダエンマコガネ			○								NT				○		
		マメコガネ	○																
		セマルケシマグソコガネ	○																
		コカブトムシ			○								VU				◎		
		ヒメドロムシ	ヒメドロムシ	○															
ヒラタドロムシ	ヒラタドロムシ類			○												□			
タマムシ	タマムシ		○									VU	VU						
コメツキムシ	コメツキムシ	サビキコリ	○																
		ホソサビキコリ	○																
		ヒメサビキコリ	○																
		アカアシハナコメツキ	○																
		オオハナコメツキ	○																
		ミズギワコメツキ	○																
		ヨツモンミズギワコメツキ	○																
		クロスジクチボソコメツキ	○																
		クシコメツキ	○																
		クロクシコメツキ	○																
		ホソミズギワコメツキ	○																
		コハナコメツキ	○																
		ジョウカイボン	ジョウカイボン	ホッカイジョウカイ	○														
				ジョウカイボン	○														
キンイロジョウカイ				○								VU	VU						
ホタル	ホタル	オバボタル			○												○		
		ゲンジボタル		○	○							N	N				◎		
		ハイケボタル		○	○									DD			●		
		クロマドボタル			○												○		
		ヒメボタル			○							NT					◎		
ジョウカイモドキ	ジョウカイモドキ	○																	

表 2-3-12(6) 調査範囲の昆虫類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠													
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
コウチュウ	テントウムシ	カメノコテントウ	○																
		アイヌテントウ	○																
		ナナホシテントウ	○																
		ジュウシホシテントウ	○																
		ナミテントウ	○																
		セスジヒメテントウ	○																
		ヒメカメノコテントウ	○																
		ババヒメテントウ	○																
	テントウムシダマシ	ヨツボシテントウダマシ	○																
	ヒメマキムシ	ウスチャケシマキムシ	○																
	ネスイムシ	オバケデオネスイ	○																
	ケシキスイ	クリイロデオキスイ	○																
		ハネナガヒラタケシキスイ	○																
		ホソキヒラタケシキスイ	○																
		ツヤチビヒラタケシキスイ	○																
		ヨツボシケシキスイ	○																
	ヒメハナムシ	キイロアシナガヒメハナムシ	○																
	ホソヒラタムシ	ミツモンセマルヒラタムシ	○																
		ホソムネホソヒラタムシ	○																
	アリモドキ	コクロホソアリモドキ	○																
		キアシクビボソムシ	○																
		ホソアシイッカク	○																
		ミツヒダアリモドキ	○																
		ヨツボシホソアリモドキ	○																
	ニセクビボソムシ	ヤマトニセクビボソムシ	○																
	ハナノミ	フタモンヒメハナノミ	○																
		クロヒメハナノミ	○																
		セグロヒメハナノミ	○																
		アワヒメハナノミ	○																
	ユキノコムシ	フタモンヒメコキノコムシ	○																
	ハナノミダマシ	クロフナガタハナノミ	○																
	クチキムシ	クリイロクチキムシ	○																
	ゴミムシダマシ	コスナゴミムシダマシ	○																
		ヒメスナゴミムシダマシ	○																
		カクスナゴミムシダマシ	○																
		スジコガシラゴミムシダマシ	○																
		ハムシダマシ	○																
	カミキリムシ	ゴマダラカミキリ	○																
		クロトラカミキリ	○																
		シラオビゴマフケシカミキリ	○																
		ヒシカミキリ	○																
		アトジロサビカミキリ	○																
		ヤハズカミキリ		○															N
	ハムシ	アオバネサルハムシ	○																
		カメノコハムシ	○																
		ヒメカメノコハムシ	○																
		スズキミドリトビハムシ	○																
ホタルハムシ		○																	
ブタクサハムシ		○																	
ヤナギルリハムシ		○																	
ナスナガスネトビハムシ		○																	
アサトビハムシ		○																	
ナトビハムシ		○																	
ドウガネサルハムシ		○																	
ヒゲナガゾウムシ	ヨリメチビヒゲナガゾウムシ	○																	
オトシブミ	クロケシツブチョッキリ	○																	
	サメハダチョッキリ		○															N	

表 2-3-12(7) 調査範囲の昆虫類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠													
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
コウチュウ	ゾウムシ	エゾヒメゾウムシ	○																
		マダラヒメゾウムシ	○																
		ミドリサルゾウムシ	○																
		ヤナギシリジロゾウムシ	○																
		シロオビチビシギゾウムシ	○																
		ミドリクチブトゾウムシ	○																
		モンイネゾウモドキ	○																
		ムネマルヒョウタンゾウムシ	○																
		ツチイロヒゲボソゾウムシ	○																
		サビヒョウタンゾウムシ	○																
		チビコフキゾウムシ	○																
ハチ	アシトコバチ	キアシトコバチ	○																
	アリ	ハリブトシリアゲアリ	○																
		クロヤマアリ	○																
	スズメバチ	コガタスズメバチ	○																
	ミツバチ	セイヨウミツバチ	○																
		キオビツヤハナバチ	○																
		シロスジヒゲナガハナバチ	○																
		ウスリーマルハナバチ			○									DD	DD			◎	
	コハナバチ	アカガネコハナバチ	○																

備考1) 資料調査のA～Cは表2-3-7及び次に示すとおりである。

A : 「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査) 」 (国土交通省ホームページ) に示されている対象種

B : 「千曲市レッドデータブック」 (平成23年2月 千曲市) に示されている対象種

C : 「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック) 」 (平成25年3月 長野市) に示されている対象種

備考2) 注目の根拠の①～⑨は表2-3-6及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

- ① 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
- ② 県天：県指定天然記念物
- ③ 千天：千曲市指定天然記念物 長天：長野市指定天然記念物
- ④ 国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
- ⑤ 県特：特別希少野生動植物種 県指：指定希少野生動植物種
- ⑥ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
- ⑦ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 N：留意種
- ⑧ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 N：留意種
- ⑨ [身近な減少種] ●：減少極めて著しい ◎：減少著しい ○：減少
[注目種] ■：近年生息を確認できない種 □今後の減少が予測される種

5) 魚類、エビ類・カニ類、貝類その他

対象事業実施区域及びその周囲において確認されている、魚類の生息状況及び注目すべき種の状況は表2-3-14に、エビ・カニ類の生息状況及び注目する種の状況は表2-3-15に、貝類その他の生息状況及び注目する種の状況は表2-3-16に示すとおりである。

(1) 生育・生息域及び分布の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では魚類15種、エビ・カニ類4種、貝類その他7種、「千曲市レッドデータブック」では魚類8種、貝類その他13種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では魚類16種、エビ・カニ類5種、貝類その他16種の生息が確認されている。

(2) 注目すべき魚類、エビ類・カニ類、貝類その他

長野県の指定希少動植物種にシナイモツゴが指定されている。

「環境省レッドデータブック」には魚類14種、貝類その他14種、「長野県版レッドデータブック」には魚類12種、貝類その他9種、「千曲市レッドデータブック」には魚類10種、貝類その他13種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には魚類16種、エビ類・カニ類5種、貝類その他16種が掲載されている。

表 2-3-14 調査範囲の魚類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠												
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ		○	○									VU	VU	VU	●	
ウナギ	ウナギ	ウナギ												DD	EW	EW		
コイ	コイ	コイ	○															
		ゲンゴロウブナ													EN			
		ギンブナ	○															
		ヤリタナゴ			○										NT	CR		◎
		タイリクバラタナゴ	○															
		オイカワ	○															
		アブラハヤ	○		○													●
		ウケクチウグイ		○											EN	CR	CR+EN	
		ウグイ	○															
		モツゴ	○															
		シナイモツゴ			○							県指	CR	EN				○
		タモロコ	○		○													□
		カマツカ	○															
		ニゴイ	○															
		アブラボテ			○										NT			●
		ホンモロコ			○										CR			●
		ゼゼラ			○													◎
		ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ	○													
シマドジョウ					○													◎
ホトケドジョウ				○	○										EN	VU	CR+EN	□
ナマズ	ギギ	ギギ	○															
	ナマズ	ナマズ	○															
	アカザ	アカザ		○	○									VU	NT	VU	□	
サケ	サケ	ニッコウイワナ (イワナ)		○	○									DD	NT	VU	●	
		ヤマメ		○	○									NT	NT	DD	●	
		サケ		○											EW	EW	●	
ダツ	メダカ	メダカ		○	○								VU	EN	CR+EN	○		
カサゴ	カジカ	カジカ		○	○								NT	NT	VU	●		
スズキ	サンフィッシュ	オオクチバス (ブラックバス)	○															
	ハゼ	トウヨシノボリ	○															

備考 1) 資料調査の A～C は表 2-3-7 及び次に示すとおりである。

A: 「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)」 (国土交通省ホームページ) に示されている対象種

B: 「千曲市レッドデータブック」 (平成 23 年 2 月 千曲市) に示されている対象種

C: 「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」 (平成 25 年 3 月 長野市) に示されている対象種

備考 2) 注目の根拠の ①～⑨ は表 2-3-6 及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

① 特天: 特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物

② 県天: 県指定天然記念物

③ 千天: 千曲市指定天然記念物 長天: 長野市指定天然記念物

④ 国際: 国際希少野生動植物種 国内: 国内希少野生動植物種 特定: 特定国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種

⑤ 県特: 特別希少野生動植物種 県指: 指定希少野生動植物種

⑥ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群

⑦ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑧ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑨ [身近な減少種] ●: 減少極めて著しい ◎: 減少著しい ○: 減少

[注目種] ■: 近年生息を確認できない種 □ 今後の減少が予測される種

表 2-3-15 調査範囲のエビ・カニ類

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠												
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
ホウネンエビ	ホウネンエビ	ホウネンエビ			○													○
ヨコエビ	ヨコエビ	ニッポンヨコエビ	○															
ワラジムシ	ミズムシ	ミズムシ	○															
エビ	ヌマエビ	ヌカエビ	○		○													○
	テナガエビ	テナガエビ			○													○
		スジエビ				○												○
	アメリカザリガニ	アメリカザリガニ	○															
	サワガニ	サワガニ			○													○

備考1) 資料調査のA～Cは表2-3-7及び次に示すとおりである。

A: 「河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)」(国土交通省ホームページ)に示されている対象種

B: 「千曲市レッドデータブック」(平成23年2月 千曲市)に示されている対象種

C: 「大切にしたい長野市の自然(長野市版レッドデータブック)」(平成25年3月 長野市)に示されている対象種

備考2) 注目の根拠の①～⑨は表2-3-6及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

① 特天: 特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物

② 県天: 県指定天然記念物

③ 千天: 千曲市指定天然記念物 長天: 長野市指定天然記念物

④ 国際: 国際希少野生動植物種 国内: 国内希少野生動植物種 特定: 特定国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種

⑤ 県特: 特別希少野生動植物種 県指: 指定希少野生動植物種

⑥ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群

⑦ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑧ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

⑨ [身近な減少種] ●: 減少極めて著しい ◎: 減少著しい ○: 減少

[注目種] ■: 近年生息を確認できない種 □ 今後の減少が予測される種

表 2-3-16 調査範囲の貝類、その他

目名	科名	種名	文献調査			注目の根拠													
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
ザラカイメン	タンスイカイメン	タンスイカイメン科	○																
原始紐舌目	タニシ	マルタニシ		○	○											◎			
		オオタニシ		○															
		ヒメタニシ			○												○		
盤足目	カワニナ	カワニナ			○											○			
基眼目	モノアラガイ	モノアラガイ		○	○												○		
	サカマキガイ	サカマキガイ	○																
	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ																	
	カワコザラガイ	カワコザラ		○													NT		
マレスダレガイ	シジミ	マシジミ	○	○	○													○	
	ドブシジミガイ	ドブシジミ			○													○	
マイマイ	オオコウラナメクジ	オオコウラナメクジ		○															
	キバサナギガイ	ヤマトキバサナギガイ		○															
	オナジマイマイ	ミスジマイマイ		○															
	ニッポンマイマイ	ケハダピロウドマイマイ	ケハダピロウドマイマイ		○														
		カワナピロウドマイマイ	カワナピロウドマイマイ		○														
		コシタカコベソマイマイ	コシタカコベソマイマイ		○														
	ベッコウマイマイ	スジキビ		○	○														
	キセルガイ	クニノギセル	クニノギセル		○														
ナミギセル		ナミギセル																	
キセルモドキ		キセルモドキ			○														
ウズムシ	ブラナリア	ナガノコガタウズムシ			○														
ナガミミズ	ナガミミズ	ナガミミズ目	○																
イトミミズ	イトミミズ	Aulodrilus 属の一種	○																
		Tubifex 属の一種	○																
無吻蛭目	イシビル	シマイシビル	○																
ミジンコ	ミジンコ	ハリナガミジンコ			○														
ホシミドロ	ツツミモ	ミクラステリアス			○														
イシガイ	イシガイ	ドブガイ			○														
		カラスガイ			○														
		イシガイ			○														
中腹足	ゴマガイ	ゴマガイ			○														

備考 1) 資料調査のA～Cは表2-3-7及び次に示すとおりである。

A: 「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)」 (国土交通省ホームページ) に示されている対象種

B: 「千曲市レッドデータブック」 (平成23年2月 千曲市) に示されている対象種

C: 「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」 (平成25年3月 長野市) に示されている対象種

備考 2) 注目の根拠の①～⑨は表2-3-6及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

① 特天: 特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物

② 県天: 県指定天然記念物

③ 千天: 千曲市指定天然記念物 長天: 長野市指定天然記念物

④ 国際: 国際希少野生動植物種 国内: 国内希少野生動植物種 特定: 特定国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種

⑤ 県特: 特別希少野生動植物種 県指: 指定希少野生動植物種

⑥ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群

⑦ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑧ EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 地域個体群 N: 留意種

⑨ [身近な減少種] ●: 減少極めて著しい ◎: 減少著しい ○: 減少

[注目種] ■: 近年生息を確認できない種 □ 今後の減少が予測される種

2 植物

1) 植物

対象事業実施区域及びその周囲における現存植生図は、図2-3-18に示すとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲において確認されている、植物の生育状況及び注目すべき種の状況は表2-3-17(1)～(6)に示すとおりである。

(1) 生育・生息域及び分布の状況

対象事業実施区域及びその周囲は、主に千曲川沿いが河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生や人為的な影響を強く受けた植林地、耕作地植生が分布し、それより以遠の東西には、ブナクラス域自然植生やブナクラス代償植生が分布している。

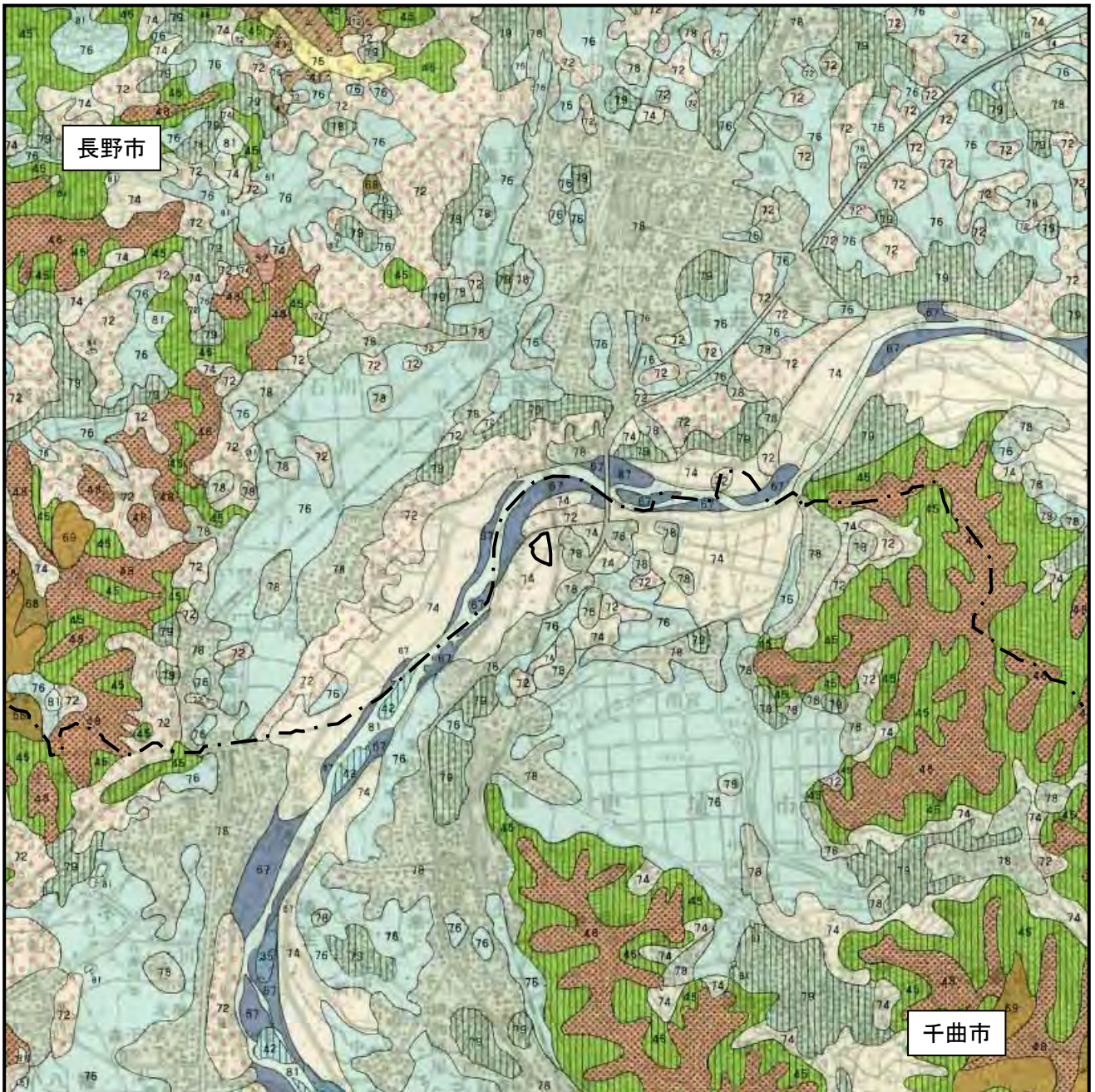
対象事業実施区域は、植林地、耕作地植生に属する“畑地雑草群落”で構成されており、その周囲については、千曲川沿いにヨシクラスや落葉果樹園等が分布する他は、市街地となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において確認されている植物種は、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では173種、「千曲市レッドデータブック」では122種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では57種である。

(2) 注目すべき植物

長野県の指定希少野生動植物にヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、ウラシマソウの3種が指定されている。また、千曲市戸倉及び倉科のセツブンソウの群生地は、千曲市天然記念物に指定されている。

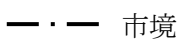
「環境省レッドデータブック」には26種、「長野県版レッドデータブック」には54種、「千曲市レッドデータブック」には122種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には57種が掲載されている。



凡 例

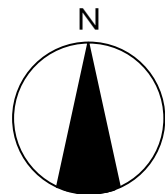


対象事業実施区域



市境

IV. ブナクラス域自然植生		VIII. 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生(各クラス域共通)	
35 ヤナギ低木群落	67 ヨシクラス		
41 アカマツ群落	42 カワラヨモギ群落		
40 ケヤキ群落			
V. ブナクラス域代償植生		IX. 埴林地, 耕作地植生(各クラス域共通)	
48 ブナーミズナラ群落	68 スギ・ヒノキ・サワラ植林	X. その他	
45 カスミザクラ・コナラ群落	69 カラマツ植林	78 市街地	
48 アカマツ群落	72 落葉果樹園	79 緑の多い住宅地	
52 伐跡群落	74 畑地雑草群落	80 造成地	
	75 牧草地	81 開放水域	
	76 水田雑草群落	82 自然裸地	



出典:「第3回自然環境保全基礎調査(植生調査)植生図 長野県「長野」50,000分の1」
(昭和60年 環境庁)

図 2-3-18 現存植生図

表 2-3-17(1) 調査範囲の植物

区分	科名	種名	文献調査			注目の根拠										
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
シダ植物	イワヒバ	イワヒバ		○	○									EN	◎	
	トクサ	スギナ	○													
	ハナヤスリ	アカハナワラビ		○										NT		
	コソノイシカゲマ	イワヒメワラビ		○										VU		
	チャセンシダ	コタニワタリ			○										VU	
		チャセンシダ			○										CR	
	オシダ	シラネワラビ			○										NT	
		ベニシダ			○										NT	
	ヒメシダ	ゲジゲジシダ			○										VU	
	メシダ	タカネサトメシダ			○										CR	
	デンジソウ	デンジソウ			○									VU	EN	VU
サンショウモ	サンショウモ			○	○								VU	VU	EN	◎
種子植物	クルミ	オニグルミ	○													
	ヤナギ	ジャヤナギ	○													
		カワヤナギ	○													
		コゴメヤナギ	○													
		タチヤナギ	○													
	カバノキ	ハシバミ		○										EN		
	ブナ	ブナ		○										VU		
	ニレ	エノキ	○													
		オヒョウ		○											NT	
	クワ	カナムグラ	○													
		トウグワ	○													
		ヤマグワ	○													
	イラクサ	ホソバイラクサ	○	○											NT	
	タデ	ヤナギタデ	○													
		シロバナサクラタデ	○													
		オオイヌタデ	○													
		イヌタデ	○													
		イシミカワ	○													
		ママコノシリヌグイ	○													
		ミゾソバ	○													
		スイバ	○													
		ナガバギシギシ	○													
		ノダイオウ		○										VU	N	VU
		エゾノギシギシ	○													
	ヤマゴボウ	ヨウシュヤマゴボウ	○													
	スベリヒユ	スベリヒユ	○													
	ナデシコ	ノミノツツリ	○													
		オランダミミナグサ	○													
		ミミナグサ	○													
		シナノナデシコ		○	○										CR	●
		ノミノフスマ	○													
		ウシハコベ	○													
		コハコベ	○													
	ミドリハコベ	○														
	クスノキ	ヤマコウバシ			○											○
		シロモジ		○											CR	
	アカザ	シロザ	○													
		アカザ	○													
		コアカザ	○													
		ゴウシュウアリタソウ	○													
	ヒユ	ヒカゲイノコズチ	○													
		ホソアオゲイトウ	○													
	キンポウゲ	フクジュソウ		○	○									NT	EN	○
		ニリンソウ		○											NT	
		イチリンソウ		○	○									NT	VU	○
		レンゲショウマ		○	○									NT	VU	◎
		セリバオウレン		○											CR	
		ミスミソウ			○								NT	VU		◎
		オオミスミソウ		○											CR	
		バイカモ			○											●
		セツブンソウ		○						千天			NT	VU	VU	
		イワカラマツ		○									VU	VU	VU	
		ハンショウヅル			○											○
スイレン		ジュンサイ			○									NT		○
		ヒツジグサ			○											○

表 2-3-17(2) 調査範囲の植物

区分	科名	種名	文献調査			注目の根拠													
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
種子植物	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ		○											VU	VU			
		ウスバサイシン		○	○											NT	○		
	ボタン	ヤマシャクヤク		○	○						県指	NT	VU	CR	○				
		ベニバナヤマシャクヤク		○	○						県指	VU	EN	CR	◎				
	ケシ	クサノオウ	○																
	ケマンソウ	ミヤマキケマン		○												VU			
	アブラナ	ハルザキヤマガラシ	○																
		セイヨウカラシナ	○																
		セイヨウアブラナ	○																
		ナズナ	○																
		タネツケバナ	○																
		クジラグサ	○																
		イヌナズナ	○																
		マメグンバイナズナ	○																
		スカシタゴボウ	○																
		カキネガラシ	○																
		グンバイナズナ	○																
		ベンケイソウ	チチツパベンケイ		○												VU	EN	
			ツメレンゲ		○	○										NT	NT	VU	○
	オノマンネングサ			○													NT		
	ユキノシタ	ダイモンジソウ			○													○	
		タコノアシ		○	○										NT	VU	CR	○	
		ウメバチソウ			○													○	
		オオシラヒゲソウ			○													◎	
	バラ	エドヒガン		○														VU	
		ノイバラ	○																
		オオヤマザクラ		○														EN	
		シウリザクラ		○														EN	
	マメ	イタチハギ	○																
		フジキ		○														CR	
		フジカンゾウ		○														NT	
		ツルマメ	○																
		コマツナギ	○																
		マルバヤハズソウ	○																
		ヤハズソウ	○																
		メドハギ	○																
		カラメドハギ	○																
		シロバナシナガワハギ	○																
		クズ	○																
		ハリエンジュ	○																
		ムラサキツメクサ	○																
		シロツメクサ	○																
		ヤハズエンドウ	○																
		ミヤマタニワタシ		○												NT	NT		
		ナヨクサフジ	○																
		スズメノエンドウ	○																
		カスマグサ	○																
		ヤブツルアズキ		○														VU	
	カタバミ	カタバミ	○																
		オオヤマカタバミ		○											VU	NT	CR		
	トウダイグサ	エノキグサ	○																
		マルミノウルシ		○											NT	CR	VU		
		ニシキソウ		○												VU	NT		
		シラキ		○													VU		
	ヒメハギ	ヒメハギ		○													NT		
	ウルシ	ヌルデ	○																
	カエデ	メグスリノキ		○	○												EN	○	
	クロウメモドキ	ケケンボナシ		○													NT		
	ブドウ	ノブドウ	○																
		ヤブガラシ	○																
	シナノキ	カラスノゴマ		○												NT	CR		
		オオバボダイジュ		○														NT	

表 2-3-17(3) 調査範囲の植物

門	科名	種名	文献調査			注目の根拠											
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
種子植物	スミレ	マキノスミレ		○									NT	VU			
		ヒゴスミレ		○										NT			
		スミレサイシン		○	○										VU	○	
		ゲンジスミレ		○											VU		
		ヒカゲスミレ		○											EN		
	ウリ	スズメウリ	○														
		アレチウリ	○														
		キカラスウリ	○														
	ミソハギ	ミソハギ		○											VU		
	アカバナ	チョウジタデ	○														
		ミズユキノシタ		○										EN	EN		
	アカバナ	メマツヨイグサ	○														
	ウコギ	タラノキ	○														
		トチバニンジン		○												NT	
	セリ	ホタルサイコ		○												EN	
		ドクゼリ		○												EN	
		セリ	○														
		ヤブジラミ	○														
		オヤブジラミ	○														
	イワウメ	イワウチワ			○											○	
		ナガバイワカガミ		○												NT	
	イチヤクソウ	ギンリョウソウ		○											EN		
	ツツジ	イワナシ		○												EN	
		ムラサキヤシオ		○												CR	
		レンゲツツジ		○												VU	
		ヒカゲツツジ		○	○											VU	◎
		ユキグニミツバツツジ		○												EN	
	ヤブコウジ	ヤブコウジ		○	○										EN	◎	
	サクラソウ	ノジトラノオ		○									VU	VU	EN		
		ヤナギトラノオ			○									NT		○	
		クリンソウ			○											○	
	モクセイ	ハシドイ		○											VU		
	クマツヅラ	カリガネソウ			○									NT		◎	
	リンドウ	エゾリンドウ			○											○	
		センブリ		○	○									NT	EN	●	
	ミツガシワ	アサザ			○								NT	VU		●	
		ミツガシワ			○											○	
	ガガイモ	スズサイコ		○	○								NT	NT	VU	●	
		ガガイモ	○														
	アカネ	ヤエムグラ	○														
		ヘクソカズラ	○														
	ヒルガオ	ヒルガオ	○														
		マルバルコウ	○														
	ムラサキ	ハナイバナ		○												VU	
		イヌムラサキ		○												CR	
		ヒレハリソウ	○														
		キュウリグサ	○														
タチカメバソウ			○												EN		
シソ	カキドオシ	○															
	ホトケノザ	○															
	ヒメオドリコソウ	○															
	キセワタ		○								VU	N		CR			
	シロサイバキジャコウソウ		○												NT		
ナス	クコ	○															
	ヤマホロシ		○												NT		
	イヌホオズキ	○															
フジウツギ	フジウツギ		○											NT			

表 2-3-17(4) 調査範囲の植物

門	科名	種名	文献調査			注目の根拠														
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						
種子植物	ゴマノハグサ	アゼナ	○																	
		サギゴケ		○														NT		
		オオヒナノウスツボ		○													NT	NT		
		ビロードモウズイカ	○																	
		タチイヌノフグリ	○																	
		グンバイヅル		○										VU	NT		CR			
		オオイヌノフグリ	○																	
		カワヂシャ		○											NT	NT	NT			
		ヤマウツボ			○														●	
	タヌキモ	イヌタヌキモ		○	○										NT	NT	NT		◎	
	オオバコ	オオバコ	○																	
		ヘラオオバコ	○																	
	スイカズラ	コウグイスカグラ		○															VU	
		タニウツギ		○															VU	
	オミナエシ	オミナエシ			○														○	
	マツムシソウ	マツムシソウ		○	○														CR	○
	キキョウ	ホタルブクロ		○															CR	
		シデシヤジン		○															VU	
		キキョウ		○	○										VU	NT	EN		○	
	キク	オオブタクサ	○																	
		カラヨモギ	○																	
		ヨモギ	○																	
		オオヨモギ	○																	
		ヒロハホウキギク	○																	
		アメリカセンダングサ	○																	
		モミジガサ		○															VU	
		ヒレアザミ	○																	
		トキンソウ	○																	
		オオアレチノギク	○																	
		コスモス	○																	
		アメリカタカサブロウ	○																	
		ヒメムカシヨモギ	○																	
		ハルジオン	○																	
		サワヒヨドリ		○																NT
		ハキダメギク	○																	
		アズマギク			○															◎
		アキノハハコグサ		○												EN	NT	NT		
		キタイモ	○																	
		キツネアザミ	○																	
		ヤナギタンポポ		○																EN
		アキノノゲシ	○																	
		トゲチシャ	○																	
		コオニタビラコ		○																VU
メタカラコウ			○																VU	
セイタカアワダチソウ		○																		
オオアワダチソウ		○																		
オニノゲシ		○																		
ノゲシ		○																		
ヒメジョオン		○																		
セイヨウタンポポ		○																		
ウスギタンポポ			○																VU	CR
イガオナモミ	○																			
オオオナモミ	○																			
ヤクシソウ	○																			
コウリンカ			○												VU	N		◎		

表 2-3-17(5) 調査範囲の植物

門	科名	種名	文献調査			注目の根拠												
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
種子植物	トチカガミ	ミズオオバコ		○	○									VU	VU	CR	●	
	ヒルムシロ	ホソバミズヒキモ		○											NT	EN		
	ユリ	スズラン				○												○
		カタクリ			○	○											VU	○
		キバナノアマナ			○												EN	
		クルマユリ				○												●
		ササユリ			○											NT	CR	
		ルツボ			○												VU	
		アマナ			○	○										VU	EN	●
		ユウスゲ				○										NT		●
	ヒガンバナ	キツネノカミソリ		○												VU		
	アヤメ	キショウブ	○															
	ツユクサ	ツユクサ	○															
	イネ	カモジグサ	○															
		コヌカグサ	○															
		ノハラスズメノテッポウ	○															
		スズメノテッポウ	○															
		カズノコグサ		○													CR	
		ヤクナガイヌムギ	○															
		イヌムギ	○															
		スズメノチャヒキ	○															
		ヒゲナガスズメノチャヒキ	○															
		アレチノチャヒキ	○															
		ウマノチャヒキ	○															
		ギョウギシバ	○															
		メヒシバ	○															
		アキメヒシバ	○															
		イヌビエ	○															
		ケイヌビエ	○															
		オヒシバ	○															
		スズメガヤ	○															
		シナダレスズメガヤ	○															
		カゼクサ	○															
		ニワホコリ	○															
		コスズメガヤ	○															
		オニウシノケグサ	○															
		ヒロハノウシノケグサ	○															
		ムギクサ	○															
		チガヤ	○															
		アシカキ		○													NT	VU
		ネズミムギ	○															
		ホソムギ	○															
		オギ	○															
		ススキ	○															
		ヌカキビ	○															
		オオクサキビ	○															
		クサヨシ	○															
ヨシ		○																
ツルヨシ		○																
スズメノカタビラ		○																
ナガハグサ	○																	
イチゴツナギ	○																	
オオスズメノカタビラ	○																	
アキノエノコログサ	○																	
キンエノコロ	○																	
エノコログサ	○																	
ムラサキエノコロ	○																	
メガルカヤ		○														CR		
ナギナタガヤ	○																	

表 2-3-17(6) 調査範囲の植物

門	科名	種名	文献調査			注目の根拠											
			A	B	C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
種子植物	サトイモ	ウラシマソウ		○	○							県指		VU	CR	◎	
		ヒメザゼンソウ		○											VU		
	ミクリ	ミクリ		○	○								NT	VU	VU	◎	
	カヤツリグサ	メアオスゲ	○														
		ヌマガヤツリ		○											EN	EN	
		コゴメガヤツリ	○														
		カヤツリグサ	○														
		アオガヤツリ	○												NT		
		コカンスゲ		○												NT	
		アオテンツキ		○											CR	CR	
	ラン	エビネ			○												○
		ギンラン		○	○										NT	VU	○
		ササバギンラン			○												○
		サイハイラン		○												EN	
		シュンラン		○												VU	
		カキラン			○										NT		○
		シロテンマ		○											CR		CR
ノビネチドリ				○												◎	
ミヤマモジズリ				○												○	
コケイラン			○	○										NT	EN	○	
オオヤマサギソウ		○												NT			
ネジバナ		○												NT			
藻類	ツズミモ	ミクラステロアス属			○											□	
	シャジクモ	シャジクモ類			○									VU	CR EN VU	○	

備考 1) 資料調査の A～C は表 2-3-7 及び次に示すとおりである。

A : 「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)」 (国土交通省ホームページ) に示されている対象種

B : 「千曲市レッドデータブック」 (平成 23 年 2 月 千曲市) に示されている対象種

C : 「大切にしたい長野市の自然 (長野市版レッドデータブック)」 (平成 25 年 3 月 長野市) に示されている対象種

備考 2) 注目の根拠の ①～⑨ は表 2-3-6 及び次に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ次のことを示している。

① 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

② 県天：県指定天然記念物

③ 千天：千曲市指定天然記念物 長天：長野市指定天然記念物

④ 国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

⑤ 県特：特別希少野生動植物種 県指：指定希少野生動植物種

⑥ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群

⑦ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 N：留意種

⑧ EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 N：留意種

⑨ [身近な減少種] ●：減少極めて著しい ◎：減少著しい ○：減少

[注目種] ■：近年生息を確認できない種 □ 今後の減少が予測される種

2) 特定植物群落

「長野県自然環境情報図（第3回自然環境保全基礎調査）」（平成元年 環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲における特定植物群落の分布状況は、図2-3-19に示すとおりである。

対象事業実施区域4km圏内には特定植物群落は存在していないものの、南西約5kmに“武水別神社のケヤキ林（図中番号A）”が存在している。

3) 巨樹・巨木林

「長野県自然環境情報図（第4回自然環境保全基礎調査）」（平成7年 環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林の分布状況は、表2-3-18及び図2-3-19に示すとおりである。

表 2-3-18 巨樹・巨木林

番号	樹種名	所在地	呼称
1	ケヤキ	長野市平井組	—
2	ケヤキ	長野市上町	—
3	ケヤキ	更埴市寂蒔	—
4	ケヤキ	更埴市粟佐	—
5	ケヤキ	更埴市武水別神社	武水別神社社叢
6	ケヤキ	更埴市雨宮法倫寺	—
7	ケヤキ	更埴市森上平	—

備考) 更埴市は、平成15年9月の合併に伴い、現在千曲市となっている。

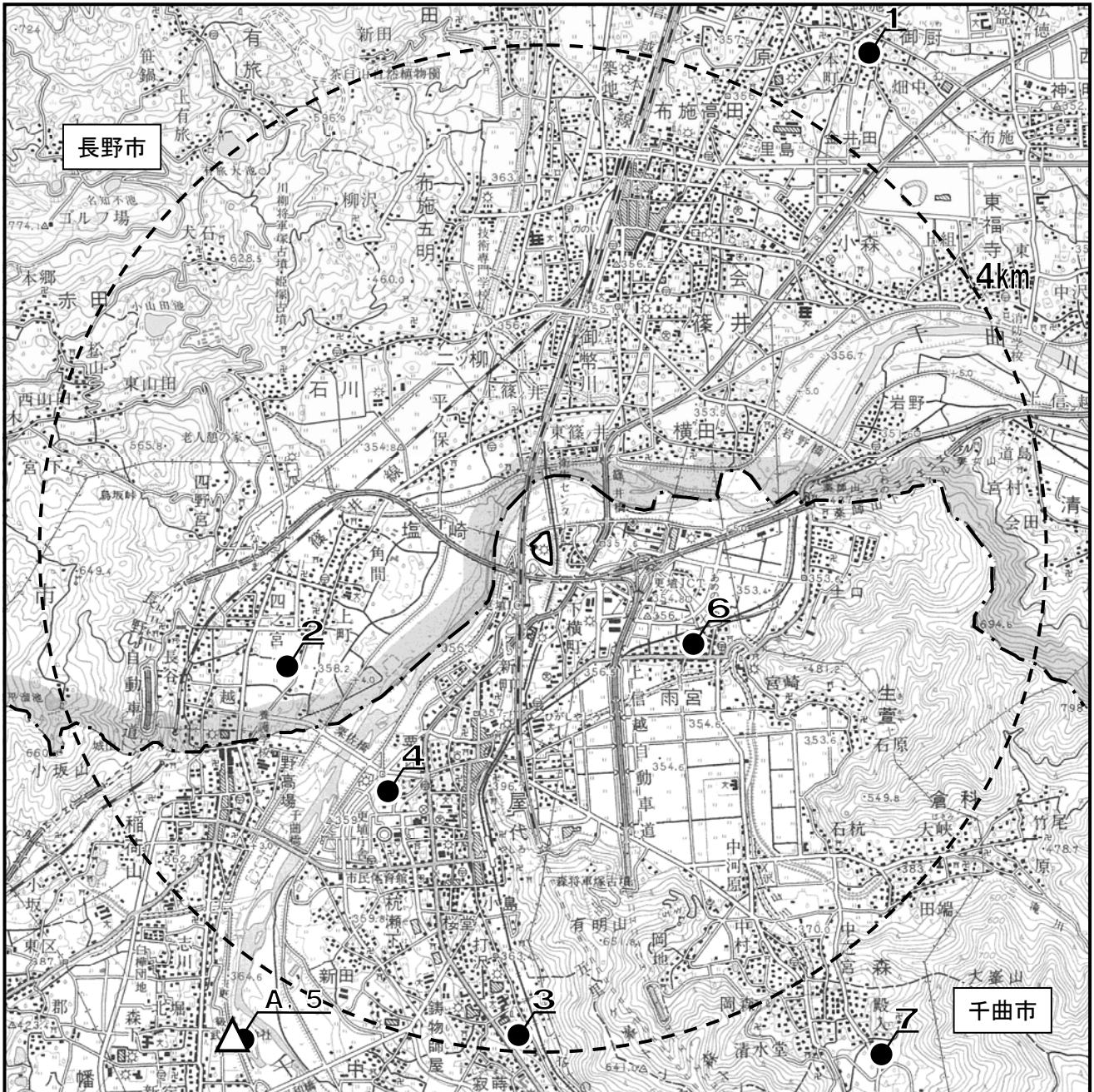
出典：「長野県自然環境情報図（第4回自然環境保全基礎調査）」（平成7年 環境庁）

2.3.5 景観、文化財の状況

1 自然景観資源

対象事業実施区域及びその周囲の自然景観資源は、図2-3-20に示すとおりである。

「長野県自然環境情報図（第3回自然環境保全基礎調査）」（平成元年 環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲に自然景観資源は存在しない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林

出典：次の出典を基に作成した。

- 「長野県自然環境情報図（第3回自然環境保全基礎調査）」
(平成元年 環境庁)
- 「長野県自然環境情報図（第4回自然環境保全基礎調査）」
(平成7年 環境庁)

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

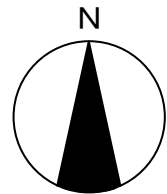
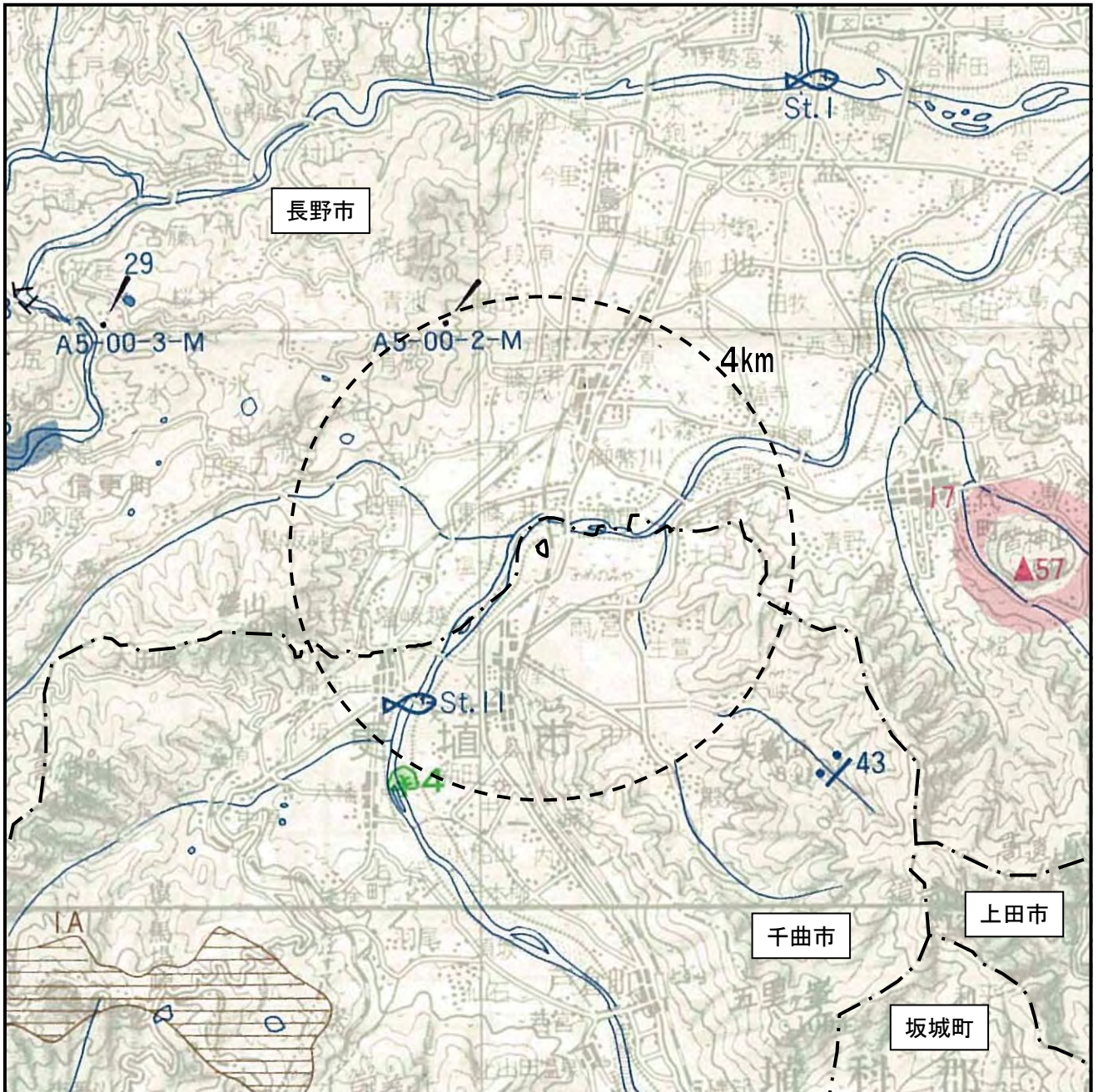


図 2-3-19 対象事業実施区域及びその周囲における特定植物群落及び巨樹・巨木林の状況



凡 例

対象事業実施区域 - · - · 市町境

		特定植物群落	4	武水別神社のケヤキ林
	A1-01	火山郡	17	皆神山
	A1-02	火山	57	皆神山
	A2-03	非火山性高原(台地状)	1A	聖高原
	A5-00	地滑り・山崩れ		
	B1-10	滝	43	三滝
	B2-01	湖沼	29	涌池
		魚類調査地点(番号)		

出典：200,000分の1「第3回自然環境保全基礎調査 長野県自然環境情報図」
(平成元年 環境庁)

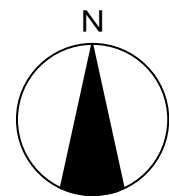


図 2-3-20 対象事業実施区域及びその周囲における主な自然景観資源

2 主な眺望点

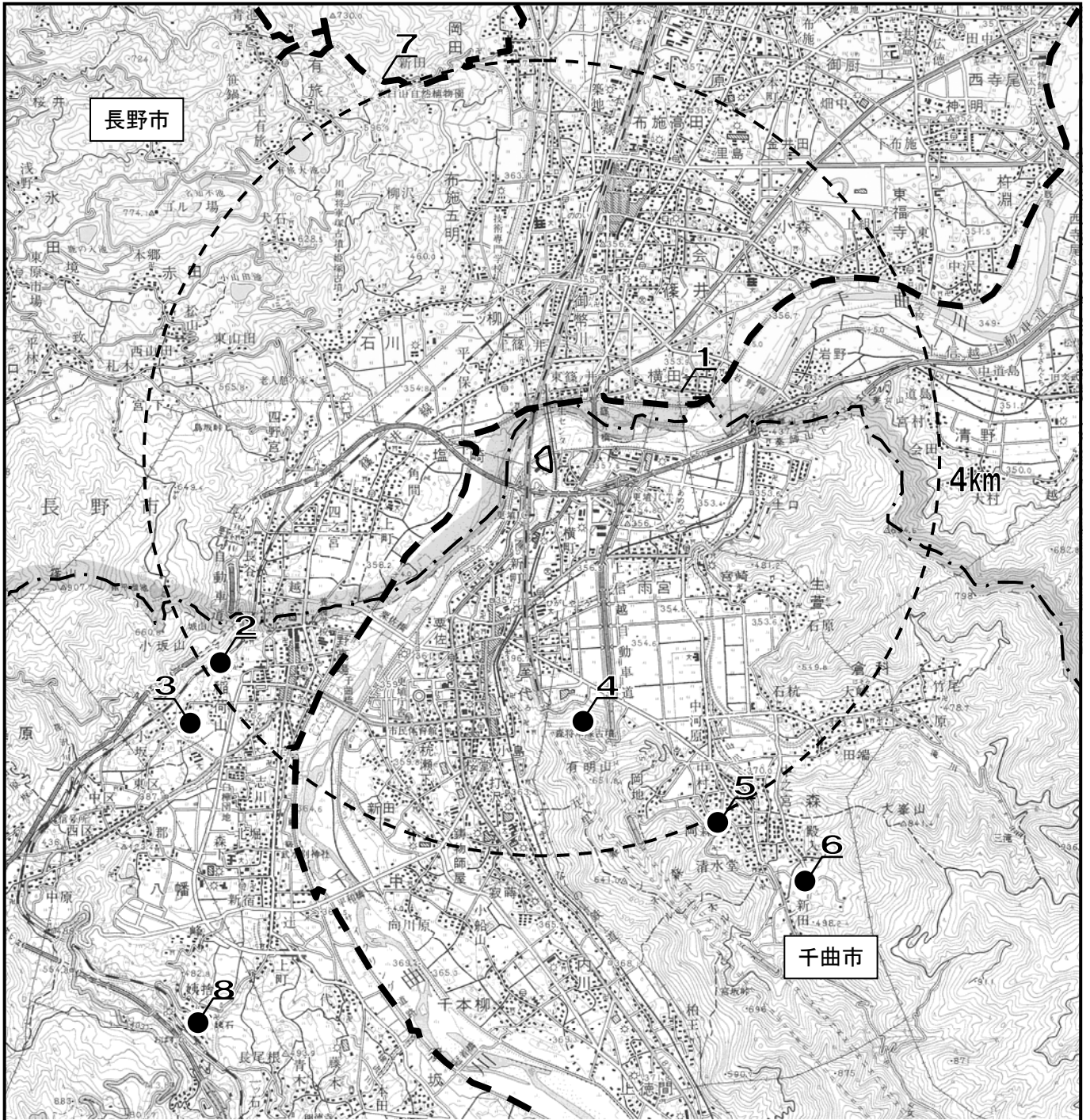
対象事業実施区域及びその周囲における主な眺望点は、表2-3-19及び図2-3-21に示すとおりである。

また、対象事業実施区域から約6.5kmの地点に、姨捨の棚田がある。姨捨の棚田は、日本の棚田百選に選定されている。また、その一部は国の重要文化的景観「姨捨の棚田」に選定されるとともに、国の名勝「姨捨（田毎の月）」に指定されている。

表 2-3-19 主な眺望点の状況

番 号	名 称
1	千曲川サイクリングロード (一般県道上田千曲長野自転車道)
2	稲荷山公園
3	治田公園
4	森將軍塚古墳
5	薬師山展望台
6	上平展望台
7	篠ノ井茶臼山トレッキングコース
8	姨捨の棚田

出典：「千曲トレッキングマップ」（長野広域連合）
「篠ノ井茶臼山トレッキングコース」（長野市）
「信州千曲市」（千曲市経済部観光課）
千曲市資料



凡 例

- 対象事業実施区域
- 主な眺望点
- 市境

出典：次の出典を基に作成した。

- 「千曲トレッキングマップ」(長野広域連合)
- 「篠ノ井茶臼山トレッキングコース」(長野市)
- 「信州千曲市」(千曲市経済部観光課)
- 千曲市資料

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」(平成20年8月 千曲市)及び国土地理院50,000分の1「長野」(平成10年2月)を使用したものである。

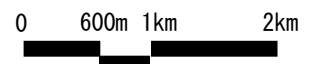
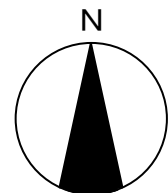


図 2-3-21 対象事業実施区域及びその周囲における主な眺望点

3 文化財

対象事業実施区域及びその周囲における文化財の分布状況は、表2-3-20及び図2-3-22に示すとおりである。

表 2-3-20 対象事業実施区域及びその周囲における文化財

番号	区分			名称	所在地						
1	国指定	記念物	史跡	埴科古墳群 (森將軍塚古墳、有明山將軍塚古墳、 倉科將軍塚古墳、土口將軍塚古墳)	千曲市大字森 長野市松代町岩野 ほか						
2				川柳將軍塚、姫塚古墳	長野市篠ノ井石川						
3			特別天然記念物	カモシカ	カモシカ	地域を定めず					
4					ライチョウ	地域を定めず					
5					柴犬	地域を定めず					
6			天然記念物	イヌワシ	イヌワシ	地域を定めず					
7					ヤマネ	地域を定めず					
8	国登録	有形文化財			登録有形文化財 (建造物)	龍洞院架道橋	千曲市大字桑原字小坂				
9			滝沢川橋梁	千曲市大字稲荷山							
10			日本クレーン協会長野支部博物館 (旧池田警察署庁舎)	長野市篠ノ井布施五明							
11	県指定	有形文化財	県宝(建造物)	武水別神社撰社高良社本殿	千曲市大字八幡						
12				松田家住宅主屋	千曲市大字八幡						
13				林正寺本堂および表門	長野市松代町清野						
14		記念物	史跡	天然記念物	武水別神社松田家館跡	千曲市大字八幡					
15					武水別神社社叢	千曲市大字八幡					
16					ミヤマモンキチョウ	地域を定めず					
17					ミヤマシロチョウ	地域を定めず					
18					クモツマキチョウ	地域を定めず					
19					タカネヒカゲ	地域を定めず					
20					ベニヒカゲ	地域を定めず					
21					クモマベニヒカゲ	地域を定めず					
22					オオイチモンジ	地域を定めず					
23					コヒオドシ	地域を定めず					
24					タカネキマダラセセリ	地域を定めず					
25					ヤリガタケシジミ	地域を定めず					
26					ホンシュウモモンガ	地域を定めず					
27					ホンドオコジョ	地域を定めず					
28					ヤツガシラ	地域を定めず					
29					ブッポウソウ	地域を定めず					
30					市指定	有形文化財	建造物	屋代小学校旧本館	千曲市大字屋代		
31								武水別神社神官 松田邸	千曲市大字八幡		
32								石造多層塔	長野市篠ノ井二ツ柳		
33								有旅の高札場	長野市篠ノ井有旅		
34								記念物	史跡	屋代城跡	千曲市大字屋代
35										塚穴古墳	千曲市大字稲荷山
36						北山古墳	千曲市大字生萱				
37						白塚古墳	千曲市大字森				
38						中郷神社前方後円墳	長野市篠ノ井塩崎				
39						鶴萩古墳	長野市篠ノ井塩崎				
40	池ノ上古墳	長野市篠ノ井塩崎									
41	丸山古墳群第4号墳	長野市篠ノ井石川									
42	越將軍塚古墳	長野市篠ノ井塩崎									
43	横田城跡	長野市篠ノ井会									
44	天然記念物	お稲荷様のケヤキ	お稲荷様のケヤキ	千曲市大字森							
45			天皇子神社のケヤキ	千曲市大字寂蒔							
46			中郷神社の社叢	長野市篠ノ井塩崎							

備考) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)、記念物(史跡、天然記念物)とした。

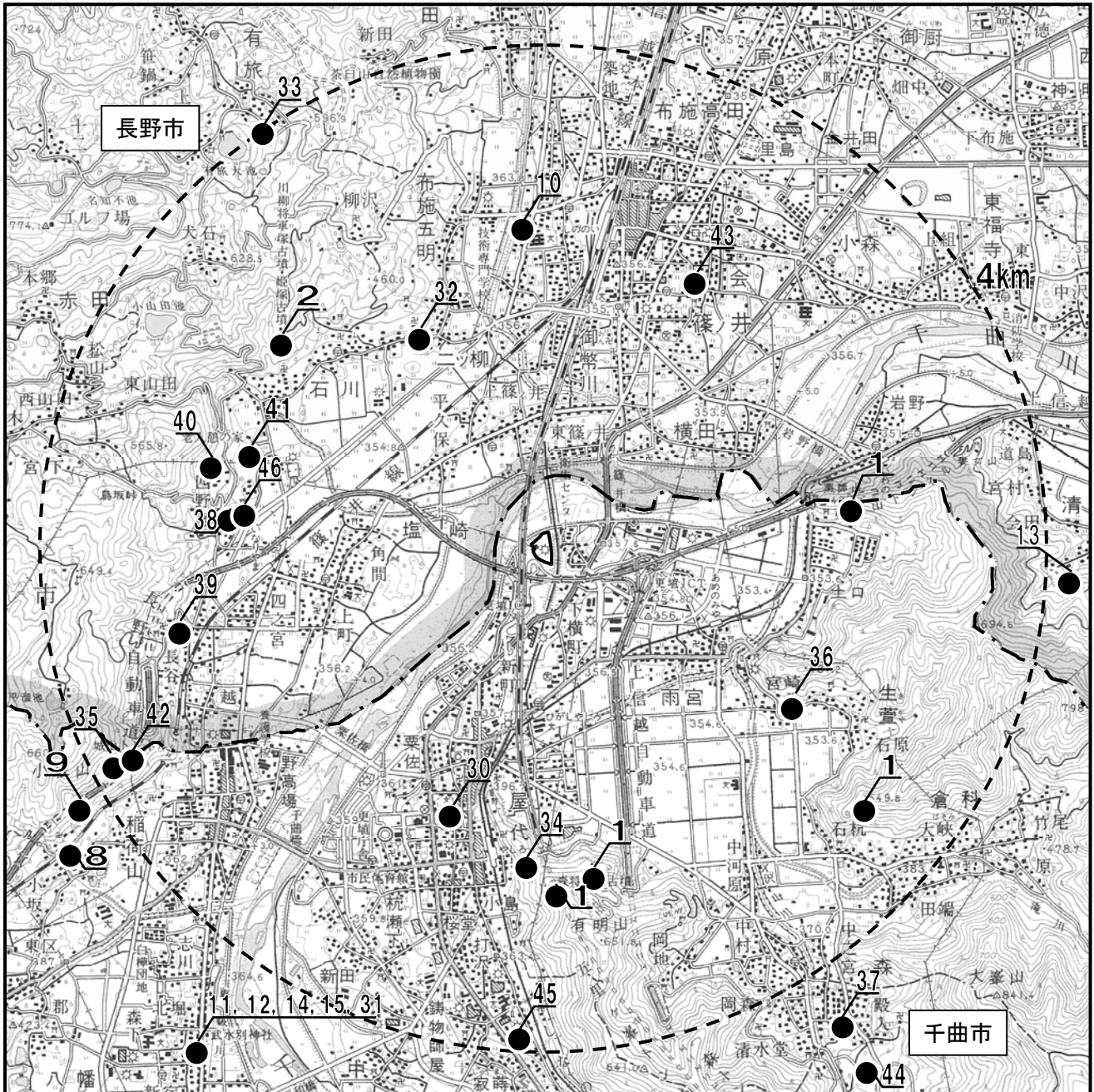
出典: 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)

「信州の文化財検索」(公益財団法人八十二文化財団ホームページ)

「文化財情報」(長野県ホームページ)

「千曲市文化財一覧」(千曲市ホームページ)

「長野市の文化財リスト」(長野市ホームページ)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 文化財位置

出典：次の出典を基に作成した。

- 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)
- 「信州の文化財検索」(公益財団法人八十二文化財団ホームページ)
- 「文化財情報」(長野県ホームページ)
- 「千曲市文化財一覧」(千曲市ホームページ)
- 「長野県千曲市遺跡分布図」(平成 20 年 3 月 千曲市教育委員会)
- 「長野市の文化財リスト」(長野市ホームページ)

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」(平成 20 年 8 月 千曲市)及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」(平成 10 年 2 月)を使用したものである。

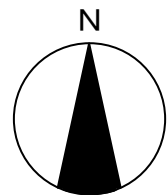


図 2-3-22 対象事業実施区域及びその周囲における文化財の位置

また、対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表2-3-21及び図2-3-23に示すとおりである。

対象事業実施区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

表 2-3-21 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡名	所在地	種別	年代	備考
A	城ノ内遺跡	千曲市大字屋代字城ノ内	集落跡	縄～中	遺跡の存在が確認されている。
B	竜王遺跡	千曲市大字屋代字高畑	散布地	弥～平	遺跡の内容が不確定及び破壊されてしまっている。

備考) 年代の記号の詳細は、次のとおりである。

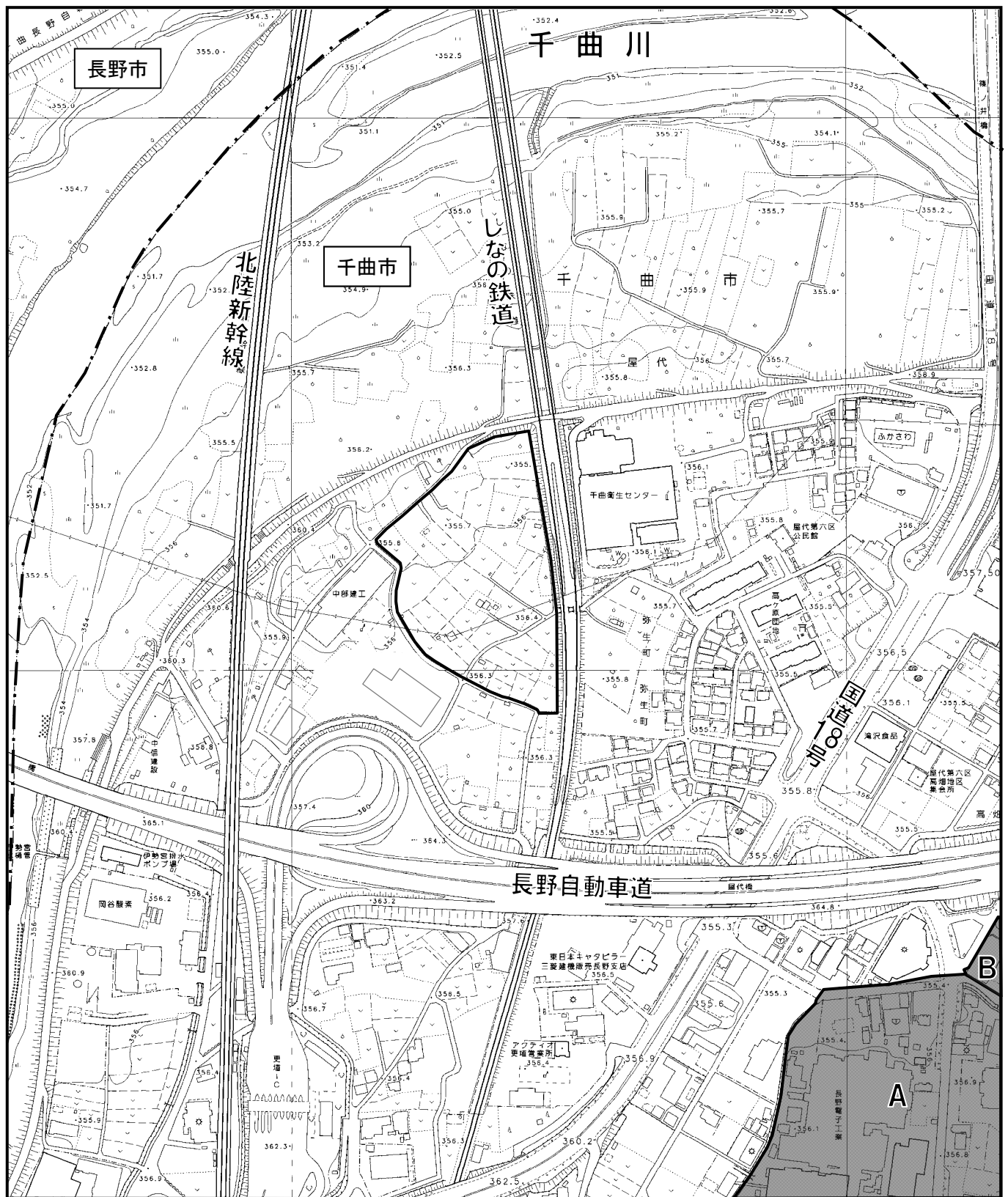
縄：縄文時代

弥：弥生時代

平：平安時代

中：中世（鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代）

出典：「長野県千曲市遺跡分布図」（平成20年3月 千曲市教育委員会）

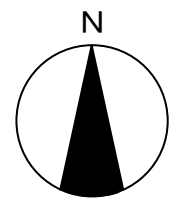


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 周知の埋蔵文化財包蔵地

出典：「長野県千曲市遺跡分布図」（平成 20 年 3 月 千曲市教育委員会）を基に作成

この地図は、2,500 分の 1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」（平成 18 年 千曲市）に加筆したものである。



0 50m 100m 200m

図 2-3-23 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地の位置

2.3.6 触れ合い活動の場の状況

1 主な人と自然との触れ合い活動の場の状況

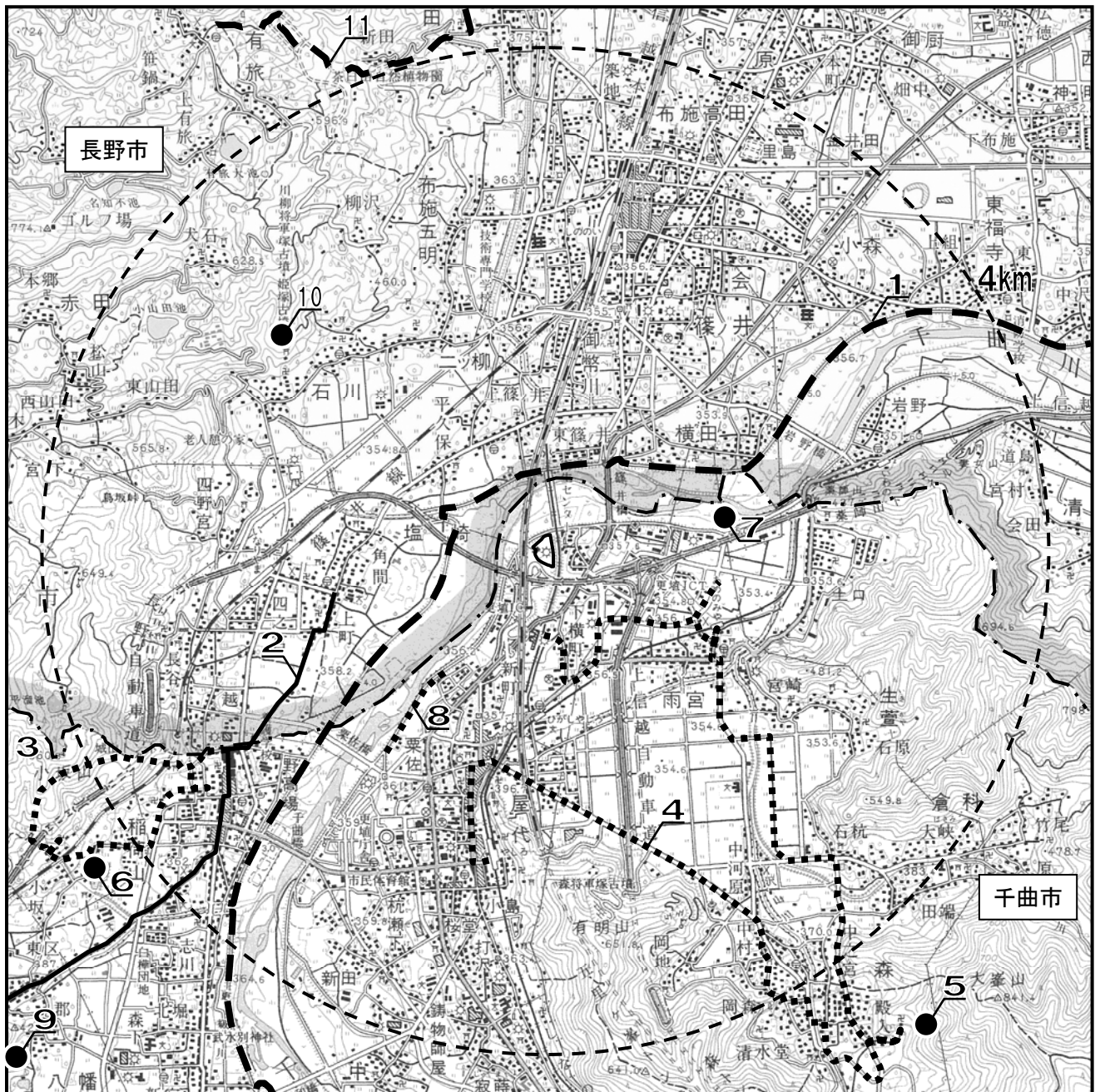
対象事業実施区域及びその周囲における主な人と自然との触れ合い活動の場は、表2-3-22及び図2-3-24に示すとおりである。

対象事業実施区域に最寄の人と自然との触れ合い活動の場としては、千曲川サイクリングロード(県道上田千曲長野自転車道線)があげられる。

表 2-3-22 主な人と自然との触れ合い活動の場の状況

番号	名称
1	千曲川サイクリングロード (一般県道上田千曲長野自転車道)
2	トレッキングコース(善光寺道コース)
3	篠山トレッキングコース
4	あんずの里のハイキングコース
5	観龍寺大峰自然探勝園
6	治田公園
7	千曲川ふれあい緑地
8	千曲川右岸桜つつみ(粟佐地区)
9	大雲寺自然探勝園
10	川柳将軍塚自然探勝園
11	篠ノ井茶臼山トレッキングコース

出典：「千曲トレッキングマップ」(長野広域連合)
「篠ノ井茶臼山トレッキングコース」(長野市)
「信州千曲市」(千曲市経済部観光課)
「さわやか信州旅.net:長野県公式観光Webサイト」
(信州・長野県観光協会ホームページ)
「平成24年版長野県環境白書」(平成25年1月 長野県)
千曲市資料



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 主な人と自然との触れ合い活動の場

出典：次の出典を基に作成した。

- 「千曲トレッキングマップ」(長野広域連合)
- 「篠ノ井茶臼山トレッキングコース」(長野市)
- 「信州千曲市」(千曲市経済部観光課)
- 「さわやか信州旅.net:長野県公式観光 Web サイト」
(信州・長野県観光協会ホームページ)
- 「平成 24 年版長野県環境白書」(平成 25 年 1 月 長野県)
- 千曲市資料

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」(平成 20 年 8 月 千曲市)及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」(平成 10 年 2 月)を使用したものである。

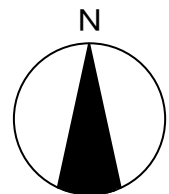


図 2-3-24 対象事業実施区域及びその周囲における主な人と自然との触れ合い活動の場

2 自然公園

「長野県環境白書」によると長野県には、国立公園が4地域、国定公園が3地域及び県立自然公園が6地域指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲に自然公園に指定された地域はない。

3 自然環境保全地域

対象事業実施区域及びその周囲において、自然環境保全地域に指定されている地域はない。なお、最寄りの自然環境保全地域としては、長野市北部の逆谷地湿原が指定されている。

4 郷土環境保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における郷土環境保全地域は、表2-3-23及び図2-3-25に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、3つの地域が郷土環境保全地域に指定されている。

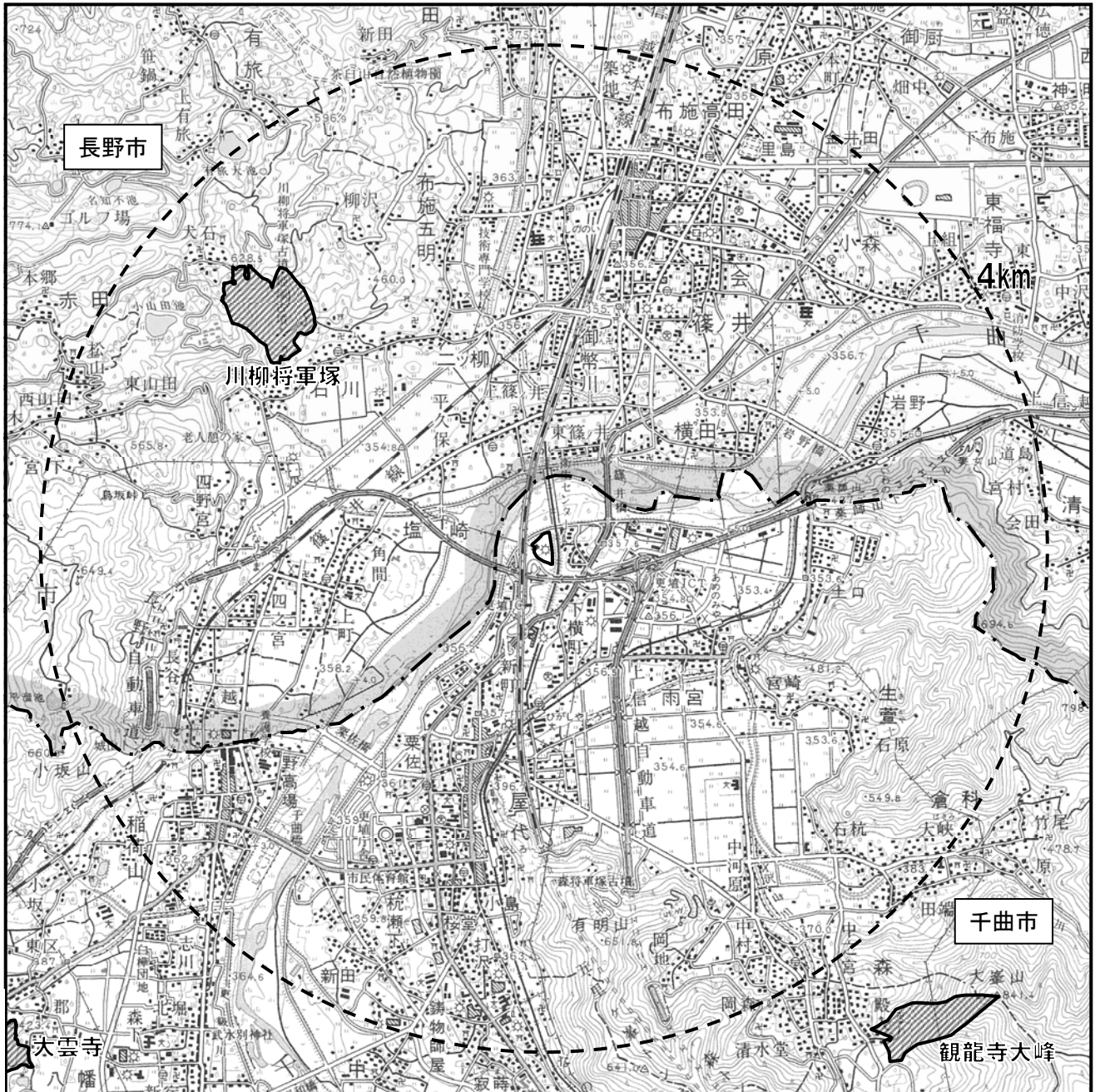
表 2-3-23 郷土環境保全地域

地域名	面積	指定年月日	指定理由
観龍寺大峰	22.93ha	昭和54年10月1日	郷土的・歴史的
大雲寺	9.80ha	昭和57年9月30日	市街地周辺・郷土的・歴史的
川柳将軍塚	34.80ha	昭和55年3月31日	郷土的・歴史的




出典：「長野県統合型地理情報システム」（長野県ホームページ）

5 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲に、風致地区に指定された地域はない。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  郷土環境保全地域

出典：「しんしゅうくらしのマップ」（長野県ホームページ）を基に作成

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月千曲市）及び国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

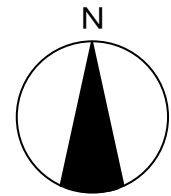


図 2-3-25 郷土環境保全地域の位置

2.3.7 大気質・水質等の状況

1 公害苦情の現況

対象事業実施区域を含む千曲市における、公害に関する苦情件数の推移は表2-3-24及び図2-3-26に示すとおりである。

平成24年度の公害に関する苦情の受付件数は33件である。苦情の種別（その他を除く）としては“水質汚濁”が最も多く、次いで“悪臭”となっている。

表 2-3-24 千曲市における公害苦情件数（平成 20～24 年度）

単位：件

区 分		年 度					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
典型 7 公害	大気汚染	8	22	7	3	2	
	水質汚濁	11	10	4	6	8	
	土壌汚染	0	0	0	0	0	
	騒音	騒音	4	6	5	6	3
		低周波	0	0	0	0	0
	振動	0	0	0	0	0	
	地盤沈下	0	0	0	0	0	
悪臭	1	7	1	2	7		
他 その	廃棄物投棄	1	1	0	0	0	
	その他	2	28	21	5	13	
合計		27	74	38	22	33	

出典：千曲市提供資料

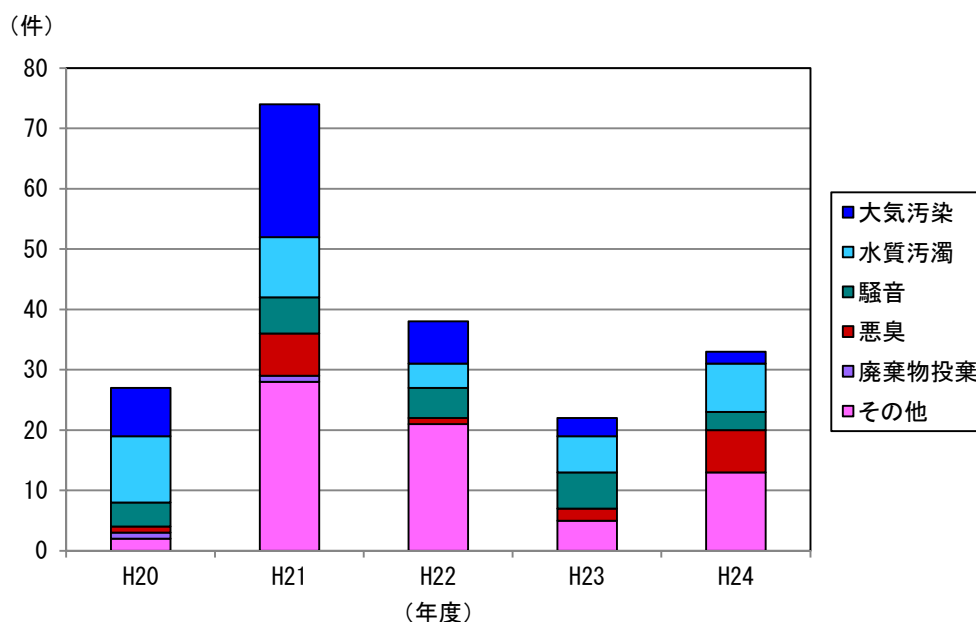


図 2-3-26 千曲市における公害苦情件数の推移（平成 20～24 年度）

2 大気質

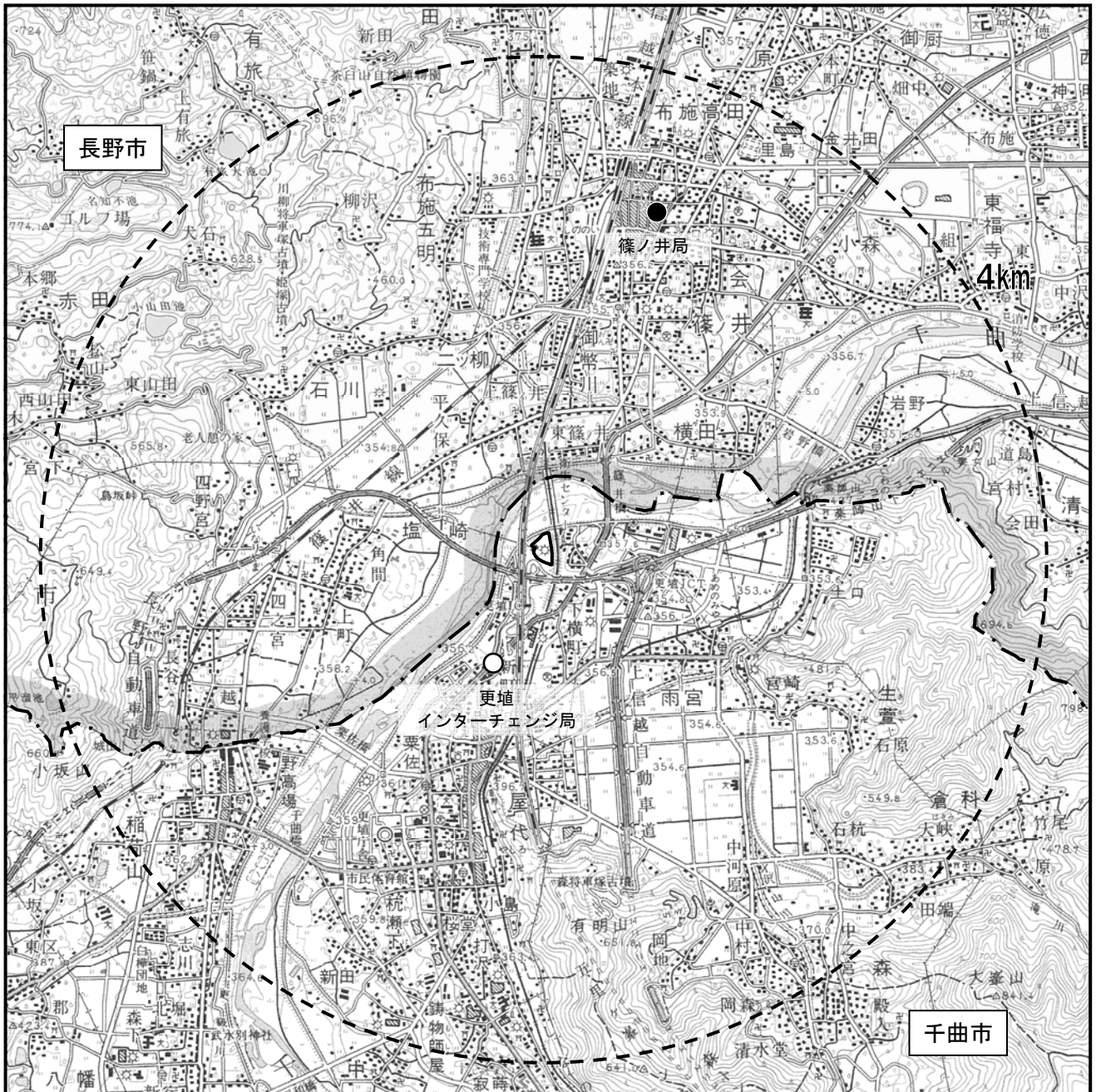
1) 大気汚染調査の状況

対象事業実施区域及びその周囲における大気汚染調査の状況は表2-3-25及び図2-3-27に示すとおりである。一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）が1局、自動車排ガス測定局（以下、「自排局」という）が1局配置されており、大気汚染に関する常時監視が行われている。

表 2-3-25 大気常時監視局所在地と測定項目

測定局			住所 (施設名又は所在地)	測定項目									調査機関	
種別	局の名称	用途地域の区分		二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	風向		風速
一般局	篠ノ井局	第1種住居地域	長野市篠ノ井 布施高田701-1	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	長野市
自排局	更埴インターチェンジ局	準工業地域	千曲市大字 粟佐1064-4	-	○	○	○	-	-	○	-	○	○	長野県

出典：「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）
「平成24年度 大気測定計画」（長野県）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 一般局
- 自排局

出典：次の資料を基に作成。
 「平成 24 年度大気汚染等測定結果」(平成 26 年 2 月 長野県)

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」(平成 20 年 8 月 千曲市)及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」(平成 10 年 2 月)を使用したものである。

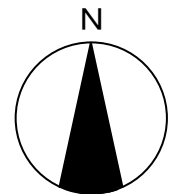


図 2-3-27 大気常時監視局の位置

2) 環境基準の達成状況

対象事業実施区域及びその周囲における平成24年度の環境基準の達成状況は、表2-3-26に示すとおりである。

表 2-3-26 大気汚染に係る環境基準と基準値適合状況（平成 24 年度）

項目		二酸化硫黄		二酸化窒素	浮遊 粒子状物質		一酸化炭素		光化学 オキシダント	微小 粒子状物質	
基準値		日平均値が 0.04ppm以下 かつ 1時間値が0.1ppm 以下		日平均値が 0.04ppm ～ 0.06ppmの ゾーン内 または それ以下	日平均値が 0.10mg/m ³ 以下 かつ 1時間値が 0.20mg/m ³ 以下		日平均値が 10ppm以下 かつ 8時間平均値 が20ppm以下		1時間値が 0.06ppm 以下	1年平均値が 15μg/m ³ 以下 であり、 かつ、 1日平均値が 35μg/m ³ 以下	
評価方法		長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	短期的 評価	長期的評価	
										長期 基準	短期 基準
一般局	篠ノ井局	○	○	○	○	○	-	-	×	-	-
自排局	更埴 インター チェンジ局	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○

備考) 1. 「○」は環境基準に適合 「×」は環境基準に不適合 「-」は調査なし

2. 環境基準の評価方法

<長期的評価>

- 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素
年間における1日平均値の高いほうから2%の値を除外した値で評価。
ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えた時は基準超過とする。
- 二酸化窒素
年間における1日平均値の低いほうから98%の値で評価。
- 微小粒子状物質
1年平均値（長期基準）及び日平均値の代表値としての年間98%値（短期基準）により評価。

<短期的評価>

- 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質
1日平均値、1時間値で評価
- 一酸化炭素
1日平均値、8時間平均値で評価
- 光化学オキシダント
1時間値で評価

なお、大気汚染防止の施策等の効果の判定は、長期的評価で行う。

出典：「平成24年度大気汚染等測定結果」（長野県）

(1) 二酸化硫黄

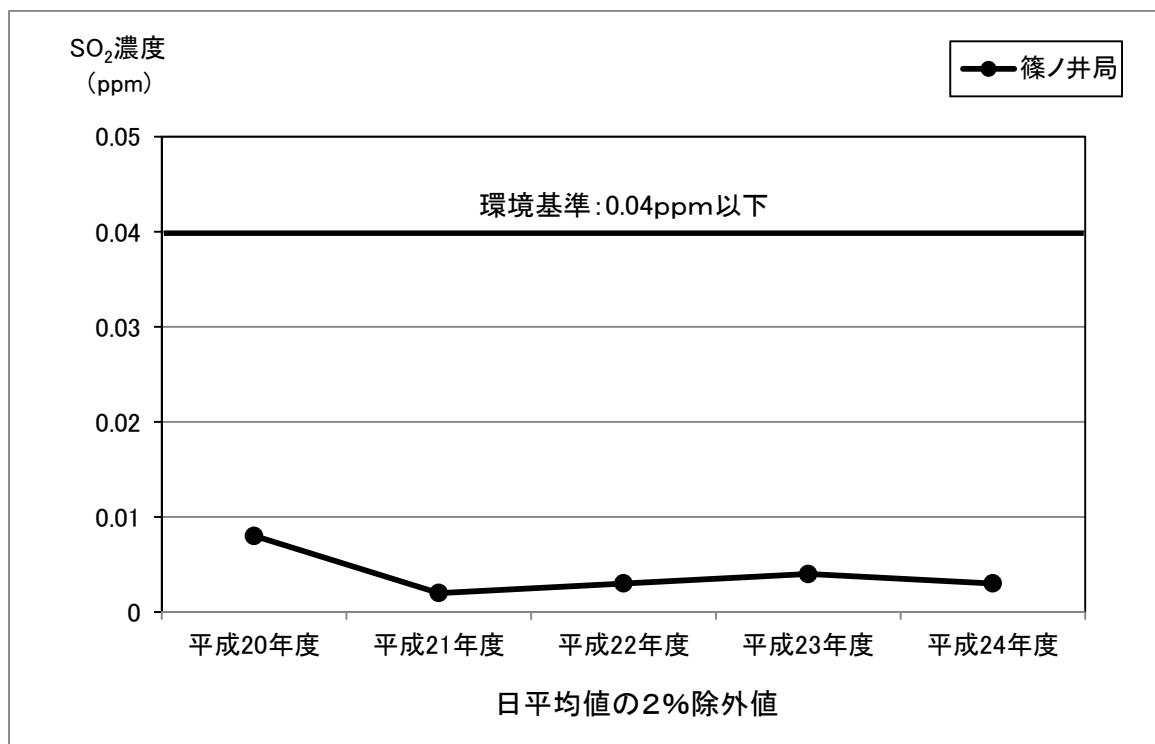
対象事業実施区域の周囲における二酸化硫黄の測定結果（平成24年度）は表2-3-27に、過去5年間に於ける日平均値の2%除外値の推移は図2-3-28に示すとおりである。

篠ノ井局では、いずれの年度においても環境基準を達成している。

表 2-3-27 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果 (平成 24 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準の評価									
				長期的評価					短期的評価				
				日平均の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 ^{注1)}	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間の最高値	評価 ^{注2)}
					ppm	有無		回	時間	%	日		
日	時間	ppm	ppm	有無	回	○×	時間	%	日	%	ppm	○×	
一般局 篠ノ井局	329	7,868	0.001	0.003	無	0	○	0	0.0	0	0.0	0.008	○

備考) 1. 環境基準の長期的評価
 次の①及び②に適合した場合「達成」と評価し○で表示、①または②のどちらかに適合しなかった場合「非達成」と評価し×で表示した。
 ①日平均値の2%除外値が0.04ppm以下、②日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
 2. 環境基準の短期的評価
 次の①及び②の両方に適合した場合「達成」と評価し○で表示、①または②のどちらかに適合しなかった場合「非達成」と評価し×で表示した。
 ①1時間値が0.1ppm以下、②日平均値がすべての有効日数で0.04ppm以下。
 出典：「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）



注) 平成21年については、有効測定時間6000時間未満の結果となっている。
 出典：次の資料を基に作成
 「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）
 「環境数値データベース」（独立行政法人 国立環境研究所ホームページ）

図 2-3-28 二酸化硫黄 (SO₂) の経年変化 (平成 20 年度～24 年度)

(2) 二酸化窒素

対象事業実施区域の周囲における二酸化窒素の測定結果（平成24年度）は表2-3-28に、過去5年間に於ける年間98%値の推移は図2-3-29に示すとおりである。

各測定局とも、いずれの年度においても環境基準を達成している。

表 2-3-28 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (平成 24 年度)

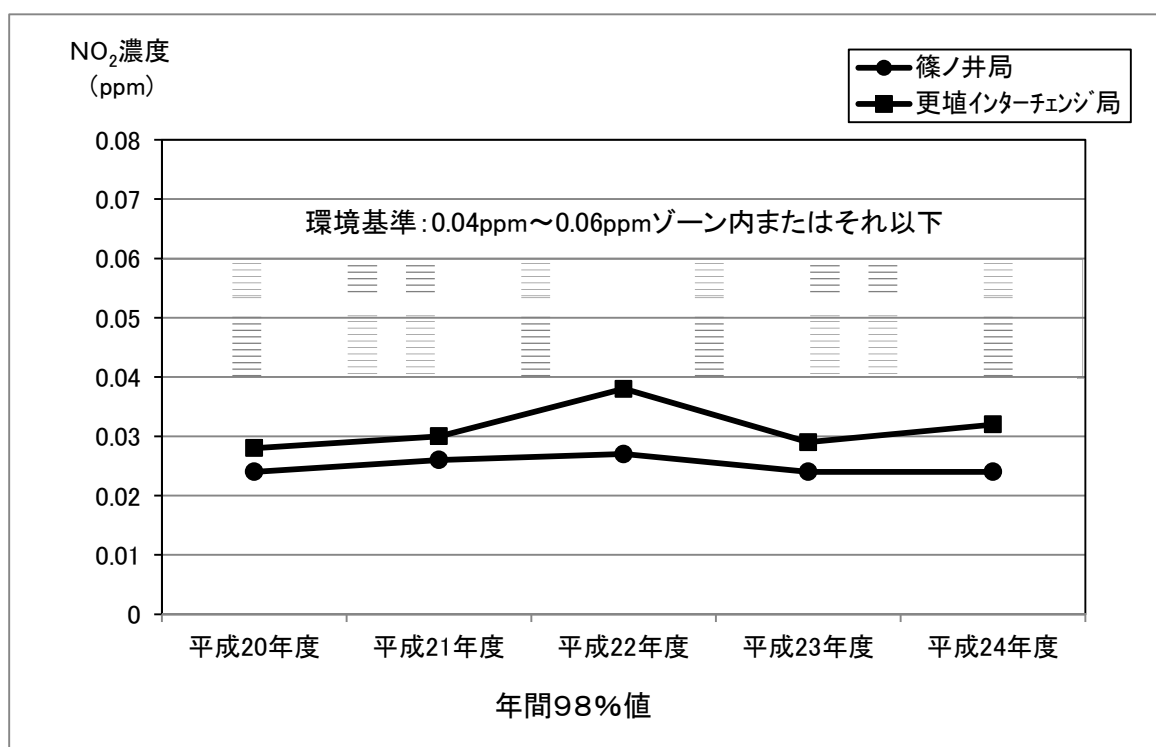
測定局		有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準の評価						
					日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	評価 ^注
					日	%	日	%	ppm	ppm	
一般局	篠ノ井局	363	8,598	0.010	0	0.0	0	0.0	0.051	0.024	○
自排局	更埴インターチェンジ局	364	8,738	0.016	0	0.0	1	0.3	0.057	0.032	○

備考) 環境基準の評価

次の①に適合した場合「達成」と評価し○で表示し、適合しなかった場合「非達成」と評価し×で表示した。

① 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）



出典：次の資料を基に作成

「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）

「環境数値データベース」（独立行政法人 国立環境研究所ホームページ）

図 2-3-29 二酸化窒素 (NO₂) の経年変化 (平成 20 年度～24 年度)

(3) 浮遊粒子状物質

対象事業実施区域の周囲における浮遊粒子状物質の測定結果（平成24年度）は表2-3-29に、過去5年間における日平均値の2%除外値の推移は図2-3-30に示すとおりである。

各測定局とも、いずれの年度においても環境基準を達成している。

表 2-3-29 浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（平成24年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準の評価										
				長期的評価					短期的評価					
				日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無とその回数	評価 ^(注1)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数と割合	1時間値の最高値	評価 ^(注2)				
日	時間	mg/m ³	mg/m ³	有無	回	○×	時間	%	日	%	mg/m ³	○×		
一般局 篠ノ井局	363	8,715	0.018	0.043	無	0	○	0	0.0	0	0.0	0.080	○	
自排局 更埴インターチェンジ局	350	8,472	0.020	0.041	無	0	○	0	0.0	0	0.0	0.105	○	

備考) 1. 環境基準の長期的評価

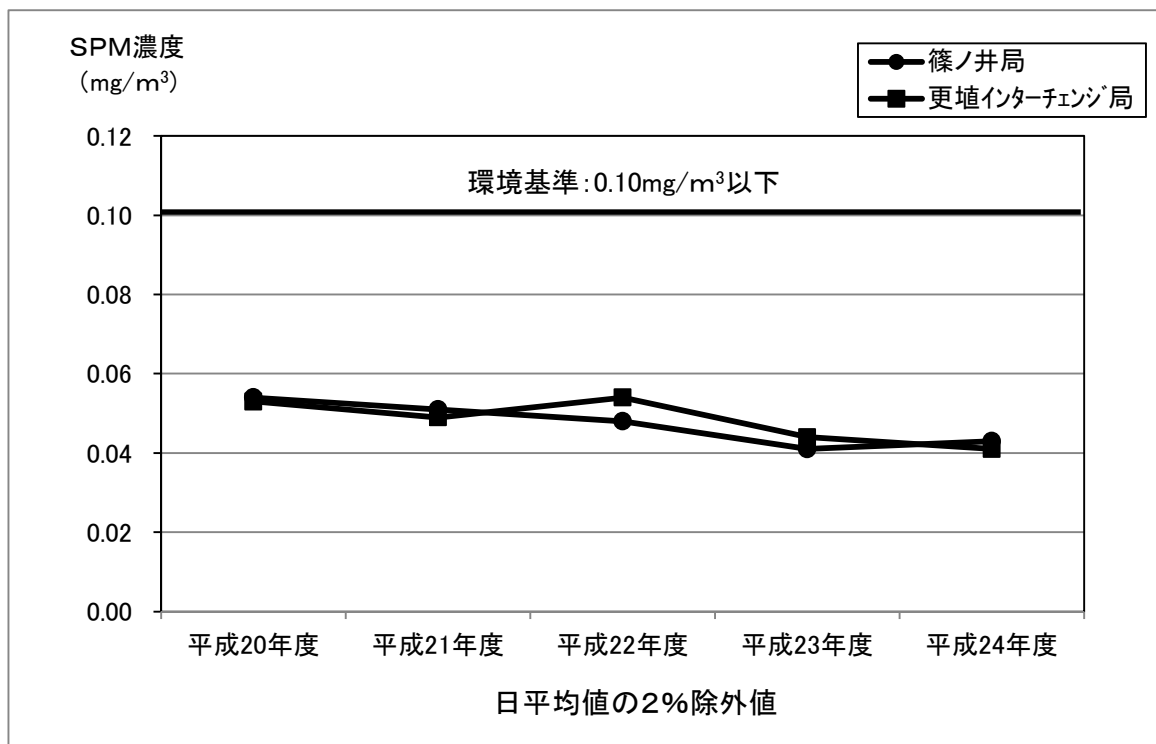
次の①及び②に適合した場合「達成」と評価し○で表示、①または②のどちらかに適合しなかった場合「非達成」と評価し×で表示した。

①日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下、②日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

2. 環境基準の短期的評価・・・次の①及び②の両方に適合した場合「達成」と評価し○で表示、①または②のどちらかに適合しなかった場合「非達成」と評価し×で表示した。

①1時間値が0.20mg/m³以下、②日平均値がすべての有効日数で0.10mg/m³以下。

出典：「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）



出典：次の資料を基に作成

「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）

「環境数値データベース」（独立行政法人 国立環境研究所ホームページ）

図 2-3-30 浮遊粒子状物質（SPM）の経年変化（平成20年度～24年度）

(4) 一酸化炭素

対象事業実施区域の周囲に、一酸化炭素の測定が行われている測定地点はない。

(5) 光化学オキシダント

対象事業実施区域の周囲における光化学オキシダントの測定結果（平成24年度）は表2-3-30に、過去5年間における昼間1時間値の最高値の推移は図2-3-31に示すとおりである。

篠ノ井局では、いずれの年度も環境基準が非達成の状況となっている。なお、光化学オキシダントについて、近年の環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 2-3-30 光化学オキシダント (Ox) の測定結果 (平成 24 年度)

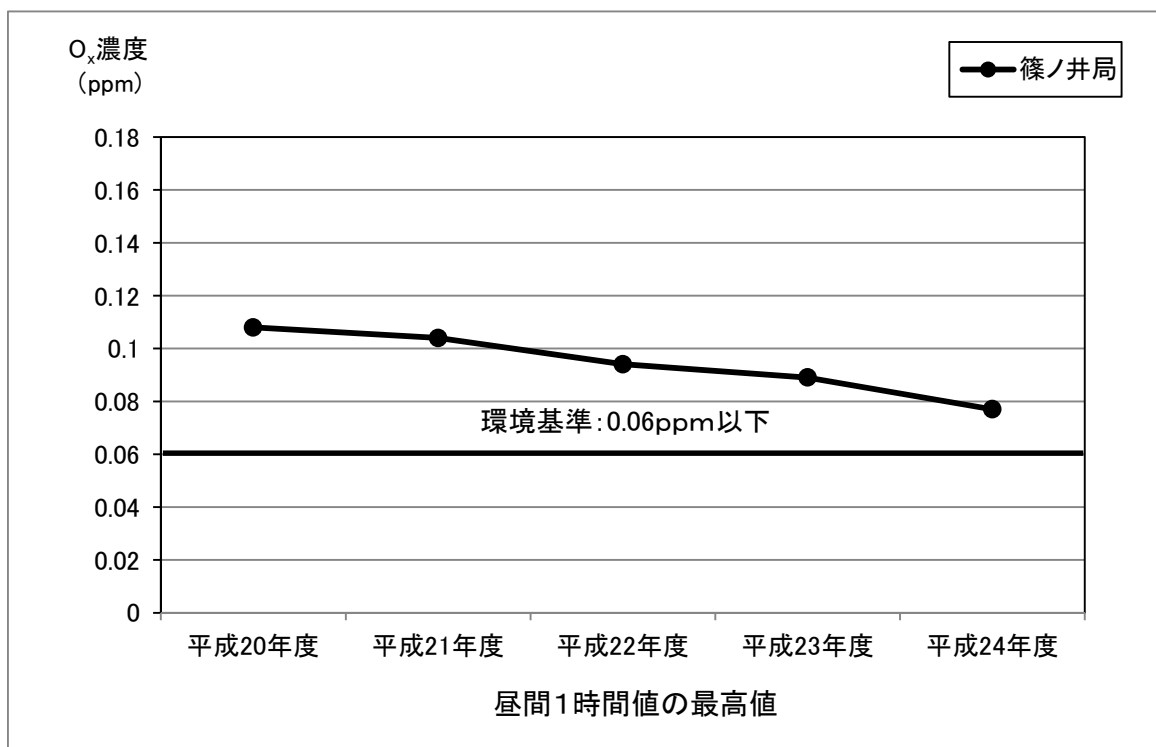
測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間1時間値の年平均値	環境基準の評価									
				昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値の最高値	評価
				時間	%	日	%	時間	%	日	%		
一般局 篠ノ井局	363	5,418	0.032	96	1.8	31	8.5	0	0.0	0	0.0	0.077	×

備考) 環境基準の評価

次の①に適合した場合「達成」と評価し○で表示し、適合しなかった場合「非達成」と評価し×で表示した。

①昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）



出典：次の資料を基に作成

「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）

「環境数値データベース」（独立行政法人 国立環境研究所ホームページ）

図 2-3-31 光化学オキシダント (Ox) の経年変化 (平成 20 年度～24 年度)

(6) 微小粒子状物質

対象事業実施区域の周囲における微小粒子状物質の測定結果（平成24年度）は表2-3-31に、過去3年間における年間98%値の推移は図2-3-32に示すとおりである。

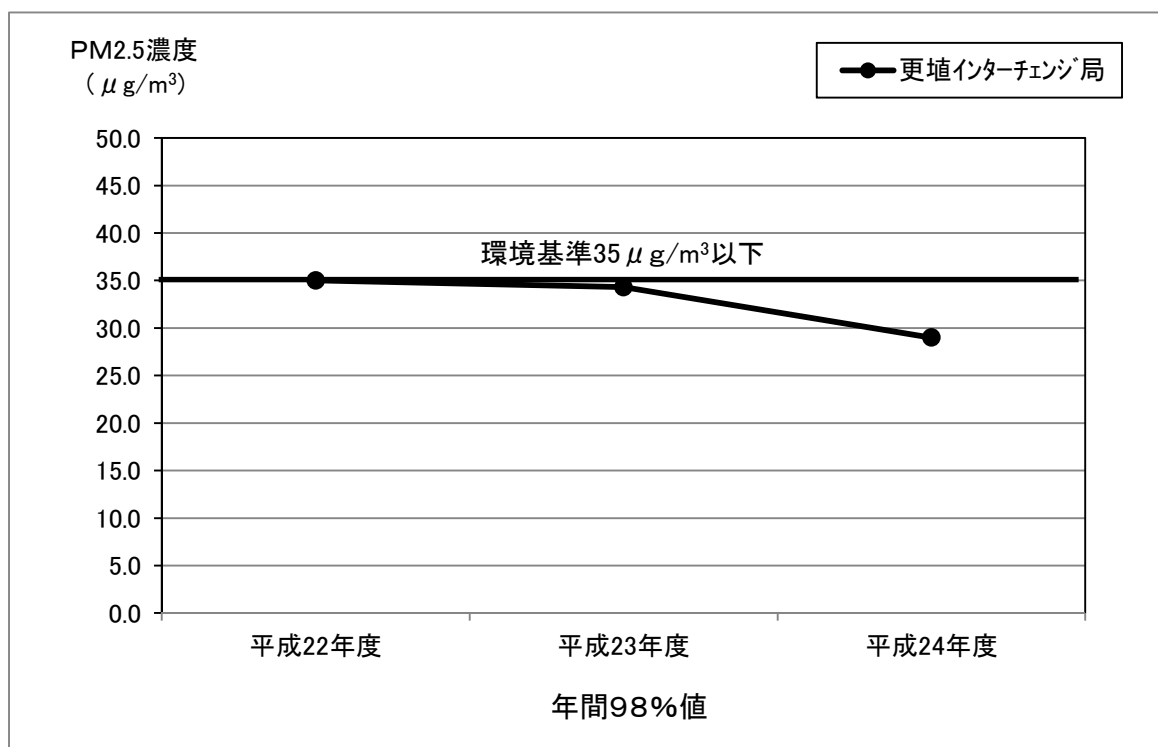
更埴インターチェンジ局では平成22年度から調査が行われており、短期基準、長期基準ともに環境基準を達成している。

表 2-3-31 微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（平成24年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値の最高値	環境基準の評価				
				年平均値	評価 ^(注1)	日平均値の年間98%値	98%値による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	評価 ^(注2)
				$\mu\text{g}/\text{m}^3$	○×	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	○×
自排局 更埴インターチェンジ局	363	8,733	180	12.5	○	29.0	0	○

- 備考) 1. 環境基準の長期基準
次の①に適合した場合「達成」と評価し○で表示、適合しなかった場合「非達成」と評価し×で表示した。
①1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。
2. 環境基準の短期基準
次の①に適合した場合「達成」と評価し○で表示、適合しなかった場合「非達成」と評価し×で表示した。
①日平均値の98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

出典：「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）



出典：次の資料を基に作成
「平成24年度大気汚染等測定結果」（平成26年2月 長野県）
「環境数値データベース」（独立行政法人 国立環境研究所ホームページ）

図 2-3-32 微小粒子状物質（PM2.5）の経年変化（平成22年度～24年度）

(7) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質については、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については環境基準が定められている。さらに、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及び無機ヒ素化合物については健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている。

篠ノ井局の結果は、表2-3-32に示すとおりである。いずれの物質においても、全ての年度で環境基準及び指針値を満足している。

表 2-3-32 有害大気汚染物質の測定結果（平成 20 年度～24 年度）

単位：μg/m³

測定地点 調査年度	篠ノ井局					環境基準	指針値
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度		
ベンゼン	1.2	0.98	0.92	0.96	1.2	3	—
トリクロロエチレン	0.7	0.4	0.4	0.3	0.7	200	—
テトラクロロエチレン	<0.17	<0.17	<0.17	<0.20	<0.40	200	—
ジクロロメタン	0.8	0.8	0.8	1.4	1.0	150	—
アクリロニトリル	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	—	2
塩化ビニルモノマー	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	—	10
水 銀	0.002	0.002	0.002	0.002	0.0016	—	0.04
ニッケル化合物	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	0.003	—	0.025
クロロホルム	0.09	0.07	0.10	0.13	0.5	—	18
1,2-ジクロロエタン	0.06	0.06	0.09	0.13	0.1	—	1.6
1,3-ブタジエン	0.13	0.08	0.09	0.07	<0.2	—	2.5
ヒ素及び無機ヒ素化合物	0.0024	0.0006	0.0005	0.0012	0.0008	—	0.006
クロム	—	—	—	—	<10	—	—
アセトアルデヒド	—	—	—	—	1.3	—	—
ホルムアルデヒド	—	—	—	—	1.9	—	—
塩化メチル	—	—	—	—	1.6	—	—
トルエン	—	—	—	—	6.9	—	—

出典：「平成24、25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

(8) ダイオキシン類

対象事業実施区域の周囲におけるダイオキシン類の測定結果のうち、最新の調査結果（平成24年度）は表2-3-33に、各地点の過去5年間の測定結果は表2-3-34に、調査地点の位置は図2-3-33に示すとおりである。

いずれの地点とも、全ての年度において環境基準を満足している。

表 2-3-33 最新のダイオキシン類（大気）調査結果（平成 24 年度）

区 分	地点 番号	調査地点名 (調査機関)	調査期間	大気 (pg-TEQ/m ³)		
				測定値	平均値	環境基準
一般環境	1	篠ノ井大気測定局 (長野市)	平成24年 4月17日～24日	0.019	0.020	0.6以下
			平成24年 7月 3日～10日	0.012		
			平成24年10月16日～23日	0.013		
			平成25年 1月10日～17日	0.036		
廃棄物 焼却炉周辺	3	千曲衛生センター (千曲市)	平成24年12月	0.024	-	

出典：「平成25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）
千曲市提供資料

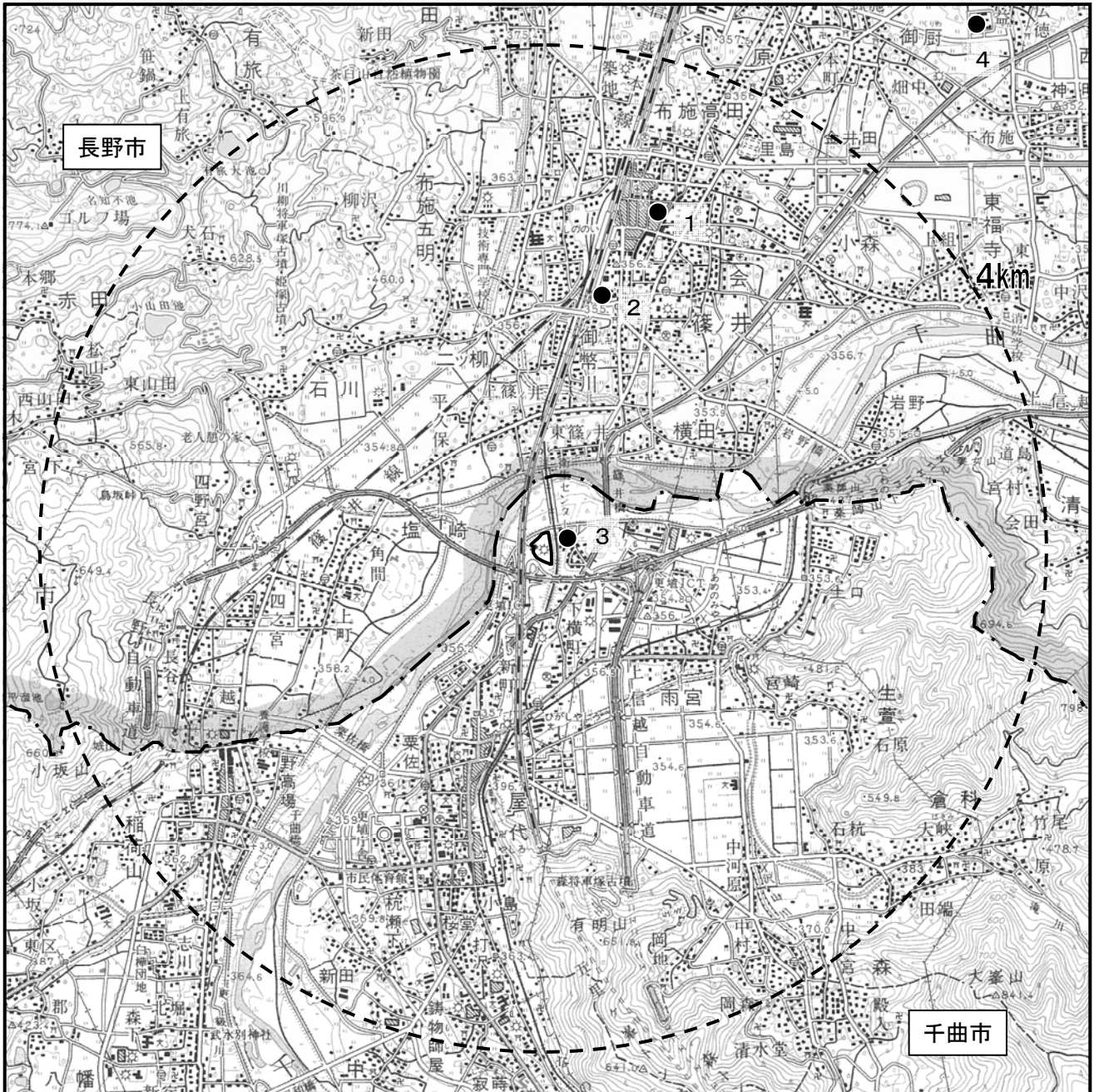
表 2-3-34 ダイオキシン類（大気）調査結果（平成 20～24 年度）

単位：pg-TEQ/m³

区 分	地点 番号	調査地点名 (調査機関)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般環境	1	篠ノ井大気測定局 (長野市)	-	-	-	0.025	0.020
	2	通明小学校 (長野市)	0.030	0.038	0.018	-	-
廃棄物 焼却炉周辺	3	千曲衛生センター (千曲市)	0.410	0.059	0.095	0.070	0.024
	4	広徳中学校 (長野市)	-	0.059	-	-	-

備考) 1. 「-」は測定なし
2. 結果は年平均値。

出典：「平成20年度～24年度大気汚染等測定結果」（長野県環境部水大気環境課）
「長野県のダイオキシン類対策」（長野県ホームページ）
「平成21年度版～25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）
千曲市提供資料



凡 例



対象事業実施区域



市境



ダイオキシン類（大気）調査地点

出典：次の資料を基に作成。

「平成20年度～24年度大気汚染等測定結果」（長野県環境部水大気環境課）

「長野県のダイオキシン類対策」（長野県ホームページ）

「平成21年度版～25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

千曲市提供資料

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

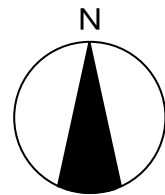


図 2-3-33 ダイオキシン類（大気）調査地点位置図

3 騒音

対象事業実施区域及びその周囲において、環境騒音の調査は実施されていない。

道路交通騒音については、面的評価と高速道路周辺の地点ごとに行われている高速道路騒音調査が実施されている。

1) 面的評価

対象事業実施区域及びその周囲で実施された平成24年度の道路交通騒音・面的評価結果は表2-3-35に示すとおりである。

表 2-3-35 道路交通騒音 面的評価結果（平成 24 年度）

路線名	区 間	評価 区間 延長	面的評価 対象戸数	昼間・夜間と も基準値以下 戸数	昼間のみ基準 値以下戸数	夜間のみ基準 値以下戸数	昼間・夜間と も基準値超過 戸数
		km	戸	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)
上信越自動車道	長野市松代町岩野～長野市若穂綿内	14.1	48	48 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
長野自動車道	長野市篠ノ井塩崎～長野市篠ノ井塩崎	4.2	16	16 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
一般国道403号	千曲市大字杭瀬下～千曲市大字稲荷山	3.0	302	302 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

出典：「平成25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）
千曲市提供資料

2) 高速道路騒音

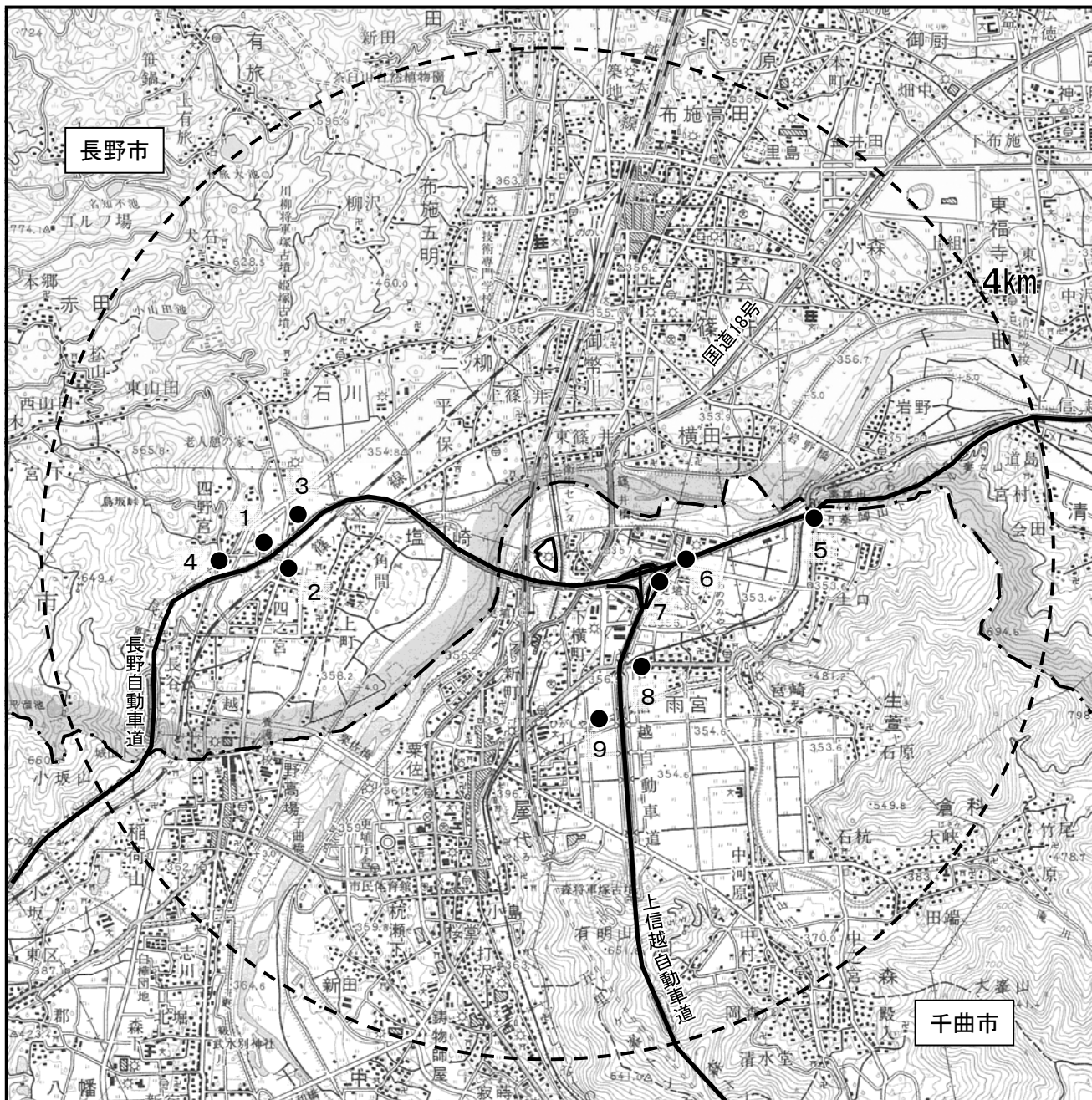
対象事業実施区域の周囲における平成24年度の高速道路騒音について、調査地点は図2-3-34に、調査結果は表2-3-36に示すとおりである。

表 2-3-36 高速道路騒音調査結果

地点 番号	路線名	測定場所	測定年	類型・区分			測定値 (デシベル)		調査 主体
				用途 地域	環境 基準	騒音 規制法	昼間	夜間	
1	長野自動車道	長野市篠ノ井塩崎四野宮	H24	7	B	b	55	54	長野市
2		長野市篠ノ井塩崎四野宮	H24	3	B	b	55	54	
3		長野市篠ノ井塩崎四野宮	H24	7	B	b	56	54	
4		長野市篠ノ井塩崎四野宮	H24	7	B	-	53	51	
5	上信越自動車道	千曲市大字土口	H24	7	A	-	53	50	千曲市
6		千曲市大字雨宮	H24	7	A	-	52	49	
7		千曲市大字雨宮	H24	5	C	-	56	56	
8		千曲市大字雨宮	H24	7	A	-	58	54	
9		千曲市大字屋代	H24	7	A	-	53	51	

備考) 用途地域 1:第1種・第2種低層住居専用地域
2:第1種・第2種中高層住居専用地域
3:第1種・第2種住居地域、準住居地域
4:近隣商業地域・商業地域
5:準工業地域・工業地域
6:工業専用地域
7:その他

出典：「平成25年版長野市環境白書」（長野市ホームページ）
千曲市提供資料



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 高速道路騒音調査地点
- 調査対象路線

出典：次の資料を基に作成
「平成25年版長野市環境白書」（長野市ホームページ）
千曲市提供資料

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

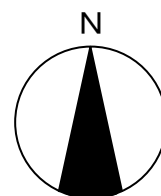


図 2-3-34 一般道路騒音・高速道路騒音調査地点位置図

4 振動

対象事業実施区域及びその周囲において、環境振動及び道路交通振動の調査は実施されていない。

5 低周波音

対象事業実施区域及びその周囲において、低周波音の調査は実施されていない。

6 悪臭

対象事業実施区域及びその周囲において、悪臭の調査は実施されていない。

7 水質

1) 水質調査結果

対象事業実施区域及びその周囲で実施されている水質調査の調査地点は、表2-3-37及び図2-3-35に示すとおりである。

表 2-3-37 調査地点における測定項目（平成 24 年度）

	地点 番号	河川・調査地点名	測定項目	
			生活環境項目	健康項目
河川	1	千曲川（千曲橋）	○	○
	2	千曲川（土口）	○	-
	3	佐野川	○	-
	4	治田川	○	-
	5	五十里川	○	-
	6	伊勢宮川	○	-
	7	尾米川	○	-
	8	一丁田川	○	-
	9	沢山川	○	-
	10	新田用水	○	-
	11	三ヶ用水	○	-
	12	大払堰	○	○
	13	岡田川	○	○
	14	聖川	○	○
湖沼	15	有旅大池	○	-

備考）生活環境項目とは、「生活環境の保全に関する環境基準」の項目、健康項目とは、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目のことである。

出典：「平成24年度地点別公共用水域水質常時監視結果」（長野県ホームページ）
「平成25年度版長野市環境白書データ編」（長野市ホームページ）
千曲市提供資料



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 水質調査地点（環境基準点）
- 水質調査地点（その他）

出典：次の資料を基に作成。
 「平成 24 年度地点別公共用水域水質常時監視結果」（長野県ホームページ）
 千曲市提供資料

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

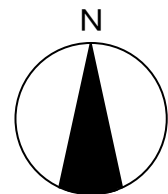


図 2-3-35 水質調査地点位置図

千曲川（千曲橋）は環境基準点となっており、河川A類型の環境基準が適用される。過去5年分における調査結果の経年変化は表2-3-38に、水質汚濁の指標とされるBODの経年変化は図2-3-36に示すとおりである。

いずれの年度も、大腸菌群数が基準値を超過しているほかは、平成24年度のBODを除き、全ての項目において環境基準を満足している。

表 2-3-38 環境基準点における調査結果（平成20年度～24年度）

項目	河川・調査地点名	基準値 (河川A類型)	千曲川（千曲橋）				
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
生活環境項目	pH	6.5以上8.5以下	7.3～8.4	6.7～8.2	6.6～8.4	7.1～8.8	7.1～7.9
	BOD (mg/L)	2以下	1.0 (1.1)	1.5 (1.7)	1.4 (1.6)	1.4 (1.4)	1.9 (2.1)
	SS (mg/L)	25以下	6.0	9.0	8.0	14	8.0
	DO (mg/L)	7.5以上	11	11	10	11	11
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	19,000	19,000	9,800	8,400	16,000
	全窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	全磷 (mg/L)	-	-	-	-	-	-
健康項目	カドミウム (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
		0.003以下	-	-	-	-	<0.0003
	全シアン (mg/L)	検出されないこと。	ND	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛 (mg/L)	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/L)	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	砒素 (mg/L)	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/L)	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-	-
	PCB (mg/L)	検出されないこと。	ND	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-
		0.1以下	-	-	<0.01	<0.01	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム (mg/L)	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン (mg/L)	0.03以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン (mg/L)	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	1.6	1.4	1.5	1.5	1.5
	ふっ素 (mg/L)	0.8以下	0.16	0.10	0.10	0.11	0.09
ほう素 (mg/L)	1以下	0.06	0.03	0.06	0.04	0.06	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	-	-	<0.005	<0.005	-	

備考) 1. () 内は75%値を示す。BODについては基準値と75%値を比較し評価を行う。

2. 「ND」は未検出 「-」は調査なし

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（健康項目）については、平成21年11月30日付の環境省告示第78号において1,1-ジクロロエチレンの基準値の変更及び健康項目に1,4-ジオキサンが追加されている。また、平成23年10月27日付の環境省告示第94号においてカドミウムの基準値の変更が行われている。

次の資料を基に作成。

出典：「平成20年度～24年度水質・大気・化学物質測定結果について」（長野県ホームページ）

「平成20年度～平成24年度地点別公共用水域水質常時監視結果」（長野県ホームページ）

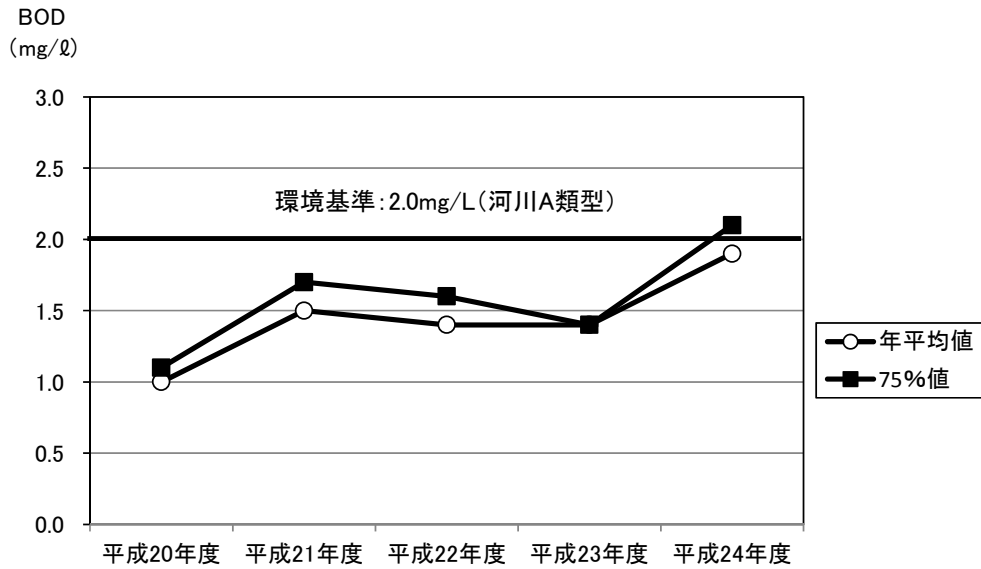


図 2-3-36 千曲川（千曲橋）におけるBODの経年変化（平成20年度～24年度）

環境基準点以外の地点における水質調査結果については、表2-3-39(1), (2)に示すとおりである。

表 2-3-39(1) 水質調査結果（平成24年度 千曲市実施分）

河川・調査地点名		千曲川（土口）		佐野川		治田川		五十里川	
		H24年7月	H24年11月	H24年7月	H24年11月	H24年7月	H24年11月	H24年7月	H24年11月
生活環境項目	pH	7.6	7.4	6.8	4.8	7.8	7.8	7.9	7.6
	BOD (mg/L)	2.5	2.6	1.5	0.8	2.0	1.4	1.8	1.7
	SS (mg/L)	25	3	3	<1	8	2	18	5
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	92,000	54,000	16,000	79	54,000	9,200	54,000	92,000

河川・調査地点名		伊勢宮川		尾米川		一丁田川		沢山川	
		H24年7月	H24年11月	H24年7月	H24年11月	H24年7月	H24年11月	H24年7月	H24年11月
生活環境項目	pH	8.1	7.5	7.8	7.6	8.0	7.4	7.6	7.5
	BOD (mg/L)	2.1	1.3	2.8	2.3	6.0	13.0	4.0	2.7
	SS (mg/L)	13	5	21	2	8	6	19	3
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	24,000	17,000	110,000	28,000	280,000	160,000	16,000	92,000

河川・調査地点名		新田用水		三ヶ用水	
		H24年7月	H24年11月	H24年7月	H24年11月
生活環境項目	pH	8.2	7.4	7.6	7.7
	BOD (mg/L)	2.3	1.6	3.2	1.9
	SS (mg/L)	24	3	14	4
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	54,000	24,000	240,000	35,000

出典：千曲市提供資料

表 2-3-39(2) 水質調査結果（平成 24 年度 長野市実施分）

項目	河川・調査地点名	大払堰	岡田川	聖川	有旅大池
		年平均	年平均	年平均	年平均
生活環境項目	pH	8.7	8.3	8.6	7.8
	BOD (mg/L)	1.3	1.1	1.3	2.1
	COD (mg/L)	2.4	3.6	3.9	11
	SS (mg/L)	10	41	8	12
	DO (mg/L)	12	11	13	9.3
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	24,000	24,000	250,000	11,000
	全窒素 (mg/L)	1.6	1.6	0.58	1.1
	全磷 (mg/L)	0.045	0.057	0.064	0.11
	亜鉛 (mg/L)	0.032	0.021	0.018	0.022
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-
	全シアン (mg/L)	ND	ND	ND	-
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	-
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	-
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	-
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
	アルキル水銀 (mg/L)	-	-	-	-
	PCB (mg/L)	-	-	-	-
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	-
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	-
	シス-1,2ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	-
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
	チラウム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	-
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	-
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	-
	硝酸性窒素 (mg/L)	1.4	1.4	0.51	-
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.4	1.4	0.53	-
	ふっ素 (mg/L)	0.18	0.17	<0.08	-
	ほう素 (mg/L)	0.05	0.05	0.02	-
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	-

備考) 「ND」は未検出 「-」は調査なし

出典: 「平成25年度版長野市環境白書データ編」(長野市ホームページ)

2) 水質及び底質のダイオキシン類調査結果

対象事業実施区域及びその周囲における、過去5年間の水質及び底質のダイオキシン類調査地点は図2-3-37に、調査結果は表2-3-40に示すとおりである。

水質と底質ともに、いずれの地点においても環境基準を満足している。

表 2-3-40 ダイオキシン類（水質及び底質）調査結果（平成20年度～24年度）

地点 番号	河川名・調査地点	年 度	水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g)	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
①	千曲川 千曲橋	H20	0.29	1以下	9.3	150以下
		H24	0.047		0.23	
②	岡田川 篠ノ井御幣川：見六橋上流50m	H20	0.96		3.8	
	岡田川 篠ノ井横田：見六橋上流	H24	0.87		0.74	
③	大払堰 篠ノ井横田：小森第一排水機場付近	H23	0.21		2.3	
④	聖川 篠ノ井塩崎：平久保橋下流	H22	0.66		0.58	

出典：「平成20年度～24年度水質・大気・化学物質測定結果について」（長野県ホームページ）
「平成21年度～25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- ダイオキシン類（水質及び底質）調査地点

出典：次の資料を基に作成

「平成 20 年度～24 年度水質・大気・化学物質測定結果について」
 (長野県ホームページ)

「平成 19 年度～23 年度版長野市環境白書」(長野市ホームページ)

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」(平成 20 年 8 月 千曲市)及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」(平成 10 年 2 月)を使用したものである。

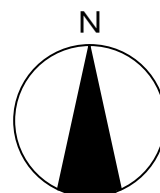


図 2-3-37 ダイオキシン類（水質及び底質）調査地点位置図

3) 水生生物による水質調査結果

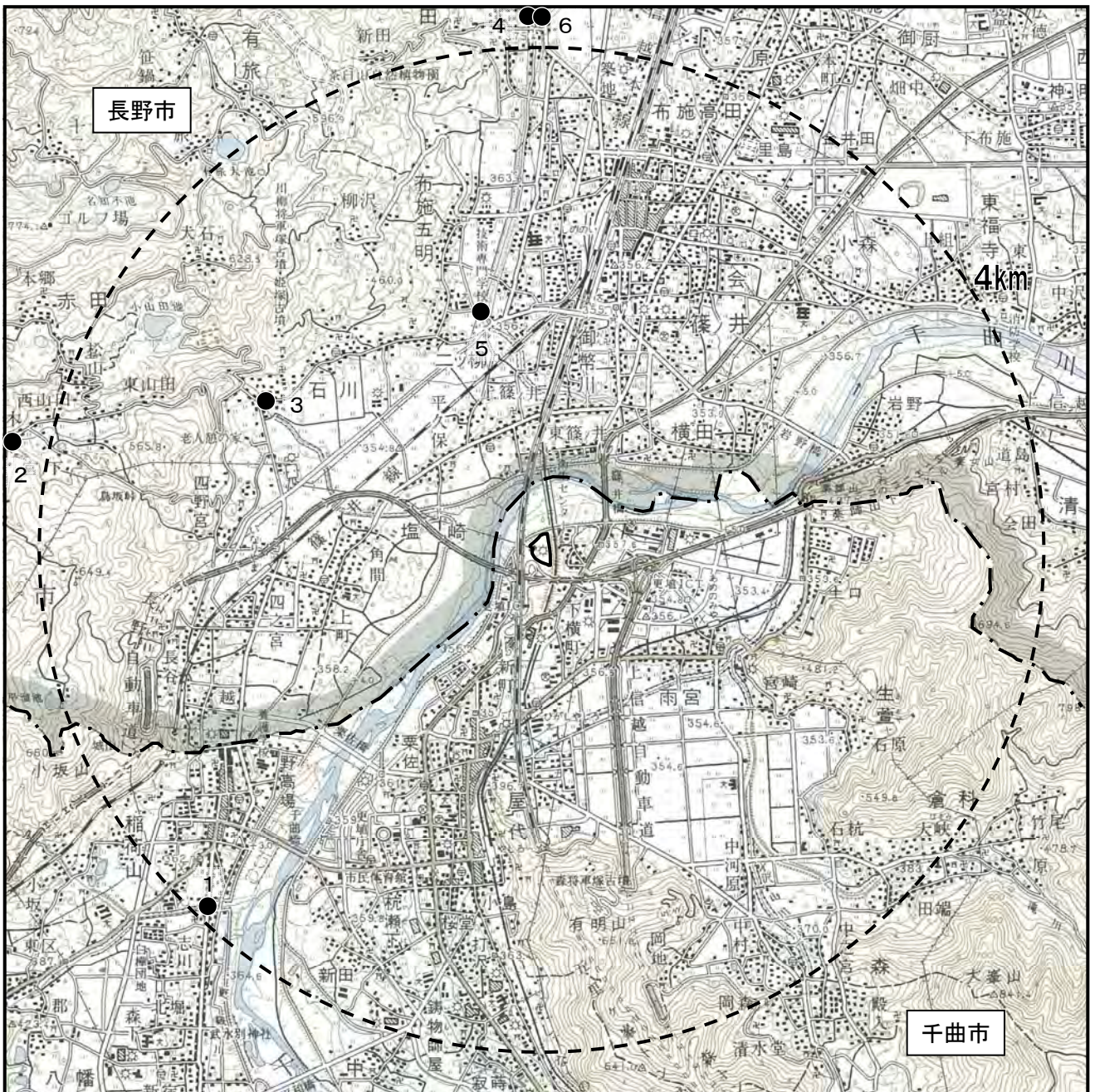
対象事業実施区域及びその周囲における水生生物による水質調査について、千曲市では平成22年度に、長野市では平成20年度に最新の調査が行われている。

調査結果は表2-3-41に、調査地点は図2-3-38に示すとおりである。

表 2-3-41 水生生物による水質調査結果

年 度	河 川	地点 番号	地 点	代表的な指標生物	水質階級
H22	佐野川	1	佐野川	ミズムシ	Ⅲ
H20	聖川	2	戸口橋	カワニナ、ヒル	Ⅱ
		3	聖川橋	カワゲラ、ヤマトビケラ	Ⅰ
	岡田川	4	岡田児童館西	ヒル、ミズムシ	Ⅲ
		5	篠ノ井西小学校南	アメリカザリガニ	Ⅳ
	上堰	6	岡田児童館東	-	判定不能

出典：「平成22年度千曲市主要河川環境調査報告書」（平成23年2月 千曲市）
「平成25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 水生生物調査地点

出典：次の資料を基に作成

- 「平成 22 年度千曲市主要河川環境調査報告書」（平成 23 年 2 月 千曲市）
- 「平成 23 年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

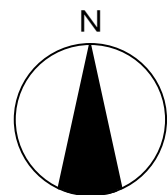


図 2-3-38 水生生物による水質調査地点位置図

8 地下水

1) 地下水質

対象事業実施区域及びその周囲の地下水質については平成24年度の概況調査が2か所、継続監視調査が3か所で行われており、それぞれの調査結果は表2-3-42(1), (2)に示すとおりである。

千曲市の土口①及び土口②で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を、それぞれ超過しているものの、その他の項目については環境基準及び指針値を満足している。また、長野市の概況調査地点では、全ての項目で環境基準及び指針値を満足している。

表 2-3-42(1) 地下水質調査結果 (概況調査 平成 24 年度)

項目	調査地点	環境基準 ・指針値	長野市		
			篠ノ井岡田	篠ノ井東福寺	
井戸深度 (m)	(m)	—	不明	不明	
浅井戸深井戸の別		—	不明	不明	
用途		—	生活用水井戸	生活用水井戸	
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	
	全シアン (mg/L)	検出されないこと。	<0.1	<0.1	
	鉛 (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.005	<0.005	
	六価クロム (mg/L)	0.05mg/L以下	<0.02	<0.02	
	砒素 (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.005	<0.005	
	総水銀 (mg/L)	0.0005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと。	—	—	
	P C B (mg/L)	検出されないこと。	<0.0005	<0.0005	
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004mg/L以下	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1mg/L以下	<0.002	<0.002	
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.002	<0.002	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.002	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1mg/L以下	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.03mg/L以下	<0.002	<0.002	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	
	チウラム (mg/L)	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	
	シマジン (mg/L)	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	
	チオベンカルブ (mg/L)	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	
	ベンゼン (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	
	セレン (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.002	<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10mg/L以下	1.0	3.4	
	硝酸性窒素 (mg/L)	—	1.0	3.4	
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	<0.02	<0.02	
	ふっ素 (mg/L)	0.8mg/L以下	<0.08	0.22	
	ほう素 (mg/L)	1mg/L以下	<0.02	0.05	
	要監視項目	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005
		クロホルム (mg/L)	0.06mg/L以下	<0.003	<0.003
		1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	0.06mg/L以下	<0.006	<0.006
		p-ジクロロベンゼン (mg/L)	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02
		イソキサチオン (mg/L)	0.008mg/L以下	<0.0008	<0.0008
		ダイアジノン (mg/L)	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005
		フェニトロチオン (MEP) (mg/L)	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003
		イソプロチオラン (mg/L)	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004
		オキシ銅 (有機銅) (mg/L)	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004
		クロタロニル (TPN) (mg/L)	0.05mg/L以下	<0.004	<0.004
		プロピザミド (mg/L)	0.008mg/L以下	<0.0008	<0.0008
		EPN (mg/L)	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006
		ジクロロボス (DDVP) (mg/L)	0.008mg/L以下	<0.001	<0.001
		フェノブカルブ (BFMC) (mg/L)	0.03mg/L以下	<0.002	<0.002
		イプロベンホス (IBP) (mg/L)	0.008mg/L以下	<0.0008	<0.0008
		クロロニトロフェン (CNP) (mg/L)	—	<0.0001	<0.0001
トルエン (mg/L)		0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	
キシレン (mg/L)		0.4mg/L以下	<0.04	<0.04	
フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)		0.06mg/L以下	<0.006	<0.006	
ニッケル (mg/L)		—	<0.001	<0.001	
モリブデン (mg/L)		0.07mg/L以下	<0.007	<0.007	
アンチモン (mg/L)		0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	
全マンガン (mg/L)		0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	
ウラン (mg/L)		0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	
その他		フェノール (mg/L)	—	<0.001	<0.001
		ホルムアルデヒド (mg/L)	—	<0.1	<0.1

出典：「平成24年度地下水質測定結果」(長野県ホームページ)

表 2-3-42(2) 地下水質調査結果(継続監視調査 平成 24 年度)

項 目	調査地点	環境基準 ・指針値	千曲市		
			土口①	土口②	屋代
井戸深度	(m)	-	5.0	不明	20.0
浅井戸深井戸の別		-	浅井戸	不明	深井戸
用途	(mg/L)	-	生活用水井戸	その他の井戸	生活用水井戸
環境基準項目	カドミウム	(mg/L) 0.003mg/L以下	-	-	-
	全シアン	(mg/L) 検出されないこと。	-	-	-
	鉛	(mg/L) 0.01mg/L以下	-	-	-
	六価クロム	(mg/L) 0.05mg/L以下	-	-	-
	砒素	(mg/L) 0.01mg/L以下	-	-	-
	総水銀	(mg/L) 0.0005mg/L以下	-	-	-
	アルキル水銀	(mg/L) 検出されないこと。	-	-	-
	P C B	(mg/L) 検出されないこと。	-	-	-
	ジクロロメタン	(mg/L) 0.02mg/L以下	-	-	-
	四塩化炭素	(mg/L) 0.002mg/L以下	-	-	-
	塩化ビニルモノマー	(mg/L) 0.002mg/L以下	-	-	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L) 0.004mg/L以下	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L) 0.1mg/L以下	-	-	<0.01
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L) 0.04mg/L以下	-	-	<0.004
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L) -	-	-	<0.002
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L) -	-	-	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L) 1mg/L以下	-	-	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L) 0.006mg/L以下	-	-	-
	トリクロロエチレン	(mg/L) 0.03mg/L以下	-	-	<0.002
	テトラクロロエチレン	(mg/L) 0.01mg/L以下	-	-	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L) 0.002mg/L以下	-	-	-
	チウラム	(mg/L) 0.006mg/L以下	-	-	-
	シマジン	(mg/L) 0.003mg/L以下	-	-	-
	チオベンカルブ	(mg/L) 0.02mg/L以下	-	-	-
	ベンゼン	(mg/L) 0.01mg/L以下	-	-	-
	セレン	(mg/L) 0.01mg/L以下	-	-	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L) 10mg/L以下	12	29	-
	硝酸性窒素	(mg/L) -	12	29	-
亜硝酸性窒素	(mg/L) -	0.04	0.28	-	
ふっ素	(mg/L) 0.8mg/L以下	-	-	-	
ほう素	(mg/L) 1mg/L以下	-	-	-	
1,4-ジオキサン	(mg/L) 0.05mg/L以下	-	-	-	

出典：「平成24年度地下水質測定結果」（長野県ホームページ）

2) 地下水のダイオキシン類調査結果

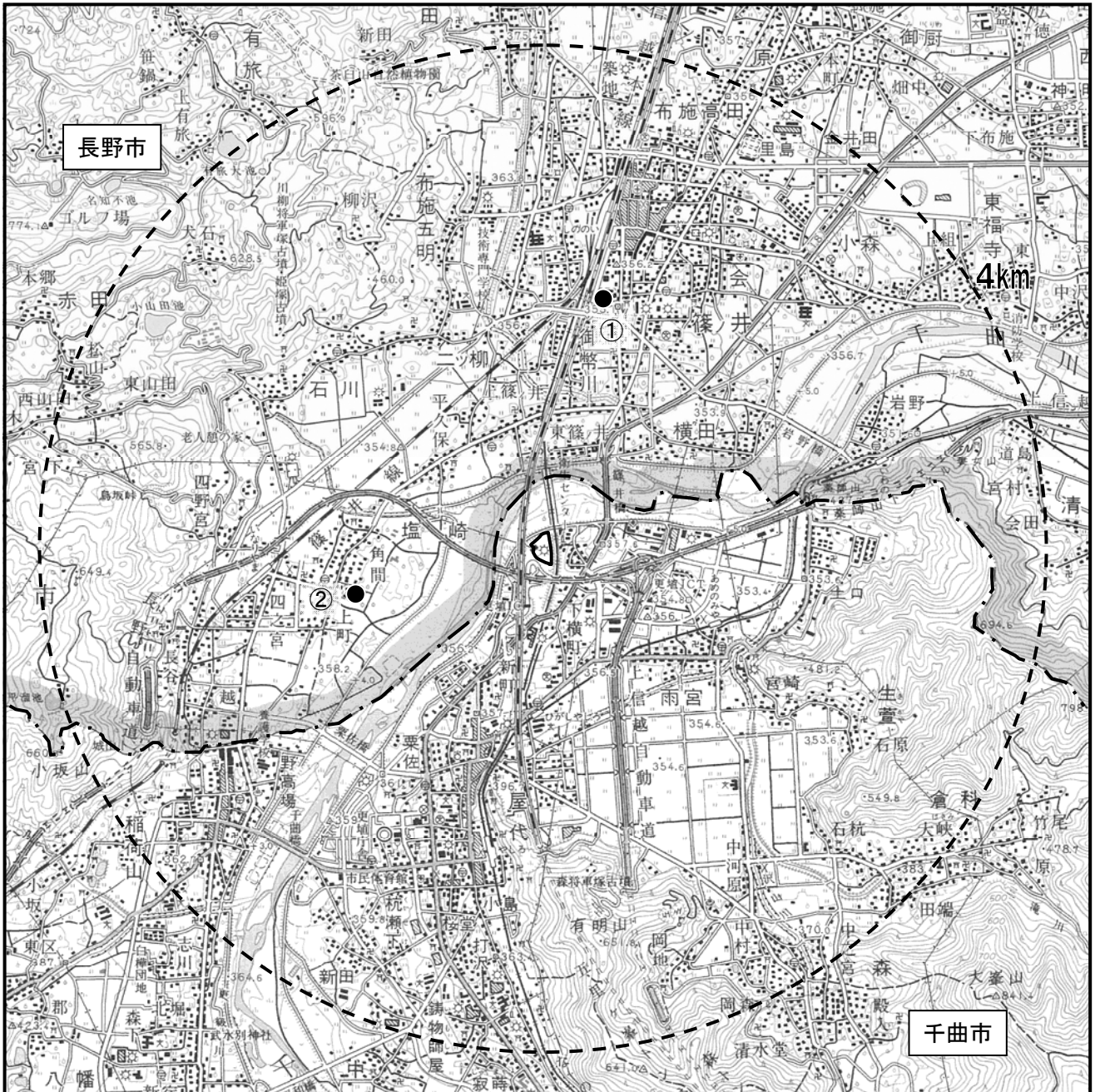
対象事業実施区域及びその周囲における、過去7年間の地下水のダイオキシン類調査結果は表2-3-43に、調査地点は図2-3-39に示すとおりである。

いずれの地点とも、環境基準を満足している。

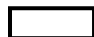


表 2-3-43 ダイオキシン類（地下水）調査結果

地点 番号	調査地点	年度	地下水 (pg-TEQ/L)	
			測定値	環境基準
①	通明小学校（長野市篠ノ井御幣川）	H19	0.033	1以下
②	塩崎小学校（長野市篠ノ井塩崎）	H21	0.085	

出典：「平成19年度～25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  ダイオキシン類（地下水）調査地点

出典：次の資料を基に作成。
「平成 19 年度～25 年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

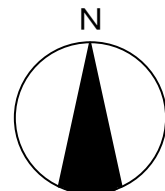


図 2-3-39 ダイオキシン類（地下水）調査地点位置図

9 土壌汚染

対象事業実施区域及びその周囲における土壌のダイオキシン類調査結果のうち、各地点の過去5年間にわたる調査結果は表2-3-44に、調査地点の位置は図2-3-40に示すとおりである。

いずれの地点とも、全ての年度において環境基準を満足している。

表 2-3-44 ダイオキシン類（土壌）調査結果（平成 20～24 年度）

単位：pg-TEQ/g

地点 番号	調査地点名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	環境 基準
1	治田小学校	-	-	1.2	-	-	1,000 以下
2	屋代第五区民館	31	17	-	-	14	
3	屋代中学校	-	0.26	-	-	-	
4	埴生中学校	-	0.094	-	-	-	
5	更埴西中学校	-	0.58	-	-	-	
6	杭瀬下保育園	-	-	-	1.70	-	
7	広徳中学校	-	0.19	-	-	-	
8	会遊園地	6.4	-	-	-	-	
9	篠ノ井西組公園	-	-	-	-	0.12	

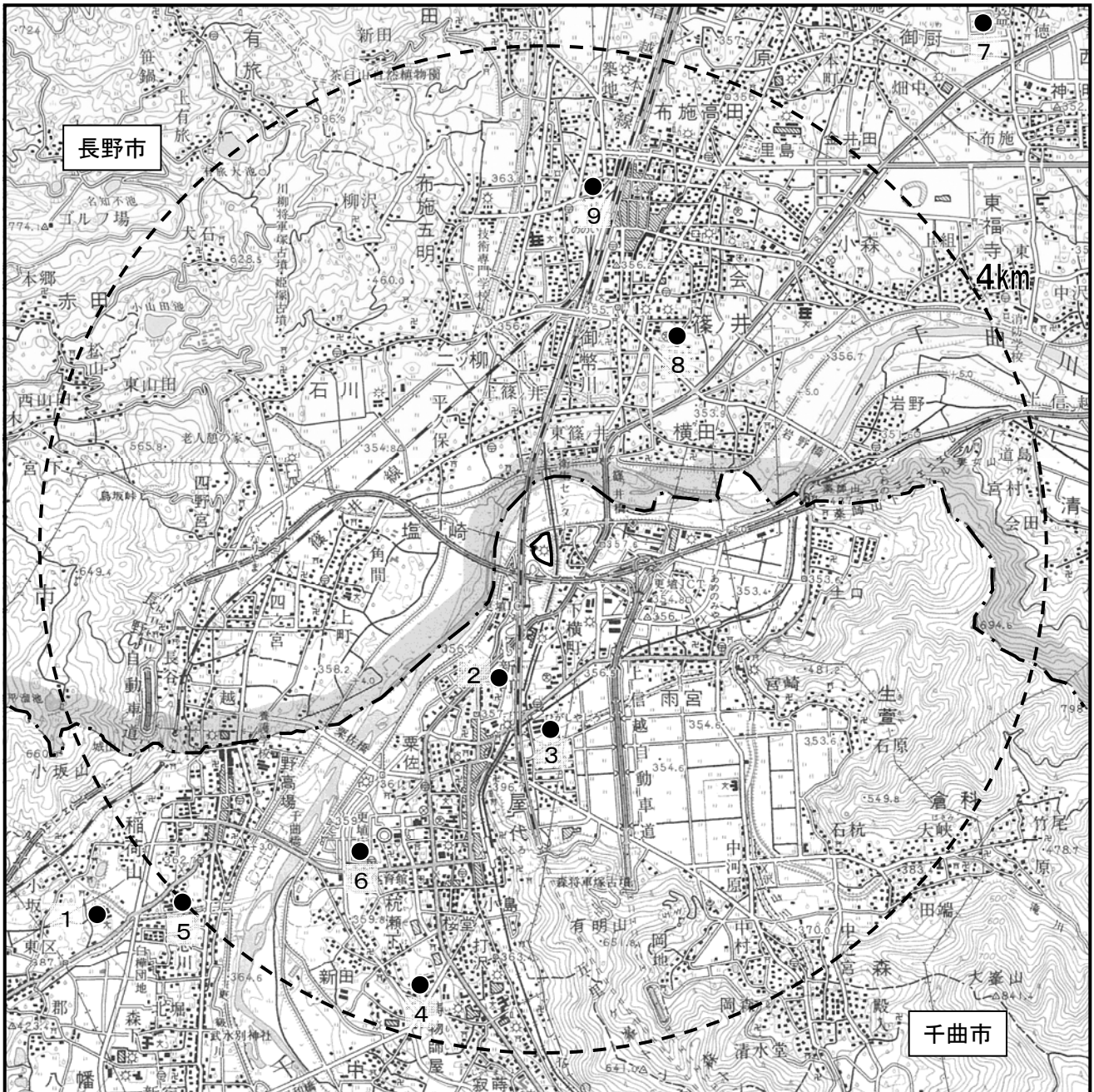
備考) 「-」測定なし

出典：「平成21年度版～25年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

「平成20年度～24年度ダイオキシン類測定調査業務報告書<土壌>」（千曲市）

10 地盤沈下

対象事業実施区域及びその周囲において、地盤沈下の調査は実施されていない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- ダイオキシン類（土壌）調査地点

出典：次の資料を基に作成。

「平成 21 年度～25 年度版長野市環境白書」（長野市ホームページ）

「平成 20 年度～24 年度ダイオキシン類測定調査業務報告書〈土壌〉」（千曲市）

この地図は、50,000 分の 1「千曲市全図」（平成 20 年 8 月 千曲市）及び国土地理院 50,000 分の 1「長野」（平成 10 年 2 月）を使用したものである。

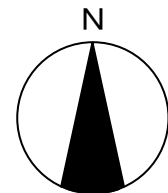


図 2-3-40 ダイオキシン類（土壌）調査地点位置図